

平成 29 年度文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価に関する
調査研究及び仕組みの詳細設計

事業成果報告書

平成 30 年 3 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

はじめに

文部科学省では、職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上のため、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業として、第三者評価システムの構築事業（以下「本事業」という。）を平成 26 年度から継続事業として実施してきており、今年度は4年目となります。

当機構は 26 年度から本事業を受託し調査研究を続けてまいりました。機構が担当した柔道整復師養成分野を含め 8 分野でコンソーシアムが発足しシステム開発やモデル評価事業を開始し、当機構はその連絡調整役も担ってきました。

こうして各々の分野においてシステム開発を続ける中で、第三者評価に関する標準的なシステムを検討することとなり、27 年度はそれまでの検討成果を踏まえて各分野に共通する内容を「共通項試案」として整理し、概念設計に取り組みました。そして 28 年度に実用化を進めるための基本設計として、『分野横断的な第三者評価の仕組み』をまとめ発表しました。

本年度は、この基本設計に基づく詳細設計として、第三者評価の実務上必要な評価基準の解説、評価業務に使用する諸規程や様式類等をひな型として提示し、これらを『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』として発刊することとしました。このマニュアルを活用されることにより様々な分野が存する職業実践専門課程の第三者評価システムが各分野の特色を捉える評価システム構築と第三者評価の実践に向けて活用されることを期待しております。

本書は、今年度事業の取組経過を記録しその成果を取りまとめたものです。

本事業の実施にあたっては、第三者評価の仕組み構築委員会、基準等策定部会、評価組織検討部会の委員の皆様方、公益財団柔道整復研修試験財団、公益社団法人東洋療法学校協会の皆様方に懇切なご指導・ご協力をいただきました。

また、コンソーシアム連絡調整会議、第三者評価フォーラム等についてご協力いただいた各コンソーシアムの皆様、ご指導・ご助言を賜りました協力者会議委員の川口昭彦先生、前田早苗先生に深く感謝を申し上げます。

最後に、第三者評価フォーラム開催等本事業の推進にご支援・ご協力いただいた全国専修学校各種学校総連合会、東京都専修学校各種学校協会、大阪府専修学校各種学校連合会、福岡県専修学校各種学校協会の関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

理事長 茅 野 祐 子

目 次

はじめに

第1章 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 事業の目的
- 2 事業の推進体制
- 3 実施スケジュール
- 4 事業の成果物

第2章 分野横断的な第三者評価の仕組みの構築・・・・・・・・・・ 11

- 1 分野横断的な第三者評価の仕組み構築の検討経過
- 2 委員会・部会・連絡調整会議における検討状況
- 3 『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』の作成

第3章 モデル評価組織による第三者評価の実施・・・・・・・・・・ 17

- 1 モデル評価事業の実施方針
- 2 評価者育成研修の実施
- 3 2形態の評価組織によるモデル事業の実施
- 4 モデル事業の検証

第4章 連絡調整会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 連絡調整会議の開催
- 2 合同研修会の実施
- 3 第三者評価フォーラム 2018 の開催

第5章 まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【資料1：事業方針・調査に関する資料】・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 1 文部科学省における学校評価の取組と今後の展望
- 2 今後の職業実践専門課程と第三者評価
- 3 平成29年度職業実践専門課程への都道府県補助金の概要
- 4 鍼灸師等養成分野のモデル評価の検証
- 5 専攻分野別評価及組織構築・評価組織の全国展開に向けた課題の整理

【資料2：モデル評価組織による第三者評価事業関係資料】・・・・・・・・・・62

- 1 第三者評価報告書【呉竹医療専門学校】
- 2 第三者評価報告書【四国医療専門学校】
- 3 平成29年度第三者評価モデル事業・評価対象校
- 4 平成29年度第三者評価事業・第三者評価委員会・評価部会委員等名簿
- 5 平成29年度モデル第三者評価事業・評価担当部会審査経過

【資料3：研修会・フォーラム関係資料】・・・・・・・・・・109

- 1 専門職大学の認証評価制度について
(文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 主任大学改革官 塩原誠志)
- 2 職業教育分野分類に関する調査研究について
(東京都専修学校各種学校協会常務理事・
東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄)
- 3 医師養成教育における第三者評価のあり方について
(東京慈恵会医科大学教授・日本医学教育評価機構企画・
運営部会長 福島 統)
- 4 職業実践専門課程における分野別評価の可能性
(国際医療福祉大学 保健医療学部 准教授・
リハビリテーション教育評価機構 理事 陣内大輔)
- 5 職業実践専門課程における「分野横断的な第三者評価の仕組み」について
(第三者評価の仕組み構築委員会委員長
・東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄)

第1章 事業の概要

1 事業の目的

(1) 事業のテーマ

職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの詳細設計

(2) 事業の目的

- ① 各コンソーシアムのモデル評価実施結果及び文部科学省が示した第三者評価の観点（設置基準・職業実践専門課程認定要件・学修成果等・内部質保証）等に基づき、昨年度構築した分野横断的な第三者評価の仕組みの基本設計について、第三者評価事業の実用化を図るために、評価基準、規程、各種様式、評価者の育成プログラム等を詳細設計し「第三者評価マニュアル」（仮称）としてまとめ、各コンソーシアム等に提供する。（以下「分野横断的な第三者評価の仕組み構築事業」という。）
- ② 職業実践専門課程における第三者評価の実施体制整備に向け、第三者評価に取り組んでいるコンソーシアム等と連携協力し、評価実施体制のモデル組織を構築し、当該組織により分野横断的な第三者評価の仕組みを用いて第三者評価のモデル評価を実施し、その実施過程及び結果に対する検証を行う。（以下「モデル評価組織による第三者評価事業」という。）
- ③ 各コンソーシアムが参加する連絡調整会議を開催し、第三者評価に関する共通認識と情報を共有してモデル事業を進め、その成果をフォーラムで発表し普及を図る。（以下「コンソーシアム連絡調整」という。）

(3) 事業の内容

① 分野横断的な第三者評価の仕組み構築事業

昨年度構築した、分野横断的な第三者評価の仕組みの基本設計をもとに第三者評価事業の実用化に必要な評価基準、規程、各種様式、評価者の育成プログラム等を、以下の点に留意し詳細設計を行い『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』としてまとめる。

- ・第三者評価の観点（設置基準等・職業実践専門課程の認定要件・学修成果等・内部質保証）に基づく評価のあり方
- ・各職業分野における特色ある教育活動の評価
- ・第三者評価事業の実用化に必要なルール、各種様式等の開発
- ・公正、適正な評価を行うための評価者育成及び評価組織のあり方

② モデル評価組織による第三者評価事業

第三者評価に取り組んでいるコンソーシアム等と連携協力し、評価実施体制のモデル組織を構築の上、当該組織により分野横断的な第三者評価の仕組みを用いた第三者評価のモデル評価を実施し、その実施過程及び結果に対する検証を行い、職業実践専門課程の第三者評価実施体制の整備に向けた課題等について取りまとめる。

○第三者評価モデル実施体制の2つの型及び実施校数

【モデルⅠ】特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「当機構」という。）が教育活動など専門分野に関する一部の評価項目の評価を専門分野関連団体へ委託し、共同して評価を行う型（2校で実施）

【モデルⅡ】当機構が事業実施を専門分野関連団体からの連携・協力を受け一括して当機構で行う型（2校で実施）

○実施に向けた留意点

- ・連携・協力団体との協議、評価組織の構築
（モデル校の決定・評価者の推薦・評価部会運営の委託等）
- ・評価項目基準の策定等モデル第三者評価マニュアルの作成
- ・評価者研修・モデル評価実施
- ・結果公表
- ・事業実施の検証、実用化への課題抽出

③ コンソーシアム連絡調整

各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業を円滑に推進するため、他のコンソーシアムと情報の共有化、進捗状況の相互確認を図るため、以下の点に留意し、連絡調整を行うとともに成果についての総括的な発表を行い職業実践専門課程の第三者評価の普及を図る。

- ・評価の観点等事業実施に関連する事項について基本的な認識の一致を図るため、第三者評価に関する基本的な共通認識に関する研修会の開催
- ・職業実践専門課程における第三者評価に関する分野横断的な仕組みの構築の意義、検討経過についての専門学校関係者等に向けた情報発信

2 事業の推進体制

(1) 事業の受託者

本事業は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が受託し、事業を実施した。なお、当機構のこれまでに取組んだ学校評価に関する受託事業の状況は次のとおりである。

年 度	主な内容	備 考
25年度	学校評価ガイドラインに基づくモデル実施の開発・実証 ・学校関係者評価のマニュアル作成 ・モデル評価の実施(2校) ・学校評価マニュアルの作成 専修学校のガバナンス等改善に資する学校評価等研修モデルの構築 ・研修プログラムの策定(管理者・実務者・推進者) ・研修テキストの作成、学内研修モデルの作成 ・仙台、名古屋、大阪、福岡、東京で研修実施	文部科学省学校評価ガイドラインの策定 (H25.3) 職業実践専門課程認の制度化 (H25.8)
26年度	柔道整復師養成分野にかかる第三者評価システムの構築 ・先行事例調査、柔道整復師養成課程及び職業実践専門課程認定校の学校評価実態調査結果のまとめ ・機関別、分野別評価等の評価システムに関する検討と評価基準及び第三者評価システム構築の経過 ・モデル実施のための計画・要項等 各コンソーシアム間における連絡調整会議 第三者評価フォーラム等の実施(大阪・東京)	
27年度	柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業の実施・システム等の検証(3校) 11コンソーシアムにおける取組みをもとに、各分野で共通に適用できる枠組「共通項試案」を策定 各コンソーシアム間における連絡調整会議・合同評価者研修実施 第三者評価フォーラム等の実施(大阪・東京)	
28年度	「分野横断的な第三者評価の仕組み～教育の質保証・向上への提案～」の策定 各コンソーシアム間における連絡調整会議・合同研修(学修成果と第三者評価) 実施 第三者評価フォーラム等の実施(仙台・大阪・福岡・東京)	
29年度	第三者評価事業の実用化を図るために、評価基準、規程、各種様式、評価者の育成プログラム等を「第三者評価マニュアル」として作成 職業実践専門課程における第三者評価の実施体制整備に向け、評価実施体制のモデル組織を構築し、当該組織により第三者評価のモデル評価を実施(4校) 各コンソーシアム間における連絡調整会議・合同研修(分野別評価の可能性) 実施 第三者評価フォーラム等の実施(大阪・福岡・東京)	専門職大学等の制度化 (H29.5)

(2) 各事業の組織構成及び委員

本事業は前記(2)の3つの目的を達成するため、次のとおり担当組織を分けて進めることとした。それぞれの組織は、事業展開の主要な節目で相互の情報交流を図り、全体として職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究と仕組みの詳細設計構築へ向けた活動を行った。

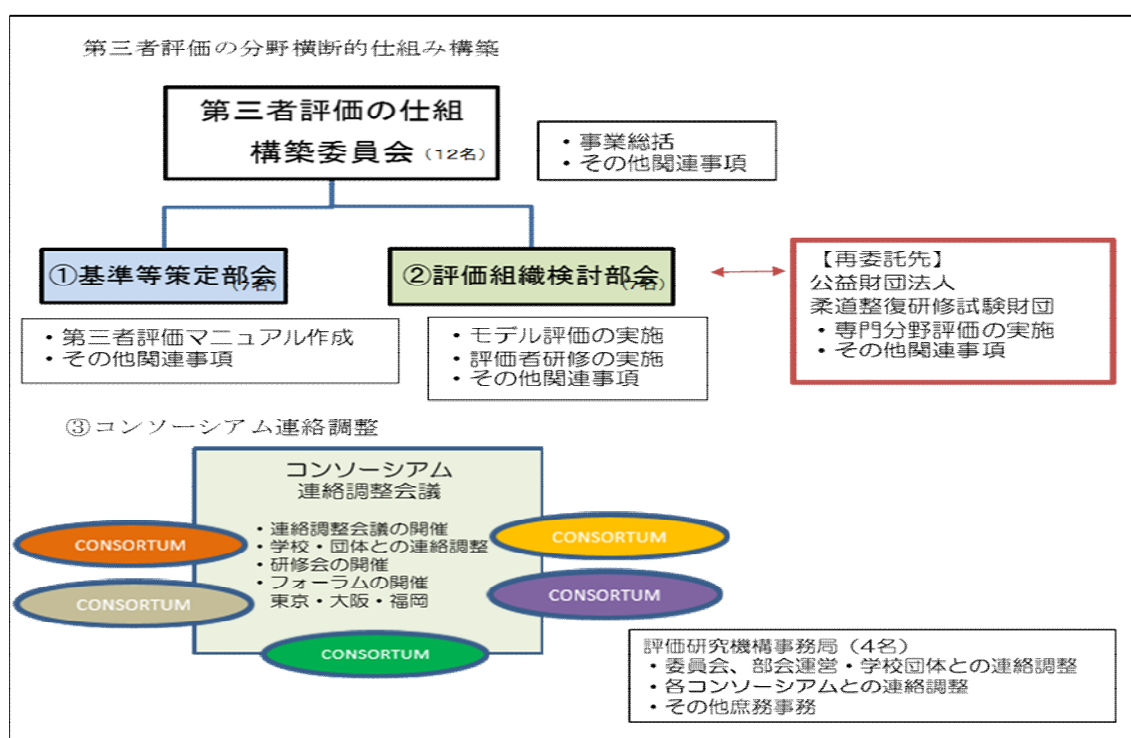
① 分野横断的な第三者評価の仕組み構築事業

分野横断的な第三者評価の仕組みの構築事業は、基準等策定部会で調査研究を進め、第三者評価の実用化に向けて必要な規程や様式類のひな型を開発し詳細設計としてまとめるなかで、『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』を作成した。

② 分野モデル評価組織による第三者評価事業

モデル評価組織による第三者評価事業は、評価組織検討部会で専門分野の教育活動に重点をおいた2タイプのモデル第三者評価組織を編成し、評価事業の進行管理を行い、事業結果の検証を行った。また、外部の独立した評価組織モデルについては公益財団法人柔道整復研修試験財団に事業委託を行って実施した。

この2つの部会の活動を総括し、総合的な検討を行う組織として、昨年度から引き続き第三者評価の仕組み構築委員会を継続設置した。



第三者評価の仕組み構築委員会(12名) ※委員長は関口正雄氏が就任

大久保力	東京経営者協会顧問 職業人教育学会会長
岡部雅人	公認会計士
川口昭彦	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
古賀稔邦	学校法人電子学園 日本電子専門学校 校長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
福島 統	東京慈恵会医科大学 教育センター長・教授
福田益和	一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会 理事長
前田早苗	国立大学法人千葉大学 普遍教育センター 教授
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問
吉原宏幸	東京都生活文化局私学部私学行政課長

基準等策定部会(7名)

植田 威	学校法人岩崎学園 理事
岡部雅人	公認会計士
古賀稔邦	学校法人電子学園 日本電子専門学校 校長
清水尚道	学校法人森ノ宮医療学園 理事長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
高橋 稔	学校法人川口学園 早稲田速記医療福祉専門学校 講師

評価組織検討部会(7名)

大麻正晴	学校法人大麻学園 副理事長
三大寺秀豊	一般社団法人 福岡県専修学校各種学校協会 事務局長
重里徳太	学校法人福田学園 理事長付 学園本部広報室長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
高山雅行	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 理事
福島 統	東京慈恵会医科大学 教育センター長・教授

③ コンソーシアム連絡調整

今年度は5分野のコンソーシアムと当機構の6団体で連絡調整会議を開き、分野横断的な第三者評価システムについて検討するほかに合同研修会や第三者評価フォーラムなどを実施した。

コンソーシアム連絡調整会議の構成員(6団体)

No.	事業名	実施機関
1	自動車整備学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校協会
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園
3	専門職高等教育質保証機関の国際連携の推進および美容分野におけるその成果の活用	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
4	職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進	学校法人敬心学園
5	動物系職業実践専門課程における実効的な第三者評価導入のための取組	一般社団法人全国動物専門学校協会
6	職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの詳細設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

④ 事務局 事務局は、委員会・部会の運営、専門学校・関係団体との連絡調整、各コンソーシアムとの連絡及び事業の会計処理その他の業務を担当した。事務局員には当機構の事務局から従事した。

真崎裕子	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 事務局長
金城義之	同上 評価スタッフ

3 実施スケジュール

この事業は、平成 27 年度に取組んだ標準的な第三者評価システムの概念設計作成からスタートし、28 年度に基本設計をまとめ、今年度の事業はその成果をもとに、より実現可能性を見据えた調査研究を続け、詳細設計として諸規程や各種様式類のひな型を開発するなど実務志向型の開発を進めることになった。加えて、第三者評価を実施する評価組織のあり方を描くこととした。この一連のシステム開発取組の流れと今年度の具体的な実施スケジュールを次ページ以下に図示する。

4 事業の成果物

(1) 出版物

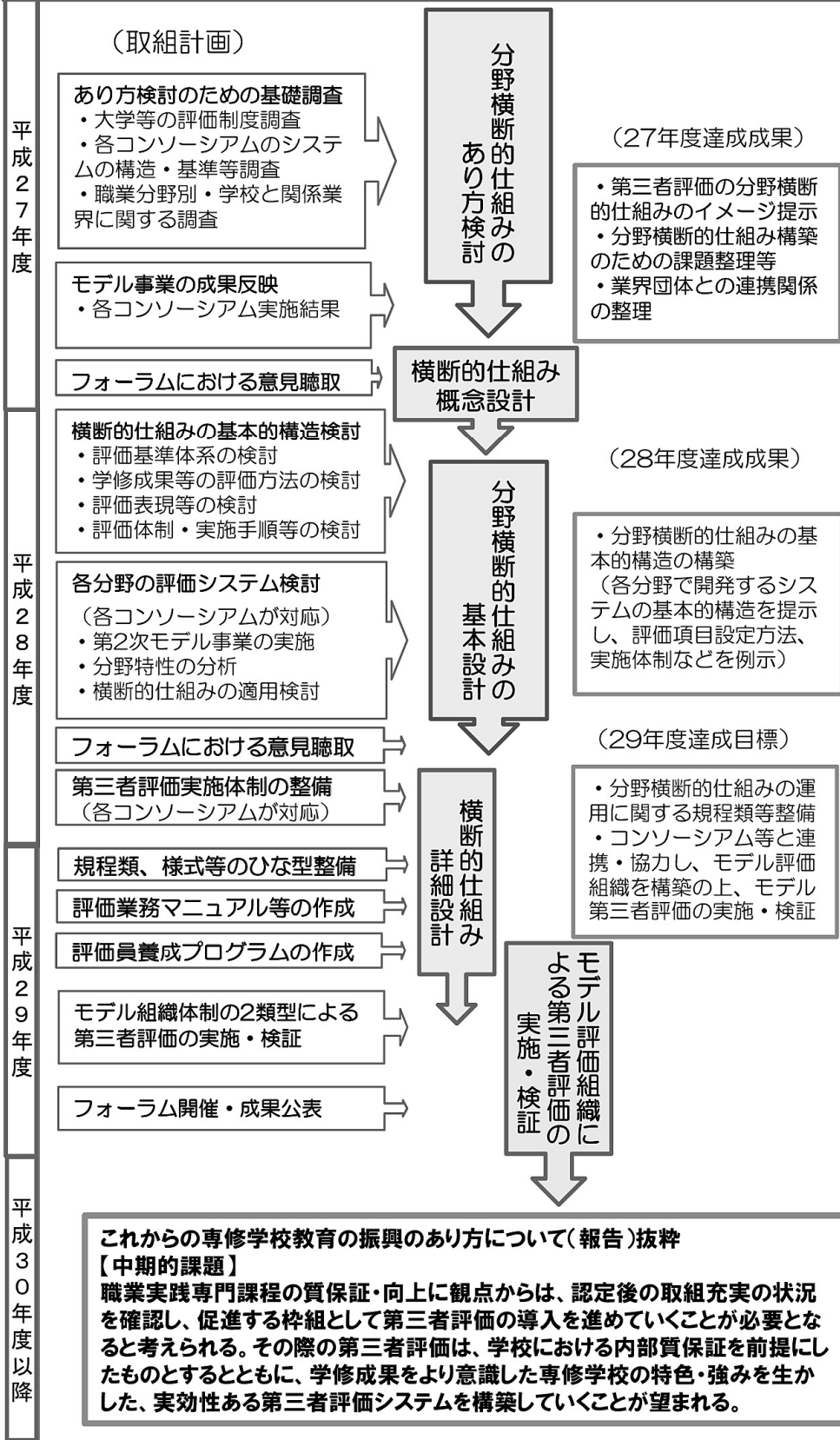
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組を推進するため、分野横断的な第三者評価に関する調査研究に基づき、第三者評価の仕組みの基本的考え方やシステムの構造から評価実務のための手引きとなる資料と、その検討経過や取組の一環として開催されたフォーラムなどを記録する報告書として、次の 2 つの出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

- ① 業実践専門課程の第三者評価マニュアル
- ② 事業成果報告書

(2) 発行部数

各 600 部

第三者評価の分野横断的仕組み構築事業の取組と目標



平成29年度 文部科学省受託事業スケジュール

区分	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
事業総括	事業計画	事業実施準備	分野横断的な第三者評価の仕組み詳細設計の検討	詳細設計まとめ
① 第三分野構築事業模範的評価の仕組み	企画提案書・事業計画書作成	昨年度研究の課題・論点整理	評価基準、規程類、様式等のひな型作成	第三者評価マニュアル作成
		評価員養成プログラム作成		事業成果報告書作成
② モデル第三者評価組織による	モデル評価基準書、実施要項、様式等の作成	モデル校(C・D校)における評価資料等作成	モデルIIに基づくC・D校の第三者評価実施(機構内に東洋療法学会の関与する部会設置)	モデルI・II事業結果検証
	モデルI・II受審校選定交渉	評価委員入選	評価委員研修	評価組織のあり方検討(分野別組織・全国展開)
			モデルIに基づくA・B校の第三者評価実施・結果の検証(未道整復研修試験財団に業務委託)	
③ 連携・ネットワーク構築		連携調整会議①	研修会開催(東京)	連携調整会議②
				フォーラム開催(東京・大阪・福岡)

 第三者評価の仕組み構築委員会
  基準等策定部会
  評価組織検討部会

第2章 分野横断的な第三者評価の仕組みの構築

1 分野横断的な第三者評価の仕組み構築の検討経過

- 当機構は平成27年度の文部科学省受託事業において標準的な第三者評価システムの概念設計に取り組んだ。これは、26年度に職業実践専門課程の8つの分野で取り組んだ第三者評価のモデル事業の内容を比較対照し、評価基準や評価体制などが分野によって大きく異なるケースがあり、ある程度共通の枠組で構成された評価システムを考える必要があったからである。

標準化のためには基本的な枠組はできるだけ共通なものとし、各分野はそれぞれの分野特性を生かすようなシステムや基準の工夫を行うことが適切である。この考え方に基づいて「職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案」がまとめられた。

- 28年度は、分野横断的な第三者評価の仕組みの構築を目指して基本設計に取り組んだ。「分野横断的」という表現は、各分野の取組の成果を取入れつつ分野の違いを超えて共通的に適用できるような骨格を有するシステムを志向している。基本設計の方針としては、具体的に評価基準や評価方法等についてシステムのモデルを提示することとした。これにより、各コンソーシアムのシステム構築の完成に向けたヒントを提供することと同時に、今後、第三者評価に取り組むであろう多くの分野のシステム構築に活用することができる「第三者評価の仕組み」として提供する意図をもっている。

システムの構築にあたっては、前年度にまとめた「共通項試案」で提示された共通項を軸に、職業実践専門課程の認定要件、専修学校における学校評価ガイドラインとの関連性、共通項で課題として残された問題等を整理しながら、評価基準項目例、評価業務の進め方、評価組織のあり方などを検討した。その検討の結果を『職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み』という冊子としてまとめ、専門学校関係者に配布した。

- 29年度は、基本設計としての『職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み』に基づいて、より実用化を目指して評価基準の細部の検討や評価業務の実施に必要な諸規程、様式類のひな型を作成し、残された課題等を解決して『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』の作成を目標として事業活動を行った。

2 委員会及び基準等策定部会・評価組織検討部会における検討状況

(1) 第1回基準等策定部会（平成29年9月1日）

今年度の事業計画やスケジュールを事務局から説明し、検討の進め方を確認して議案の審議に入った。

最初に提出された議案は、昨年度に中項目までを定めた評価基準モデルについて、小項目やチェック項目、参照資料名、各評価項目の対象区分を加えて一覧表にまとめた資料である。このモデルは、評価組織検討部会が指揮して実施する鍼灸分野のモデル第三者評価事業において適用される評価基準の原型となるもので、早急に内容を確定する必要があるとあって審議されたものである。討議の中で、大学評価ではこれほど詳細なチェックは第2ステージでは行っていないが、初めて第三者評価を実施することを勘案すると丁寧に行う必要があるとの意見、機関別と分野別一体型の評価基準でも、それぞれの専門家が別々に評価にあたるべきではないかとの意見などがあり、承認された。

その他の議案として、自己評価報告書と第三者評価報告書の様式（ひな型）と、第三者評価マニュアルに盛り込む主要項目について審議され、承認された。

(2) 第1回第三者評価の仕組み構築委員会（平成29年9月11日）

文部科学省から専修学校教育振興室長と室長補佐が出席し、今年度の事業についての説明があり、第三者評価の開発の段階から普及・実践につながる取組を進めてほしいという話があった。

事業計画とスケジュールについて事務局から説明し、議案の審議に

入り、第1回基準等策定部会における検討状況などを報告し、詳細設計に関する主要な検討課題について活発な討議が行われた。

主な議論としては、次のような意見があった。

- ・機関別と分野別評価では、評価基準として一体型と分離型があるが、評価組織としても一体型、独立型、連携型の3タイプが想定される。
- ・学校の目的や学修成果の目標が達成されたかを見る以上に細かいことを機関全体で見るのは困難。



- ・第5次提言で専修学校は質の保証が担保されていないという指摘に対して、まず機関別評価をしっかりと行うことではないか。
 - ・先行する大学の評価方式が専門学校まで影響しているようだが、専門学校はもっと自由度があってもいい。
- 最後にモデル評価の実施計画についても説明し承認された。

(3) 第1回評価組織検討部会（平成29年9月20日）

今年度の事業計画やスケジュールを事務局から説明し、検討の進め方を報告し了承された。

評価組織のあり方について、基本的な方向性、専攻分野別評価組織のあり方、評価機関のあり方について審議を行った。分野別評価組織については、外部団体と連携する方法と機構内部に部会を設置して実施する方法が現実的な対応である。評価機関については、東京都以外でも必要かという点では組織を作るためには経費等について課題があり難しいのが現状であるが、機構のような機関と各県単位の専修学校協会との連携もありうる。その他リハビリ養成校、看護師養成校などの動向について意見交換を行った。



(4) 第2回基準等策定部会（平成29年12月1日）

分野横断的な第三者評価の詳細設計に向けた課題の整理として、次のような点について討議を行った。

- ・学生募集等の評価において、定員充足というチェック項目が必要か。
- ・成績評価において、現在は多様な評価手法があるがどう考えるか。
- ・学修成果の評価において、卒業時アウトカムという目標を定めるか。
- ・社会的評価は分野によって事情が全く違うが、どう取り扱うか。
- ・30年度から教育課程が変更になる分野は新しい項目が必要か。

ほかに、基本設計段階で残されていた課題として、次の2点についても討議を行った。

- ・不適合や改善を求めるケースについての改善状況の報告・公表の問題
- ・財務運営の評価基準と評価部会のあり方

(5) 第2回評価組織検討部会（平成29年12月8日）

冒頭、部会長から、文部科学省協力者会議における発言内容について説明があった。「分野別評価の可能性」研修会及びモデル評価の実施状況について事務局から報告を行った。続いて前回会議の主な意見内容について確認ののち分野別評価組織及び評価組織の全国展開についての討議を行い、評価組織の運営経費の問題、評価コストをどのように負担するのか、評価料に対する補助制度の可能性など課題が多くあることが確認された。評価組織のあり方については引き続き次回討議を行うことが了承された。

(6) 第2回第三者評価の仕組み構築委員会（平成29年12月18日）

会議の冒頭で委員長から、最近の注目すべき動向として次の説明があった。

- ・専門職大学等の分野別評価において、評価団体が形成できない場合は専門家による検証結果を公開することでもよいという見解が示された。
- ・厚生労働省のリハビリテーション分野のカリキュラム検討委員会で、養成施設についても第三者評価を導入することが決定した。

次に、第2回基準等策定部会で審議された詳細設計に向けての課題等について、討議を行った。その中で、財務運営評価のあり方について、専門学校の財務体質の見方として、経営計画や中期計画等に基づいて運営されているということが前提であり、そのうえで財務状況を見ないと財務評価は難しいという意見があった。

また、モデル第三者評価事業の進捗状況についても、報告があった。

(7) 第3回基準等策定部会（平成30年1月29日）

モデル評価事業の経過及び第三者評価委員会の結果等事務局から報告をお行った。財務評価部会の委員から財務基盤の項目の評価について、財務基盤の安定及び適正な経理処理、監査の実施などの要件があり、評価4校のうち1校は総合的にみて不適合の評価を行った旨の説明がなされた。

第三者評価マニュアルの関連で分野横断的な評価基準項目と分野の独自性とのバランスをどのようにとるか議論がされた。分野横断基準項目と独自性とは双方からアプローチが必要であり、財務については計画との整合性が重要である。成績評価の基準、適正な運用など今後、重要となる評価項目があるとの意見があり、引き続き基準項目については継続した検討が必要であるとの方向性が確認された。

ほかに事業成果報告書の構成、第三者評価フォーラムの実施要項について事務局から説明があり了承された。

(8) 第3回評価組織検討部会（平成30年1月30日）

会議の冒頭、職業実践専門課程に対する経常的補助制度が東京都の30年度予算案に盛り込まれたことは、大きなニュースであり、議会で予算案が可決されると全国で10団体が補助制度を持つことになる。一方、高等教育の無償化の話もあり、いずれも、教育内容等の質の保証を担保することが重要になると説明があった。

まず、モデル評価事業の経過及び第三者評価委員会の結果等事務局から報告を行った。今回は柔道整復研修試験財団との連携で、それぞれ役割を決めて実施したが、時間の関係で調整・協議の場が確保することができなかった点など、今後、取組んでいく上での反省点がいくつか確認された。

続いて、第2回会議の主な意見を整理し、分野別評価組織の構築及び全国展開に向けた課題の整理を行った。分野別評価では、これまでの分野以外にトライアルするべきで、全国展開については、県単位、エリア単位にブランチを設けるなどの意見も出されたが、来年度に向け、第三者評価の機運が醸成されている地域との連携を模索していくべきであるとの方向性が確認された。ほかに事業成果報告書の構成、第三者評価フォーラムの実施要項について事務局から説明があり了承された。

(9) 第3回第三者評価の仕組み構築委員会（平成30年2月20日）

モデル評価の実施結果、アンケートに基づく検証について事務局から報告を行い意見交換が行われた。第三者評価結果は公表するが、それのみでは自己評価報告書も公表すべきとの意見が出された。

これはスタートでありこれからの課題であるとの意見も出された。また、会議の有無などチェックのみでは評価にならず教育内容・活動への反映など確認するような評価が必要であるとの意見も出された。

続いて事業の取りまとめとしてマニュアルの作成、事業成果報告書の構成について説明し了承された。

また、来年度の取組について、各部会の審議を経て、他分野及び地域との連携につい



て検討する旨の報告を了承された。

続いて、第三者評価フォーラム大阪会場のアンケート調査結果の報告と今後、福岡、東京とそれぞれ開催する旨の報告を行い了承された。

最後に、機構の大久保副理事長から委員各位へ感謝の意が伝えられ、今後の指導・助言について協力を求めた。

3 『職業実践専門課程の第三者評価マニュアル』の作成

- 詳細設計をまとめるにあたり、これまでの様々な検討結果を振り返り、関連する事項間の整合性などの確認を行った。また、これまで並行して実施してきたモデル第三者評価事業における評価基準の有効性や様式類の使い勝手などの確認・検証も参考にした。評価業務の進め方についても、実際に評価の現場で直面した問題などを把握し、改善を考えなければならない。こうした作業は思いのほか時間のかかることであった。
- システムの中核となるモデル評価基準については、9月の時点でほぼ実用化できる形になっていたが、モデル第三者評価事業で評価担当部会を3つに分けて運用した際に、基準上に共管項目が生じた。これを避けるため、項目の見直しや入れ替えを行った。
また、評価基準の趣旨や解釈運用についても、できるだけ詳しい解説を付けることとした。
- 規程類や様式等のひな型については、この4年間で蓄積してきたものを生かし、ひな型としての形を整える程度の作業で済んだ。
- このように、少しずつ出来上がったものを積み重ねていくようなことで、マニュアルに盛り込む材料は揃ってきた。あとは順序立てて書き上げるだけだが、これにはさすがに難渋した。できるだけ、わかりやすいものをと努めたところであるが、親しく読みやすいマニュアル作りの難しさを痛感した。この点については、今後改訂の機会があれば工夫していきたい。

第3章 モデル評価組織による第三者評価の実施

1 モデル評価組織による第三者評価の実施計画

- 新たに構築した評価システムを適用して、実際に特定の職業実践専門課程を設置する専門学校を対象として第三者評価をテスト的に行うモデル評価は当機構では平成27年度に3校実施した。これは26年度に開発した柔道整復師養成分野のための第三者評価システムをテストし検証を行ったものである。

27年度と今年度のモデル評価事業の違いは、次の表のとおりである。

	平成27年度	平成29年度
目的	柔道整復師養成分野の第三者評価システムのテスト	分野横断的な第三者評価システムのテスト 評価組織をモデル設定して、組織運営の課題などを調査する
評価体制	当機構内に評価組織を設置	モデルⅠは、外部の団体に委託 モデルⅡは、当機構内に設置
評価部会の編成	1校につき1部会を設置	1校につき次の3部会を設置 ・教育活動等評価部会 ・学校運営等評価部会 ・財務運営評価部会
評価対象	柔道整復師養成校 3校	モデルⅠ 柔道整復師養成校 2校 モデルⅡ 鍼灸師養成校 2校

- 29年度に実施したモデル評価組織による第三者評価の実施体制は次ページの図のとおりである。(この図に基づくモデル評価組織の2形態の実施体制については、2ページの記述を参照されたい。)

この2形態においてそれぞれご協力をいただいた団体は次のとおりである。

- ・モデルⅠ：公益財団法人柔道整復研修試験財団（委託契約）
- ・モデルⅡ：公益社団法人東洋療法学校協会（教育活動等評価部会の支援）

- モデル評価組織による第三者評価で適用する評価基準は第1回基準等策定部会の議を経て第1回第三者評価の仕組み構築委員会で承認された評価基準一覧表をベースとして取り扱う。

なお、この基準において3部会の所管する評価項目は次のとおりとする。

- ・教育活動等評価部会 →大項目・基準1～3
- ・学校運営等評価部会 →大項目・基準4～基準7（中項目7-3を除く）
- ・財務運営評価部会 →中項目7-3

- ・評価項目の中で、教育活動等評価部会と学校運営等評価部会で共管とする評価項目が若干存在する。
- ・分野の特性に鑑み、任意の評価項目として、大項目「社会貢献・地域貢献」を追加し、学校運営等評価部会の所管として扱うこととした。

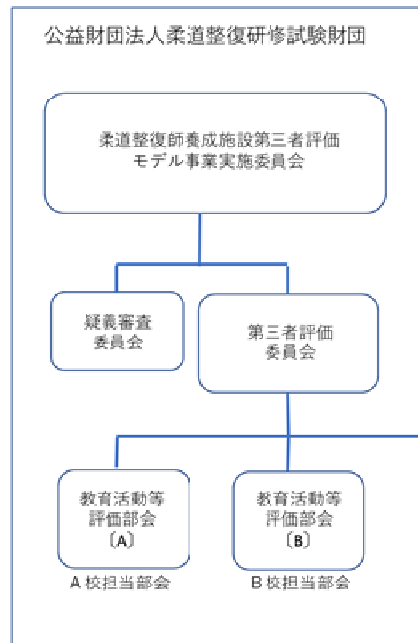
2 評価者育成研修の実施

- モデル評価組織による第三者評価を担当する評価委員は1校当たり7名程度必要で、評価を受ける学校を4校と想定しているので、重複して担当するケースがあるとしても、20人前後となる。この人選が評価運営上まず取り組まなければならないことで、交渉にかなりの日時を要することもあるので、早めに取り組むことが肝要である。
- こうして評価委員に就任する方の中には第三者評価に関わったキャリア豊富な方は少なく、全く初めてという方が多い。そこで、実際の評価委員としての業務に就く前に、一通りの評価業務に関する研修を実施する必要がある。今回は、10月16日と17日に実施した。研修のプログラムは1日コースで組んでいるが、日程の都合がつかない方がるので、全員に受講してもらうように同じプログラムで2回実施することとした。
- 研修プログラムの主な内容は、次のとおりである。
 - ・第三者評価制度に関する一般的解説
 - ・専門学校・職業実践専門課程の第三者補評価制度
 - ・第三者評価委員の役割
 - ・書面調査の進め方
 - ・第三者評価報告書の記述方法



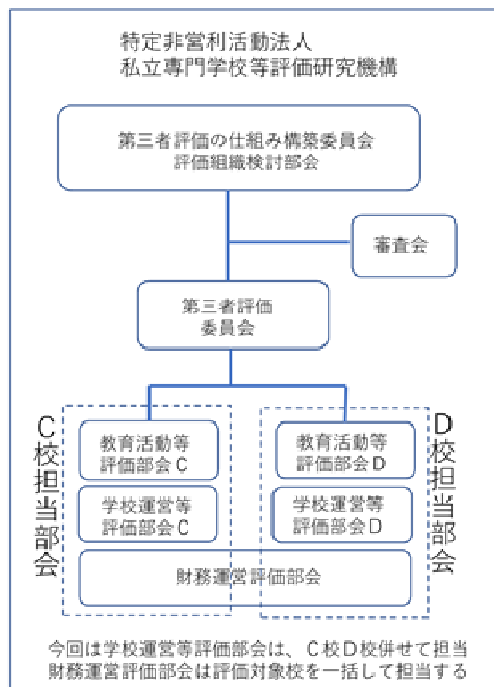
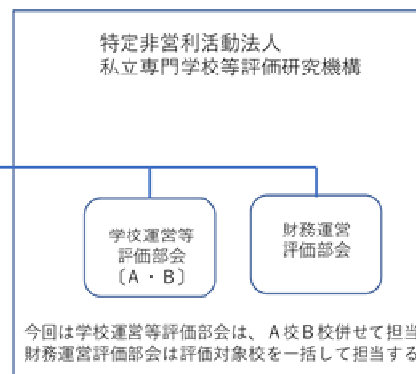
3 2形態の評価組織によるモデル事業の実施

- 2形態の評価組織の実施体制を描くと、以下のようになる。なお、今回は2階層の評価体制をとることとする。



【モデルⅠ】

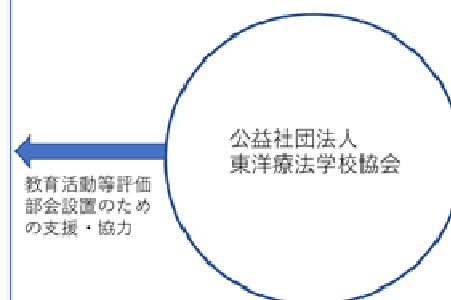
このモデルは、分野の関係団体が主体となって分野独立型の評価組織を設立するケースである。
この図の場合は、柔道整復研修試験財団が主体となって、学校運営等と財務運営の評価業務を私立専門学校等評価研究機構と連携して第三者評価を実施する形をとっている。



【モデルⅡ】

このモデルは、機関別評価を主とする評価組織の中に、分野関係団体の支援を受けて分野別評価を担当する部会を設けるケースである。

この図の場合は、鍼灸師養成分野の東洋療法学校協会から評価委員の推薦などの協力を受けて、私立専門学校等評価研究機構で評価組織を編成している。



- モデルⅠは、主たる評価機関を柔道整復研修試験財団とし、学校運営・財務の評価を評価機構が分担し、評価結果を通知し、主たる評価機関が第三者評価委員会を開催し最終的な評価結果を決定し、学校に通する形態である。
- 柔道整復研修試験財団は、昨年度文部科学省から受託しモデル事業を実施していることから、評価業務に問題はなく事業を完了させている。
- モデルⅡは、主たる評価機関は、評価機構で、評価機構内部に、学校運営部会、教育活動等部会、財務部会を設け、鍼灸師等の分野の第三者評価を実施した。このため、鍼灸師等の学校団体である、東洋療法学校協会は、モデル校の選択、教育活動等分野の評価者の推薦など分担し双方共同して、第三者評価を実施した。
- 教育活動等分野の評価委員は、学識者、臨床及び業界団体、養成学校関係者、それぞれの区分から 1 名ずつ推薦を受け、教育活動を主に集中して評価することができた。
- 事業は実施では短期間でのモデル評価となったことにより、モデルⅠでは、双方の機関の協議の場が確保できなかった。また、モデルⅡにおいても、書面調査、訪問調査、原案作成までの評価の流れが、一部逆転したため、モデル評価のスケジュール管理に問題があり、完全化かたちのモデル評価とはならなかったが、分野に特化した教育活動の評価を行うための必要な評価者の選任が円滑にできた面もある。
- 評価実施体制、委員、審査経過、第三者評価報告書等は資料として添付した。

3 モデル事業の検証

- アンケート等による意見の聴取を行い指摘された項目について今後の対応等検証した。

評価部会運営

- 評価担当部会における意見等からは、教育活動等評価部会、学校運営等評価部会、財務運営評価部会それぞれの機能と役割分担の検討が必要であり、学校運営等評価部会と財務評価部会は、少なくとも 1 回は合同で評価した方がよい。組織の内部統制など関連項目を合同で評価することにより妥当な評価結果が得られるのではないかと意見があった。
- ⇒ 評価部会を上記 3 部会で運営したが、スケジュールの関係上、結果として、協議の時間を設けることができなかった。分けて運営するについては意義があるが、今後の対応では、協議の場、合同開催など検討し実施することにしたい。

評価項目基準

○評価項目基準では、財務関係比率について自己評価における指標や目標を明確に定めていない場合の評価方法をどうするか。財務基盤の安定については、具体的な財務比率が悪くとも自己評価及び達成していればよいとするのか、単純に基準を定めて評価すべきか検討が必要ではないか。

⇒評価項目・基準等については、特に財務基盤等の評価について意見が寄せられた。今後の対応は以下の方向で検討する。

・財務基盤の評価について、財務比率の評価と、財務運営の計画性の評価、学校部門、法人全体など異なった観点での評価が必要であり、基準等のあり方について検討する。

書面調査

○学校から提出される自己評価報告書における資料の標記の統一が必要、4校の書面調査は、時間が不足し、十分に内容を吟味できなかった。評価シートの記入は初めてのため、要領を得なかった。評価シートを3人で記入するより、担当を決めてそれを協議した方が、各人の負担が軽減するのでは？

⇒評価者が求めている資料と提出された資料との相違があった。提出する資料など具体例は記載されているが、評価される側の慣れも必要かと思う。

訪問調査

○何をヒアリングするかを事前に明確にして取り組んではどうか。

○その場で提出された資料を評価者全員で確認する作業に少し時間がかかりすぎたように感じた。

○訪問・ヒアリング調査時には、ヒアリングの実施と資料の閲覧を行うが、時間が不十分

一方、2日間にわたり実施をする場合、日程調整が大変になる、経費増、学校の事務負担増にもなり、これもまた難しいことと思うが、学生インタビューも併せて考えると、2日間にわたっての訪問調査も必要ではないか。

○書面調査のイメージが、訪問等を行い、学校の実体が明確になった。

○学生等のインタビューは必要性及び学生が答えた内容が正確か否かについて確認する機会がない。

評価のどこに反映させるのか、時間の問題など多くの課題があり実施方法も含めて検討する必要がある。

⇒訪問調査時の課題では、スケジュール管理、時間をどれくらいかけるかなど難しい問題があるが、学生等のインタビューの人数についても所要時間の中で人数を決めざるを得ない点などがあり、更なる検討が必要である。

評価の時期

○時期を変更する方がいい（6月～12月頃が適当：諸々事情があるかと思いますが、少しでも早い時期から始めたい）

○スケジュールの見直し、書面調査を十分行ったうえで、実地調査を行う

⇒評価方法の書面調査等に関する意見は、ほとんどがスケジュール管理と関連する内容である。今回は、事業のスタートが文科省との委託契約の関係で遅くなり十分な時間が取れなかった。契約に関わらず準備が必要であり、今後進め方について検討したい。

原案作成の審議方法など

○事務局の方で集約していただき原案を作成していただいたので統一感もあり、非常にわかりやすかった。評価は全体的に優しい印象を受けた。

○事務局としては大変だとは思いますが、現行方式でよいと思う。

○それぞれの学校により、評価報告書の内容、分量に差があると感じた。

⇒評価原案は、たたき台を事務局で作成し、審議した。業務量があるので評価機関における事務局機能の組織的課題として今後検討が必要になる。

第4章 連絡調整会議の運営

1 連絡調整会議の開催

- 当機構は平成26年度の文部科学省受託事業開始以来、他の分野のコンソーシアムとの連絡調整会議の事務局を務め、年数回の会議開催のほかに、関連する行事として、コンソーシアム合同開催の研修会や第三者評価フォーラムなどを催してきた。今年度も連絡調整会議2回、合同研修会1回、第三者評価フォーラムを東京、大阪、福岡の3都市で開催している。

連絡調整会議の開催目的は、それぞれにシステム開発を進めるコンソーシアム間の情報の共有化を図り、共通の課題等について討議し解決を図ることにある。特に、分野横断的な第三者評価システムの仕組み構築に当たっては、分野の特性や事情も把握する必要がある、会議の場で得られることは少なかつた。

(1) 第1回連絡調整会議（平成29年9月28日）

会議の初めに、文部科学省の専修学校教育振興室の室長補佐から、平成29年度事業の方向性について説明があった。

続いて、各コンソーシアムから今年度の取組状況などについて報告があり、質疑応答が交わされた。文部科学省の「専修学校の質の保証・向上に関する調査協力研究者会議」委員からは、次のような発言があった。

- ・ 養成施設のように別の監督官庁が定める規則等と第三者評価の基準が両方ある分野の場合、目的が違うので評価領域が一致していない場合もある。それぞれに評価の指標がある場合、相互に検証しながら取り扱い、特に不適合の判定などが出た場合は、慎重に扱う必要がある。
 - ・ ミニマム・リクワイアメントは認めたうえで、その学校の実績、プロフェッショナルを育成しているということを社会に発信する責任が質保証機関にはある。学校側からもアピールする情報が少なすぎる。
- そのほか、美容分野における国際通用性に関する取組について他の分野での動きなども報告された。



また、11月開催の合同研修会の計画が報告され了承された。

(2) 第2回連絡調整会議（平成29年12月22日）

職業実践専門課程の質保証に関して今後の事業展開をどう進めるかということについて、各コンソーシアムの取組予定が報告され意見交換が行われた。

その中で、分野別の評価機関の設立を計画している団体も複数あった。当機構からは、質保証への今後の要請に応えるためには道府県の学校協会との連携を模索する方向性も示された。文部科学省からは、評価機関の設立に伴う財政的なバックグラウンドの問題が説明された。

最後に、30年2月開催の第三者評価フォーラム開催計画について報告があった。

2 「分野別評価の可能性」研修会の開催

(1) 研修会の概要

① 研修会のテーマ

分野別評価の可能性～実践的職業教育のあり方～

② 主催・開催日時及び会場

- ・ 主 催 コンソーシアム連絡調整会議
- ・ 開催日時 平成29年11月24日（金）14：00～17：30
- ・ 会 場 アルカディア市ヶ谷 私学会館3階「富士(西)」

③ 研修受講対象者

専修学校及び関係団体に通知し、幅広く参加を呼びかけた。

④ 参加者数 141人



(2) 研修プログラム

① 講義・報告

- ・ 専門職大学等の認証評価制度について

講師 塩原誠志

（文部科学省高等教育局高等教育企画課 主任大学改革官）

- ・ 職業教育分野分類に関する調査研究について

講師 関口正雄（東京都専修学校各種学校協会 常務理事

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長）

- ・ 医師養成教育における第三者評価のあり方について

講師 福島 統（東京慈恵会医科大学 教授

日本医学教育評価機構 企画・運営部会長）

① 意見交換「分野別評価の可能性～実践的職業教育のあり方～」

・登壇者 福島統教授・陣内大輔リハビリテーション教育評価機構理事
コンソーシアムメンバー

（5名）

・進行 関口正雄

3 「第三者評価フォーラム 2018」の開催

(1) フォーラムの概要

① フォーラムのテーマ

職業実践専門課程に求められる質保証と分野横断的な第三者評価の仕組み構築と課題

② 開催の目的

・5分野における第三者評価システム構築事業の取組と課題を整理し、今年度の共同の事業報告として広く公表する。

・専修学校関係者等と意見交換を行い、情報・課題を共有し、今後の質保証・向上への取組に資する。

③ 主 催

コンソーシアム連絡調整会議

④ 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係協会に周知するとともに、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内を送付し参加を呼びかけた。

また、高等学校関係者、行政・学会関係者にも案内を送付した。

(2) フォーラム 2018 大阪

① 開催日時及び会場

・開催日時

平成 30 年 2 月 15 日（木）

13：30～17：00

・会 場 大阪市

大阪私学会館 4 階 講堂

プログラム



【開会挨拶】 社団法人大阪府専修学校各種学校連合会

理事長 福田 益和

【基調報告】 今後の職業実践専門課程と第三者評価

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

室長補佐 星川正樹

【各分野における第三者評価の検討状況等】

- ・自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について

東京工科自動車大学校 校長 佐藤康夫

- ・情報系3専門学校卒業生調査と学修成果の検証

日本電子専門学校 校長 古賀稔邦

- ・専門職高等教育質保証機関の国際連携の推進および美容分野におけるその成果の活用

一般社団法人専門職高等教育質保証機構 事務局長 江島夏実

【職業実践専門課程における「分野横断的な第三者評価の仕組み」について】

第三者評価の仕組み構築委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者・来場者 意見交換・質疑応答】

② 参加者 81 人

(3) フォーラム 2018 福岡

① 開催日時及び会場

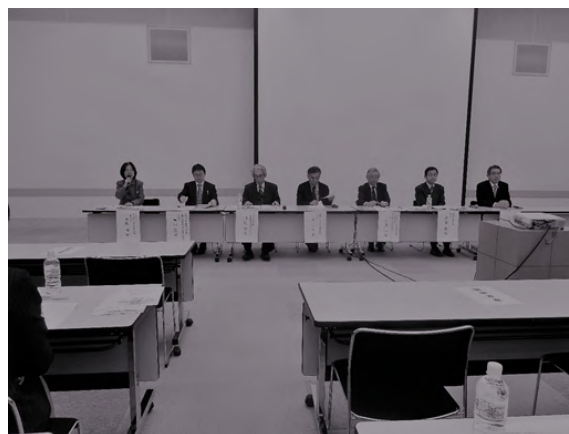
- ・開催日時

平成 30 年 2 月 22 日（木）

13：30～17：00

- ・会 場 福岡市

アクロス福岡 7 階 大会議室



② プログラム

【開会挨拶】 福岡県専修学校各種
学校協会 副会長 吉田登志子

【基調報告】 今後の職業実践専門課程と第三者評価

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

室長補佐 星川正樹

【職業実践専門課程における「分野横断的な第三者評価の仕組み」について】

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 事務局長 真崎裕子

【各分野における第三者評価の検討状況等】

- ・介護領域における第三者評価導入の取組

学校法人敬心学園 職業教育研究センター長 川廷宗之

- ・動物系職業実践専門課程における実効的な第三者評価導入のための取組

宮崎ペットワールド専門学校 校長 坂元祥彦

【登壇者・来場者 意見交換・質疑応答】

③ 参加者 62 人

(4) フォーラム 2018 東京

① 開催日時及び会場

- ・開催日時

平成 28 年 2 月 28 日 (水)

13:30～17:00

- ・会場

東京都千代田区

アルカディア市ヶ谷

私学会館 3 階「富士(東)」



② プログラム

【開会挨拶】 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

副理事長 大久保 力

【基調報告】 専門学校における質保証と職業実践専門課程

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

室長 廣野宏正

【職業実践専門課程の質保証と第三者評価の仕組みの在り方】

第三者評価の仕組み構築委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【各分野における第三者評価の検討状況等】

- ・自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について

専門学校東京工科自動車大学校 校長 佐藤康夫

- ・介護領域における第三者評価導入の取組

学校法人敬心学園 職業教育研究センター長 川廷宗之

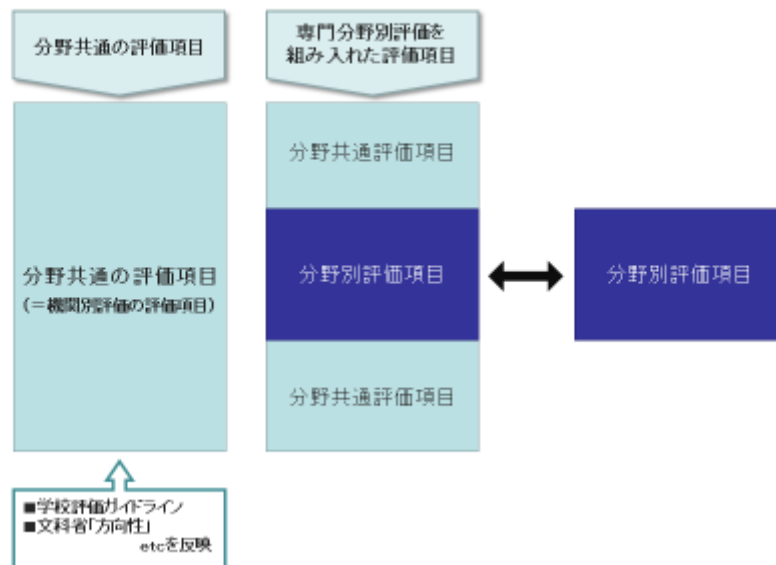
【登壇者・来場者 意見交換・質疑応答】

③ 参加者 90 人

第5章 まとめ

- 職業実践専門課程の第三者評価の取組は4年目を迎え、事業全体を振り返ると、平成25年度に職業実践専門課程の認定制度化の翌年度から間髪入れず第三者評価仕組みについての検討に入っている。当初は5分野、翌年は11分野と広がりを見せたが、今年度は5分野による取組みとなった。
- 複数の分野では、教育活動に関連する評価項目において、分野に特化した評価基準等の開発とモデル評価も実施されている。
- 特に医療分野では、国家資格の要件に定められた教育内容を超えて取組むことが望ましい事項の明示や臨床実習における高いレベルの取組要件を開発するなど先進的な取組みが見られた。
- 情報・IT分野では、経済産業省のITスキルディクショナリを事実上の有効な基準とみなし教育関連項目への導入に挑戦している。
- このことから、職業実践専門課程の第三者評価の取組では半数以上の分野で分野独自の評価項目・基準、評価方法、評価者の選任等についての取組が行われている。
- しかしながら、残念ではあるが、第三者評価への取組の方向性を明確化できなかった分野もあり、また、当初から分野に特化した評価には取組まない分野も複数あった。
- 分野別評価の開発にあたっては、当該分野の学校団体、業界団体、学会など関係団体からの支援・協力なしでは困難であるところから、こうした体制を構築することが当面困難な分野も数多く存在することも確認している。
- 前述のように専門分野に特化した評価項目を開発することが当面困難な分野も多く存在することから、こうした分野の学校・学科も第三者評価が受審できるようにするために、評価項目体系が必要であり、平成28年度、分野横断的な第三者評価の仕組みを策定した。
- 特に専門分野ごとの特質が異なっていると思われるのは、教育関連の評価項目である。それらは敢えて分野共通の一般的な項目表現している。
- 各学校・学科は、業界が求めるコンピテンシーの把握、学修成果及び成果の評価方法、学内外の実習のあり方、教員の要件と専門性、教育の方法などについて、分野に特化した事柄を一般的な項目表現と照らし合わせて、自己点検・評価し、その上で第三者評価を受けることになる。
- 当面分野別評価基準づくりの目途が立たない分野の学校・学科は分野横断的な第三者評価の仕組みを活用して、分野別評価にチャレンジしてほしい。

2つの評価項目モデル



- 第三者評価は、私立専門学校等評価研究機構等、機関別評価を実施している評価機関が、上記分野共通基準を用いて実施することが考えられる。
- 職業実践専門課程に対する助成を行う都道府県への助成について第三者評価の導入が要件になる可能性がある。そのばあいは、財務や組織運営など学校運営に対する評価項目についての評価が行われる可能性がある。
- 最近の職業教育をめぐる動向では、実践的職業を行う高等教育機関として専門職大学等の制度化がなされ、平成 31 年度開学を目指し専門学校関係の 16 法人が申請を行っている。専門職大学等は大学体系に位置付けられているところから認証評価が義務付けられ、専門職大学院と同様に専攻分野別評価も義務付けられている。
- 厚生労働省の理学療法士、作業療法士養成施設カリキュラム等改善検討会において、同分野養成施設における第三者評価の義務化が決定している。柔道整復師、あはき（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）分野においても次の検討時期では導入の検討が必至であるといわれている。
- 分野独自の評価諸課題（評価基準、評価実施体制等）を研究開発し、継続的に分野別評価を実施・運営する機関が必要となるが、運営に必要な人材及び財務基盤の確保等課題が多くあり、実用化には困難が予想される。
- 評価機構はこれらの課題の解決の道も探りながら、多くの分野また地域と連携しながら今後も評価組織体制の構築に努めていきたいと考えている。

【資料 1：事業方針・調査に関する資料】

- 1 文部科学省における学校評価の取組と今後の展望・・・・・・・・・・ 32
(文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室)
- 2 今後の職業実践専門課程と第三者評価・・・・・・・・・・ 37
(文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室)
- 3 平成 29 年度職業実践専門課程への都道府県補助金の概要・・・・・・・・ 54
- 4 鍼灸師等養成分野のモデル評価の検証・・・・・・・・・・ 55
- 5 専攻分野別評価及び組織構築・
評価組織の全国展開に向けた課題の整理・・・・・・・・・・ 59

文部科学省における学校評価 の取組と今後の展望について

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
室 長 廣 野 宏 正

1

ご挨拶

- 平成29年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
- 事業内容の変遷
- 「公開プロセス」における指摘
- 専修学校における学校評価等の状況
- 平成30年度概算要求内容
- 今後の展望について

2

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額:183百万円)
平成29年度予算額:181百万円

<背景・経緯>

平成28年5月～: [これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議]

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、専修学校教育の振興に関する総合的な検討を行う。

平成28年6月: [日本再興戦略改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)]

専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受入れ促進等に関する方策や、「**職業実践専門課程**」の実績検証等を含めた**専修学校教育の在り方について、本年度中に検討**し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と**質の保証・向上を図る**ために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

<事業の内容> ※点線枠部分は新規項目

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

◆ 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

高校や企業などを意識した効果的な情報集約・情報発信等の在り方について検討を行い、広報ツールの開発等を行う。

学校評価の充実

◆ 情報公開等の促進に資する取組

「学校評価ガイドライン」を踏まえた『専修学校における情報公開実践の手引き』に係る視聴覚教材を作成し、その活用を含めた研修等を各地で実施する体制づくりを進め、学校評価の充実を図る。

職業実践専門課程等の充実にに向けた取組の推進

◆ 教員の資質能力向上の取組

職業実践専門課程の教員の指導力等の向上に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。

◆ 第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進

第三者評価について、認定校を中心として、分野ごとの課題等を取りまとめつつ、各分野関係団体や企業等が参画し、第三者評価の試行・検証を進め、その普及・拡大のための取組を実施する。また、分野横断的な第三者評価の基準や評価体制等の在り方についても検証を進め、標準的な評価モデルの構築を目指す。

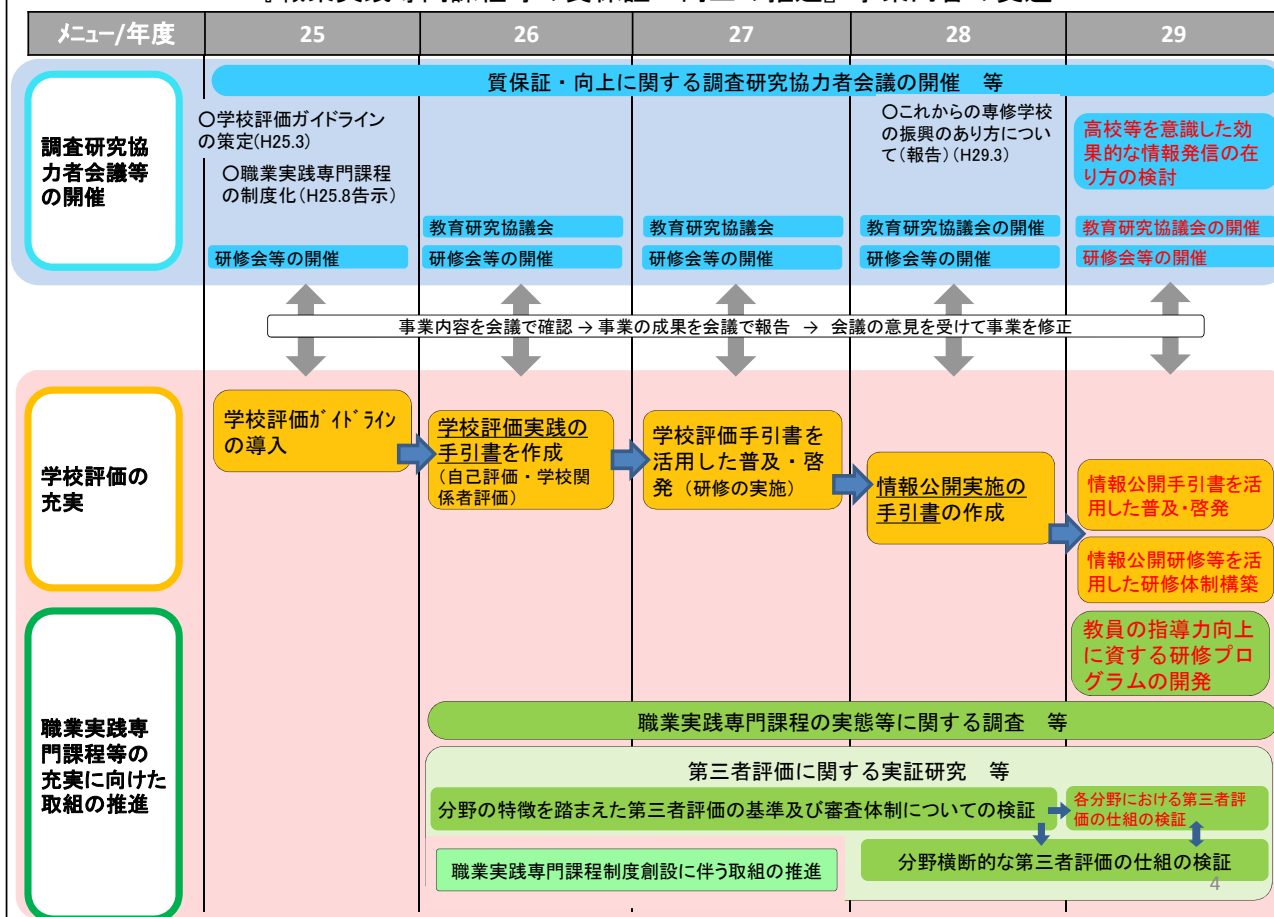
◆ 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた専修学校に関する実態調査を実施することにより、専修学校の一層の質保証・向上につなげる。

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

3

『職業実践専門課程等の質保証・向上の推進』事業内容の変遷



4

**「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進 採択一覧**
(平成29年7月25日採択)

No	事業名	実施機関
1	自動車整備学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校協会
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園
3	専門職高等教育質保証機関の国際連携の推進および美容分野におけるその成果の活用	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
4	職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進	学校法人敬心学園
5	動物系職業実践専門課程における実効的な第三者評価導入のための取組	一般社団法人全国動物専門学校協会
6	職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの詳細設計	NPO法人私立専門学校等評価研究機構

5

公開プロセスにおける指摘

■評価結果

事業全体の抜本的改善

廃止	0名
事業全体の抜本的改善	6名
事業内容の一部改善	0名
現状通り	0名

■とりまとめコメント

- 質保証・向上に取り組むためには、評価という手法だけでなく、様々な政策リソース・政策手法を用いる等、質保証・向上のために多面的な手法を検討する必要がある
- アウトカムの設定については、専修学校の質保証・向上に対応した多様なアウトカムを設定すべき
- 外部委託の割合が高いため、事業の目的を達成するための仕組み作りが必要であり、入札プロセスの競争性や透明性の確保に取り組むべき

6

専修学校における学校評価・情報公開等の状況

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
H 2 2	1,647 (59.5%)	436 (15.8%)	802 (29.0%)	207 (7.5%)	172 (6.2%)	83 (3.0%)	—
H 2 3	1,655 (60.2%)	472 (17.2%)	700 (25.5%)	201 (7.3%)	149 (5.4%)	69 (2.5%)	—
H 2 4	1,721 (61.9%)	541 (19.5%)	738 (26.5%)	233 (8.3%)	153 (5.5%)	67 (2.4%)	535 (19.2%)
H 2 5	1,765 (66.7%)	588 (22.2%)	659 (24.9%)	215 (8.1%)	127 (4.8%)	53 (2.0%)	521 (19.7%)
H 2 6	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)	879 (32.1%)
H 2 7	2,061 (76.9%)	1,425 (53.2%)	1,199 (44.7%)	963 (35.9%)	218 (8.1%)	147 (5.5%)	1,399 (52.2%)
H 2 8	2,073 (79.9%)	1,468 (56.6%)	1,289 (49.7%)	1,051 (40.5%)	150 (5.8%)	111 (4.3%)	1,709 (65.9%)

出典：私立高等学校等実態調査

7

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額:181百万円)
30年度要求額:150百万円

平成28年6月：「日本再興戦略改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)」

専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受入れ促進等に関する方策や、「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について、本年度中に検討し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

平成29年3月：「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」(これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議)

「これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要」さらに、具体的施策として「教職員の資質能力向上の推進」、「職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実」等が位置付けられている。

背景・経緯

従来の重点取組

調査研究協力者会議等の開催	成果 学校評価の 実施充実	自己評価		H24	H25	H26	H27	H28
学校評価の充実(自己評価の実施・公表等)			実施	61.9%	66.7%	69.8%	76.9%	79.9%
職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進(第三者評価の検証等)			公表	19.5%	22.2%	35.6%	53.2%	56.6%

事業内容

①調査研究協力者会議等の開催

質保証向上推進の司令塔

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

都道府県等との研究協議

◆ 専修学校教育研究協議会
専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

②教職員の資質能力向上の推進

◆ 自立的・持続的な研修体制づくりの推進
各地域において自立的・持続的に教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。

研修プログラムの構築

◆ 教職員研修プログラムの構築
専修学校教員の指導力向上や職員のマネジメント力等に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。

③職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

職業実践専門課程の高度化・改革推進

◆ 職業実践専門課程による先進的取組の推進
職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善(教育課程編成委員会と学校関係者評価の効果的運用等)等、職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発に実践的・実証的に取り組む。

質保証向上のための実態調査

◆ 質保証・向上のための実態調査
産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程・高等課程等を含めた専修学校に関する実態調査を実施する。

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

社会的評価の一層の向上

教育改善・学校評価・情報公開・満足度向上・卒業生の活躍 etc

8

今後の展望について

- 人生100年時代構想会議において、高等教育の無償化が議論。前提は高等教育機関の質保証であり、大学改革が急務。
- リカレント教育、実践的な職業教育の必要性などが取りざたされる中で、これまでその役割を担ってきた専修学校が比較対象となる。
- 専門職大学等が設置される中で、職業実践専門課程を基軸とした専修学校の取組充実は引き続き重要。

「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2017
『今後の職業実践専門課程と第三者評価』

文部科学省
専修学校教育振興室

本日のテーマ

1 職業実践専門課程

2 第三者評価

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

本日のテーマ

1 職業実践専門課程

2 第三者評価

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

3

1 職業実践専門課程

職業実践専門課程の主な認定要件

- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の
教育課程を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等を実施**
- 企業等と連携して、教員に対し、**実務に関する研修を組織的に実施**
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開を実施**



企業等との
「組織的連携」

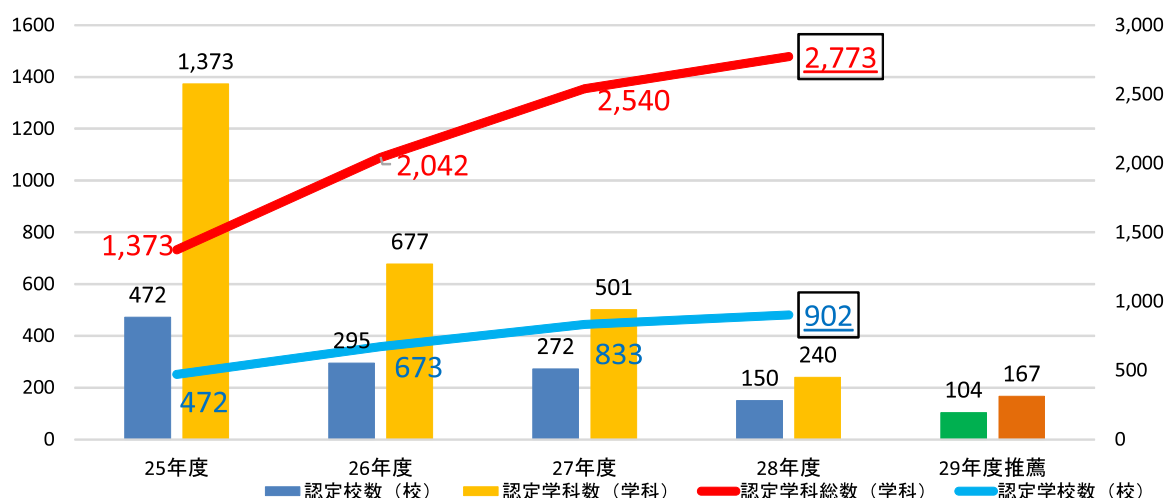
取組の
「見える化」

4

1 職業実践専門課程

職業実践専門課程 認定校数・認定学科数の推移

(平成29年度は推薦段階)



認定学校数 (902校) は全専門学校全体の32%、認定学科数 (2,773学科) は2年制以上の専門課程の39.5%まで拡大 (平成29年2月時点)

5

1 職業実践専門課程

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」 (報告)
における主な指摘

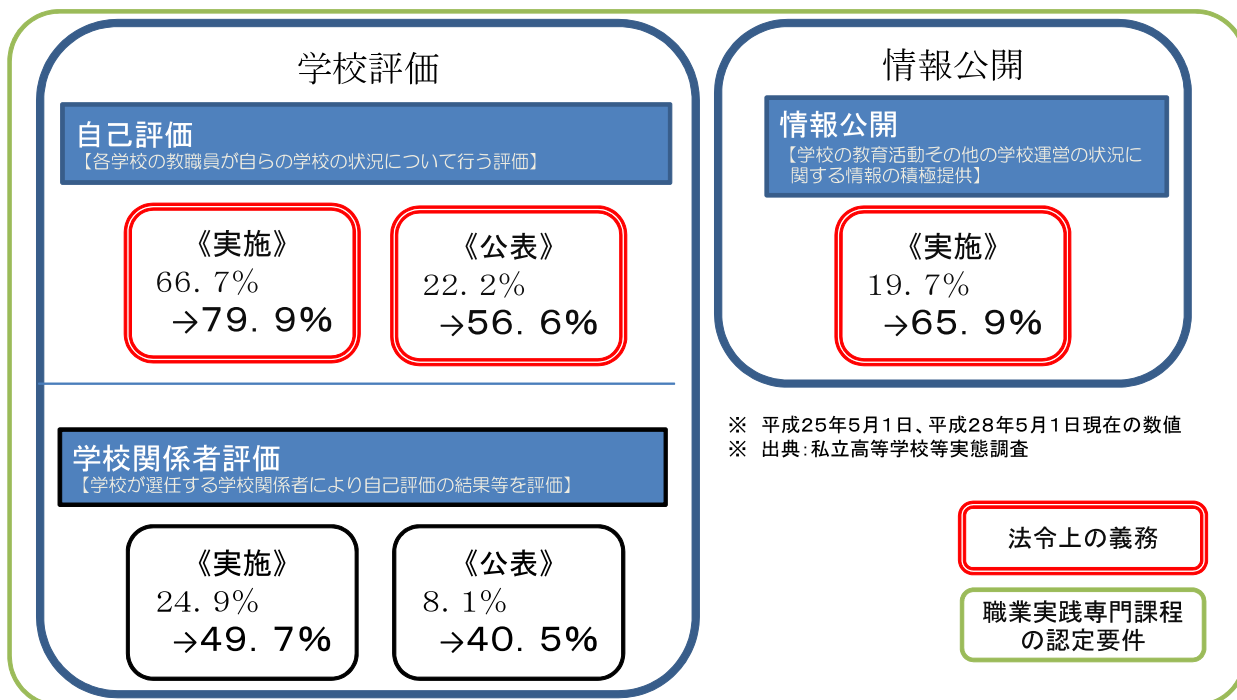
【指摘1】 学校評価や情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、**職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組みとして位置付けることが必要。**

6

1 職業実践専門課程

専修学校における学校評価・情報公開の状況

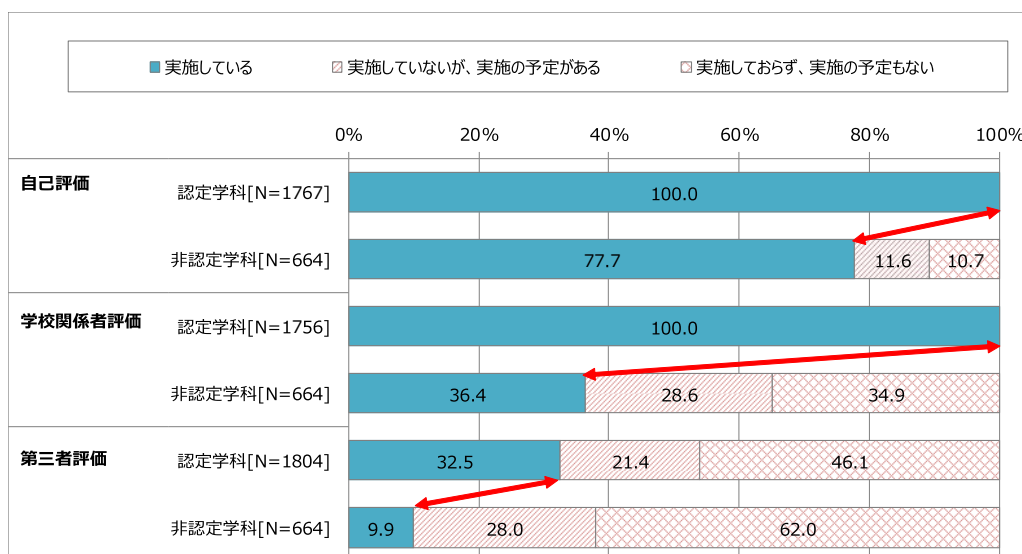
上段 下段
(H25→H28調査結果)



7

1 職業実践専門課程

職業実践専門課程の認定有無別でみた学校評価の実施状況



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より



認定の有無で、学校評価の取組に対する意識に大きな差がある。

8

1 職業実践専門課程

教育活動等の改善状況 ～学校関係者評価を踏まえた改善状況～

■学校関係者評価委員会の開催回数が多いほど、改善状況が優れている。

開催回数が2回以上の学科と、学校関係者評価委員会を実施しておらず実施の予定もない学科で、改善状況の差分をみると、以下の項目で10pt以上の差がみられた。

- 企業等、外部組織との連携強化（企業等による積極的な教育への参画）（23.8pt）
- 学校関係者による学校の理解度の向上（20.2pt）
- 教育課程の組織的・定期的な見直し（16.0pt）
- 情報提供による学外関係者による学校の理解度の向上（14.4pt）
- 学内組織の組織的・定期的な見直し（12.5pt）
- 生徒の学習意欲の向上（11.7pt）
- 実践的・専門的な知識等の学校運営への反映（11.7pt）
- 就職先となる（なりうる）企業・業界からの評価（11.3pt）
- 教職員のコンプライアンスやアカウンタビリティに関する意識の向上（10.8pt）

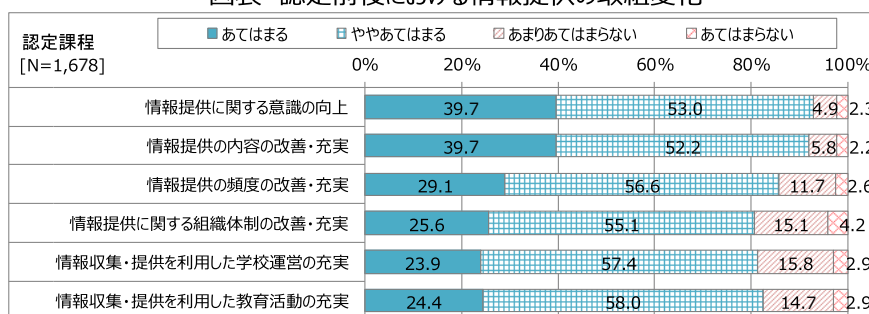
※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

9

1 職業実践専門課程

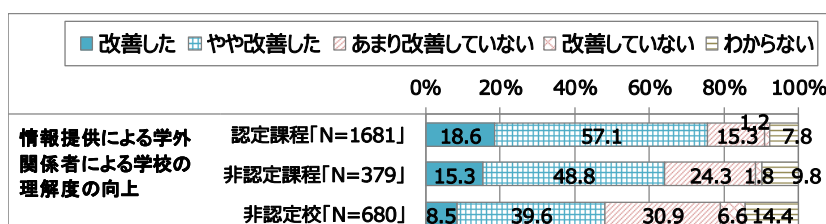
■認定後に情報公開の取組が改善し、学校の理解度向上にもつながっている。

図表 認定前後における情報提供の取組変化



※文部科学省平成28年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



※文部科学省平成28年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

10

1 職業実践専門課程

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）
における主な指摘

【指摘2】 情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置付けることが必要

■ 短期的課題

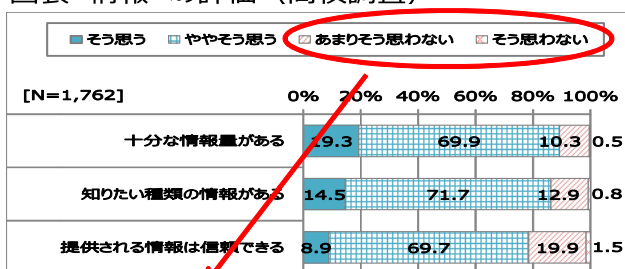
- 情報公開すべき内容・方法について検討・実施するとともに、情報公開の義務づけ規定を告示に位置付ける。

11

1 職業実践専門課程

- 専門学校が提供する情報について、「情報量」や「情報の種類」に対する評価は高いものの、「情報の信頼性」への評価が相対的に低い。

図表 情報への評価（高校調査）



図表 専門学校が提供する情報が不十分と考える理由（高校調査）

種類	代表的意見（要約）
基本的な情報がない	- 募集定員の充足率、正規教員数、経営状況、財務状況についての情報がない。 - 学費免除や奨学金などの情報が掲載されているが、その対象者数や希望者数が記載されていない。 - 教員の情報がほとんど掲載されていない。 - 最新の情報に更新されていないものが多い。
情報に統一性がない	- 学校ごとに掲載している情報が異なっており、共通した記載事項が無いので理解しにくい。 - 学校によって情報量、情報の種類にバラつきがあり、比較しにくい。 - 就職実績や資格取得実績、国家試験合格実績などが、学校によって集計方法が異なっている。
データの根拠が不明確	- 資格合格率 100% があまりにも多い。資格取得率や就職率の母数が入学生なのか卒業生なのか明記されていない。 - 割合だけが掲載され、在校生数や受験者数、合格者数の実数が示されていない。 - 年度の表示がなく、前年度の実績なのか、過去数年分の実績なのか分からない。
教育内容等に関する情報がない	- 日常の授業の様子や生徒の指導実態・対応が見えてこない。 - 授業についていけないなど課題のある生徒をどのように支援しているか、入学後の指導の様子が不明。 - 掲載されている情報と、卒業生から聞いた実際の授業内容等に差がある。

1 職業実践専門課程

○職業実践専門課程の告示を改正し、次の文面を追加（平成29年8月）

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程

（認定）

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

（略）

2 専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

13

1 職業実践専門課程

職業実践専門課程認定後の情報公表様式（別紙様式4） その1

（別紙様式4）
【職業実践専門課程認定後の公表様式】

平成 年 月 日 ※1
（前掲公表年月日：平成 年 月 日）

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	〒123-1234 東京都千代田区豊が丘3-2-2 （電話）03-6734-2839	所在地		
設置者名	設立認可年月日	代表者名	〒123-1234 東京都千代田区豊が丘3-2-2 （電話）03-6734-2839	所在地		
学校法人〇〇学園	平成25年3月1日	〇〇〇〇				
分野	認定課程名	認定学科名	専任士	高度専任士		
工業	〇〇専門課程	〇〇科	平成〇年文部科学省 告示第〇号	平成〇年文部科学省 告示第〇号		
学科の目的	〇〇〇〇					
認定年月日	平成 年 月 日					
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技
	〇〇時間	〇〇時間	〇〇時間	〇〇時間	〇〇時間	〇〇時間
生徒総定員	定員内数	留学生数（生徒定員の内数）	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	
学期制度	第1学期：〇月〇日～〇月〇日 第2学期：〇月〇日～〇月〇日 第3学期：〇月〇日～〇月〇日		成績評価	成績評価の基準・方法 〇〇〇〇〇		
長期休み	第1学期：〇月〇日～〇月〇日 第2学期：〇月〇日～〇月〇日 第3学期：〇月〇日～〇月〇日		卒業・進級 条件	〇〇〇〇〇		
学修支援等	専任講師・相談・指導等の対応 〇〇〇〇〇		課外活動	課外活動の種類 （例）学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 〇〇〇〇〇		
	主な就職先・業界等（平成28年度卒業生） 〇〇〇〇〇			課外活動の種類 （例）学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 〇〇〇〇〇		
	就職指導内容 〇〇〇〇〇			資格・検定名 種別 受験者数 合格者数		

更新頻度を
確認可能とする

留学生数を
確認可能とする

幅広く指導
内容を記載可
能とする

14

1 職業実践専門課程

職業実践専門課程認定後の情報公表様式（別紙様式4） その2

就職指導の内容を幅広く記載可能とする。就職率の根拠となる数字を明示

就職等の状況※

主な就職先・業界等（平成28年度卒業生）	〇〇〇〇	
就職指導内容	〇〇〇〇	
卒業生数	〇	人
就職希望者数	〇	人
就職者数	〇	人
就職率	〇	%
卒業生に占める就職者の割合	〇	%
その他 ・就職者数 ・〇〇〇〇	〇人	

（平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報）

取得できる資格を分類するとともに様式上で数字の根拠を明確化

主な学修成果（資格・検定等）※

資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
〇〇〇	②	〇〇人	〇〇人

※資格の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するかを記載する。
 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの
 ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの
 ③その他（民間検定等）

自由記述欄
 （例）認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等

第三者評価の取組状況を記載可能とする

経済的支援制度

学校独自の奨学金・授業料等減免制度	有・無
※有の場合、制度内容を記入	
専門実践教育訓練給付	給付対象・非給付対象
※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について記載	

第三者による学校評価

民間の評価機関等から第三者評価	有・無
※有の場合、例えば以下について任意記載 （評価年度、評価年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL）	

経済的な支援に資する制度の記入欄を創設

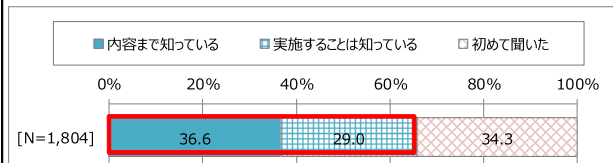
15

1 職業実践専門課程

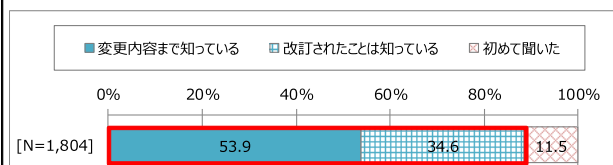
認定学科フォローアップ／基本情報改訂の認知と公開方法

- 既認定学科のフォローアップ実施の認知度は65.6%。一方で基本情報改訂の認知度は88.5%と高め。
- 基本情報の改訂を踏まえた公開は対応済又は対応中が93%と高め。

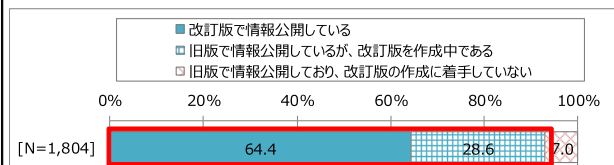
図表 平成25年度の認定学科フォローアップ実施の認知



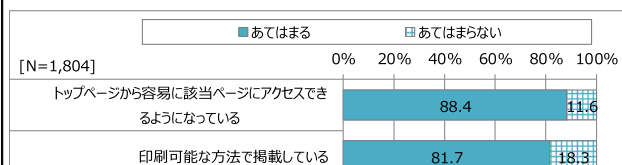
図表 職業実践専門課程の基本情報改訂の認知



図表 職業実践専門課程の基本情報改訂を踏まえた公開方法



図表 職業実践専門課程の基本情報の公開方法



※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

16

1 職業実践専門課程

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）
における主な指摘

【指摘3】 今後、取組内容の実質化を図っていくことが
必要であり、**教育課程編成委員会の効果的な運用
の在り方**や**実効的な第三者評価の導入等について
検討が必要**

■中期的課題

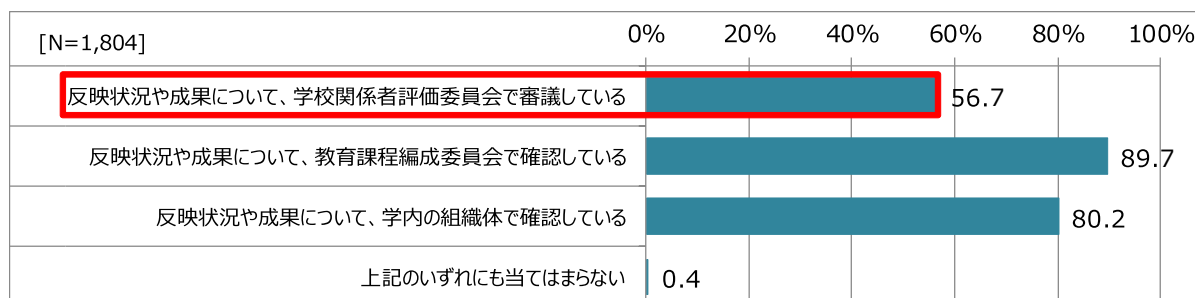
- 教育課程編成委員会について、教育課程の編成結果やその実施状況を学校関係者評価の対象とするなど、学校自身による内部質保証が有効に機能する方策を探る必要がある。
- 学校における内部質保証を前提にしつつ、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを活かした、実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。

17

1 職業実践専門課程

教育課程編成委員会の検討内容のカリキュラムへの反映状況やその成果

■教育課程編成委員会における状況と比べると、学校関係者評価委員会で教育課程編成委員会の審議結果等を審議する割合は56.7%と低め。



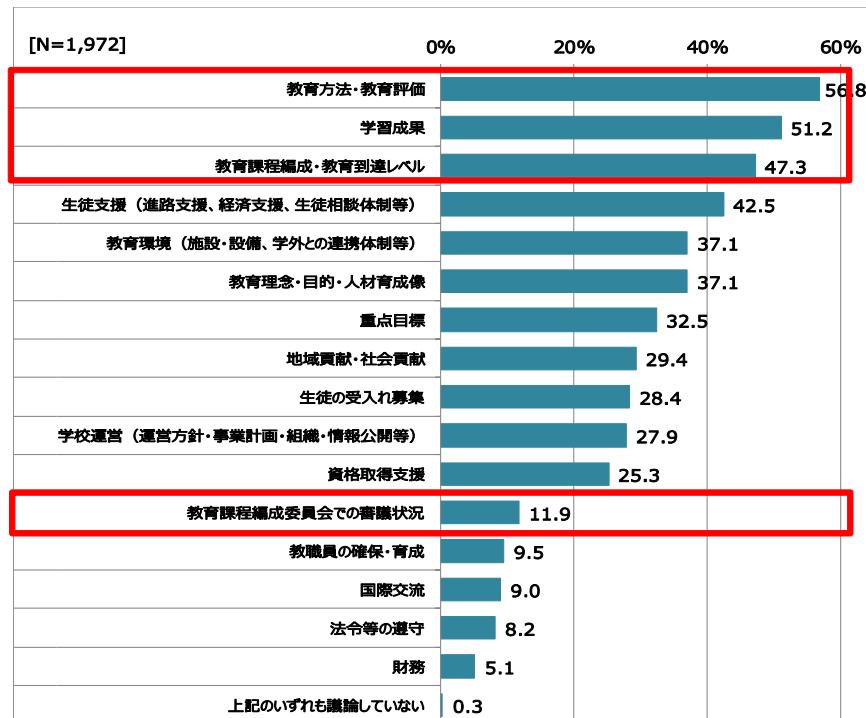
※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

18

1 職業実践専門課程

■学校関係者評価委員会において、教育方法や学修成果、教育課程編成等についての議論は活発に行われている一方、教育課程編成委員会の審議状況に関する議論の時間は短い。

図表 学校関係者評価で検討したものうち、議論の時間が多かったもの



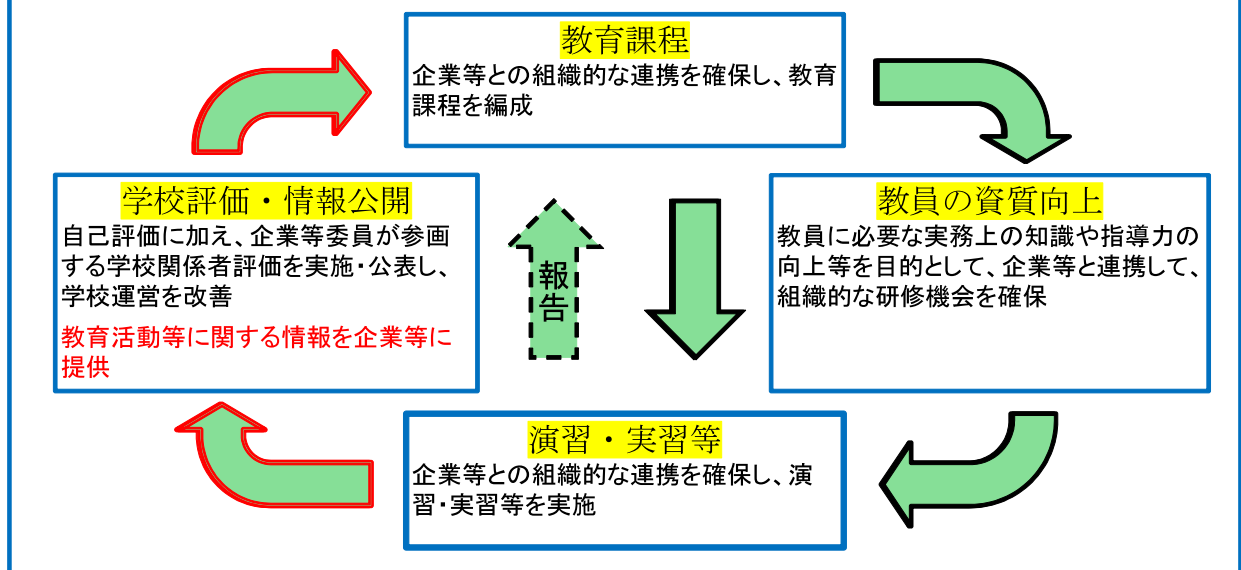
※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

19

1 職業実践専門課程

「職業実践専門課程」における教育活動の流れのイメージ

一連の教育活動を通じ、実践的な職業教育の質の保証・向上に組織的に取り組む。



教育課程編成委員会の審議結果の反映状況等を学校関係者評価の審議項目とし、内部質保証のPDCAサイクルの実質化・機能化を図る

20

本日のテーマ

1 職業実践専門課程

2 第三者評価

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

21

2 第三者評価

専修学校における質保証に関する主な指摘

(現行制度のみによる将来に向けた対応の限界)

- 専門学校については、制度として職業等に必要な能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開し、実践的な知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなっており、また、**第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。**

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について審議まとめ」（平成27年3月27日）

(2) 高等教育における課題と対応

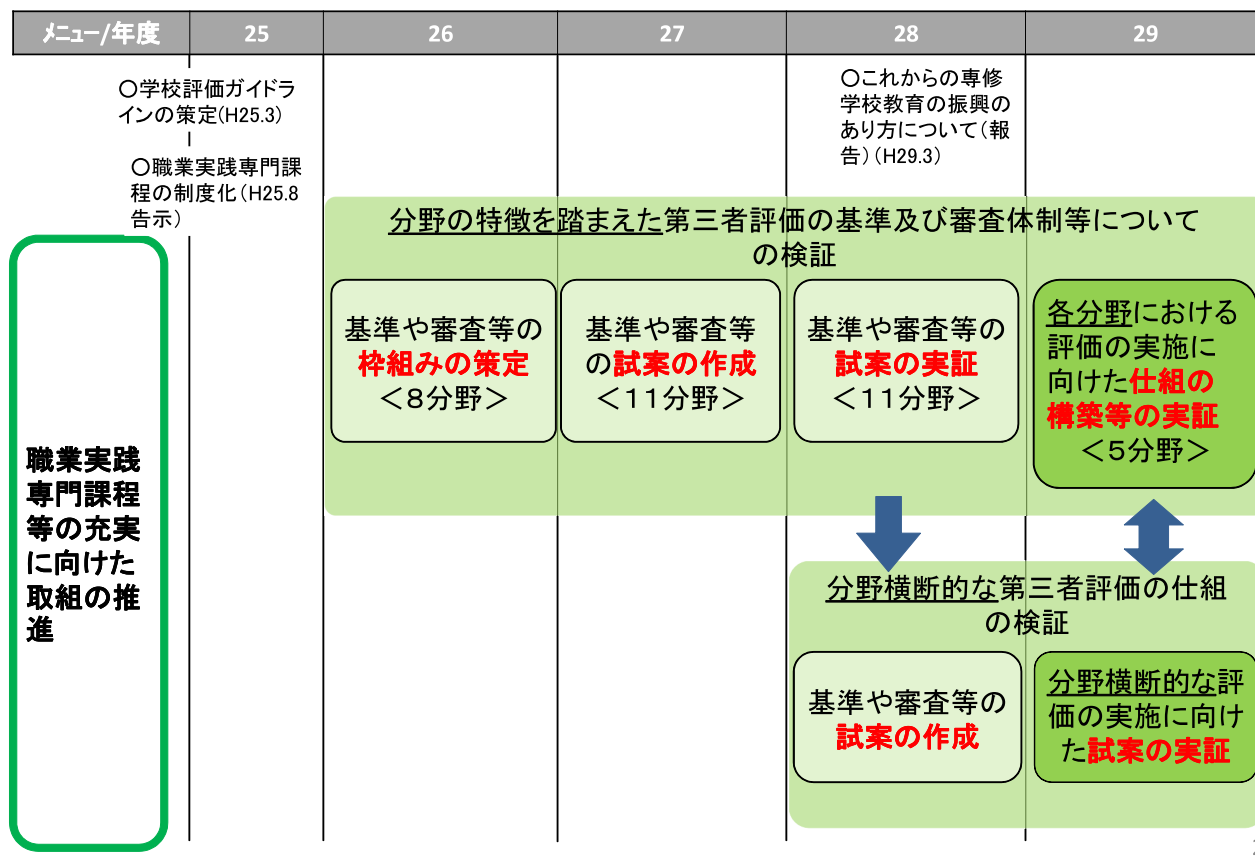
- ……技能教育に強みを持つ専門学校は、**制度的自由度の高さの裏面として、質保証の面で課題がある。** ……

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様性と質保証の在り方について（答申）」（平成28年5月30日）

22

2 第三者評価

『職業実践専門課程等の質保証・向上の推進』事業における取組の変遷



23

2 第三者評価

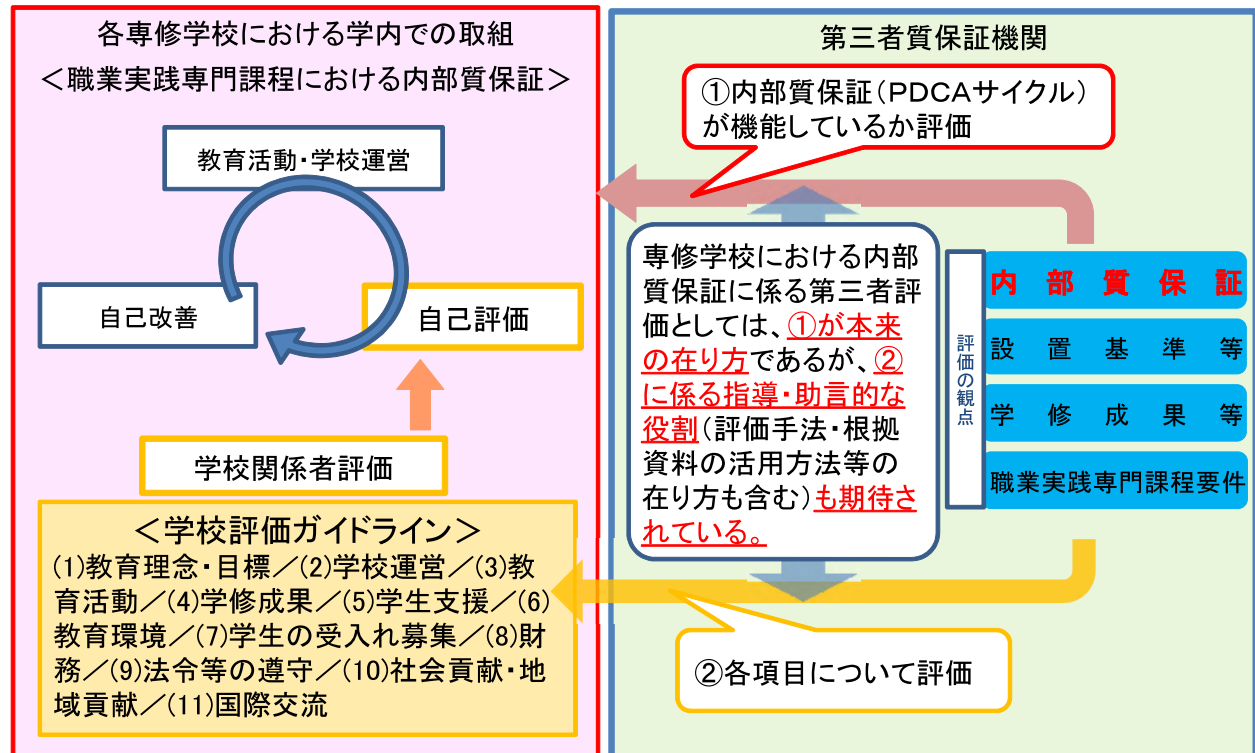
「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進 採択一覧 (平成29年7月25日採択)

No	事業名	実施機関
1	自動車整備学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校協会
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園
3	専門職高等教育質保証機関の国際連携の推進および美容分野におけるその成果の活用	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
4	職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進	学校法人敬心学園
5	動物系職業実践専門課程における実効的な第三者評価導入のための取組	一般社団法人全国動物専門学校協会
6	職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の調査研究及び仕組みの詳細設計	NPO法人私立専門学校等評価研究機構

24

2 第三者評価

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について



25

2 第三者評価

検討課題

■中期的課題【再掲】

学校における**内部質保証を前提**にしつつ、
学修成果をより意識した、
専修学校の特色・強みを活かした、

実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。

26

2 第三者評価

「これからの専修学校教育の振興のあり方について」 （報告） における主な指摘

（質保証の重要性）

制度的な柔軟性の高さを強みとする専修学校における質保証を考える際には、法令遵守と併せて、教育内容の質保証に着目することが適切と考えられる。

27

2 第三者評価

認証評価制度の改善について①

【経緯等】

《背景・課題》

- 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。
 - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
 - ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
 - ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に 認証評価制度の改善に向け検討

《平成28年3月18日》中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）**」をとりまとめ
⇒審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を 平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

① 三つの方針(※)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

② 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関すること。

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行う**ものとする。

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

※中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（平成29年8月9日）配布資料（資料2-1）より

28

2 第三者評価

認証評価制度の改善について②

○ 評価の質の向上

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

(2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努める**ものとする。

(3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

※高等専門学校教育研究等の総合的な状況に係る認証評価（機関別評価）においても、上記省令改正内容について、準用する。

【中教審審議まとめを踏まえた取組】

○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取組。

- ・内部質保証に関することについて、**優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図る**こと。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など**方法の簡略化**を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から**客観的なデータや指標の積極的な活用**、認証評価機関においても**定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組む**こと。
- ・教育の質的転換を促進するため、**各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む**こと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、**高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む**こと。
- ・重点評価項目である内部質保証について**段階別評価の活用**など、評価結果を**社会一般に対して分かりやすく発信**するとともに、**特に優れた取組を積極的に公表**すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの**他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組む**こと。

※中央教育審議会大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ（平成29年8月9日）配布資料（資料2-1）より

29

2 第三者評価

○ 質保証への社会の期待が高まる中、**職業教育に外部評価の仕組みを導入**する事例も現れている。

- ・ 専門職大学・専門職短期大学における認証評価
- ・ リハビリテーション分野における第三者評価
- ・ 公的職業訓練等に関するガイドライン適合認定

30

本日のテーマ

1 職業実践専門課程

2 第三者評価

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

31

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

おさらい

- 専修学校全体の質保証・向上に向けて、職業実践専門課程が先導的役割を果たすことが期待
- 職業実践専門課程を中心に専修学校の振興策を検討する上で、課題への対応と、より一層の質保証が必要



- 職業実践専門課程については、
 - ①認定要件の見直し
 - ②第三者評価の導入に向けた検討が必要

32

3 今後の職業実践専門課程と第三者評価

検討課題

- 評価に伴う作業負担・費用負担の軽減
- 多様な職業に対応する評価基準等の策定
- 多数の学校を評価する仕組みの構築 などの課題



- 職業実践専門課程の認定要件とすべきか？



- 社会からの要請、認定校の声なども踏まえつつ、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」で検討

33

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（関係部分抜粋）

第2章 人づくり革命

3. 高等教育の無償化

（支援措置の対象となる大学等の要件）

こうした支援措置の目的は、大学等での勉強が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、支援措置の対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していることを、支援措置の対象となる大学等が満たすべき要件とし、関係者の参加の下での検討の場での審議を経て、上記を踏まえたガイドラインを策定する。

34

平成29年度職業実践専門課程への道府県補助金の概要

NO	県 名	【事業名】・趣旨・目的等	補助対象事業等	補助対象経費等	予算額
1	北海道	【職業実践専門課程教員研修補助金】 私立専修学校教員に対する研修機会を確保することにより、教員の指導力向上に寄与し、安定した生徒の確保等、道内の私立専修学校教育の振興を図る	職業実践専門課程教員研修事業	補助対象事業を実施するために必要な経費 ①人件費、②報償費、③旅費、④需用費（食糧費除く）、⑤役務費、⑥使用料及び賃借料	2,000千円
2	茨城県	【私立専修学校職業実践教育促進事業費補助金】 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を有する人材の育成を推進する	(1)企業等と連携して実施する実習、実技、実験又は演習 (2)企業等との連携体制を確保して実施する教育課程の編成、教員に対する組織的研修、学校関係者評価、(1)に関連する取組等	授業に要する経費 ①謝金、②旅費、③委託料、④負担金等 取組に要する経費 ①謝金、②旅費、③負担金等	3,000千円
3	神奈川県	【私立学校経常費補助金】（補正項目：「職業実践専門課程」を認定された学校への補助） 「職業実践専門課程」制度の推進により、専修学校（専門課程）で行われる職業教育の質が向上し、教育条件の維持向上が図られることから、認定を受けている学科を有する専修学校（専門課程）に一定額を加算する	※指定なし	※指定なし	5,000千円
4	大阪府	【私立専修学校専門課程質保証・向上補助金】 府内に所在する私立専修学校専門課程において、企業等との産学連携の強化、教員資質の向上の推進により教育内容を充実し、専門課程の質保証・向上を図る	(1)企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保した演習・実習等 (2)企業等と連携して、教員に対し必要な知識、技術、技能の向上及び指導力の習得・向上を目的として組織的に行う研修	補助対象事業等に直接要する経費	67,500千円
5	奈良県	【私立専修学校等教育振興費補助金】（要綱上で「職業実践専門課程」の加算額を規定） 私立専修学校及び私立各種学校の振興を図り、私学経営の向上を期する	※指定なし	補助対象事業者の要件に該当する学校法人の設置する学校の運営に要する経費	15,940千円
6	鳥根県	【私立専修学校教育活動費補助金】（要綱上で「職業実践専門課程」の加算額を規定） 学校法人が設置する修業年限1年以上で職業に必要な技術の教授を目的とする私立専修学校における教育条件の向上を図り、もって学校の振興及び人口の定住を促す	※指定なし	国及び県の他の補助金の交付の対象となる経費を除く経費 ①人件費支出（ただし、役員報酬及び退職金を除く）、②教育研究経費支出（ただし、奨学費及び補助活動に要する経費を除く）、③管理経費支出、④借入金等利息支出、⑤設備関係支出（ただし、校地、校舎等施設の整備は除く）	5,500千円
7	香川県	【私立専修学校各種学校職業教育振興費補助金】 ●要綱・要領は見直し中のため非公開			15,466千円
8	愛媛県	【私立専修学校地域を担う人材育成事業】 県内私立専修学校の人材育成力の更なる強化を図る	県内企業等と連携しながら、地域の課題やニーズに対応でき、より専門的な知識、技能を有する人材の育成に取り組み事業	補助対象事業等の実施に係る経費	3,200千円
9	沖縄県	【私立専修学校職業教育等振興費補助金（職業実践専門課程）】 私立専修学校の「職業実践専門課程」の振興を図る	(1)企業等と連携した教育課程の編成 (2)企業等と連携して行う実習、実技、実験又は演習 (3)企業等と連携して行う教員に対する実務に関する研修 (4)企業等の役員又は職員を参画させて実施する学校関係者評価	取組に要する経費 ①委員への報償費・旅費、②会場使用料 取組に要する経費 ①講師への報償費・旅費、②需用費、③委託料 取組に要する経費 ①旅費、②委託料、③負担金 取組に要する経費 ①関係者への報償費・旅費、②会場使用料	24,186千円
10	東京都	【私立専修学校職業実践専門課程推進補助】 私立専修学校の職業実践専門課程を対象として、教育条件の維持向上を図るため、平成30年度から新たに運営費補助を実施する	※平成30年度予算知事原案として公表、今後第一定例会で審議予定		200,000千円

鍼灸師等養成分野のモデル評価の検証

1 アンケート等による意見の聴取

(1) 評価担当部会における意見等

・評価部会の設置と運営

教育活動等評価部会、学校運営等評価部会、財務運営評価部会
それぞれの機能と役割分担の検討

○学校運営等評価部会と財務評価部会は、少なくとも1回は合同で評価した方がいい（理由：外部監査の導入が少なく、資料も不十分な状況では、財務評価の前提条件としての計算書類の妥当性や内部統制の状況を何らかの方法で確かめたほうがよい。学校運営評価部会と合同で評価することで、中項目の2、3の妥当性の心証を得る一助になるのではないかと。）

○評価をまとめる段階で3部会において協議する会議が必要である。（理由：難しい場合評価段階で協議することも考えられる。）

○教育活動等評価部会と学校運営等評価部会はまとめて評価した方がよい。（理由：重複する分野をどう評価するか）

○3部会に分けて行うのは非常に良いと思う。ただ全ての部会が終わり、最後のまとめの時に全員そろう日があり、別部会も含め最終的な共通認識を持つことが出来るとなお良いと感じた。

○おおむね適当だが、学校運営等評価部会委員の人数を変えた方がいい（必要な人数と理由：評価期間が短いため、2校程度を担当）

○教育活動等評価部会と学校運営等評価部会はまとめて評価した方がよい。（理由：関連する評価項目がある。就職率、資格取得率、退学率等）

⇒評価部会を上記3部会で運営したが、スケジュールの関係上、結果として、協議の時間を設けることができなかった。分けて運営するについては意義があるが、今後の対応では、協議の場、合同開催など検討し実施する。

・評価項目・基準と及び運用

○財務関係比率について自己評価における指標や目標を明確に定めていない場合の評価方法をどうするか

○「財務公開の実績を記録しているか」は、記録の趣旨を明確にする。

○中長期的な財務基盤の安定については、具体的な財務比率が悪くとも自己評価及び達成していればよいとするのか、単純に基準を定めて評価すべきか検討が必要（安定していると評価して、倒産してしまった場合にリスクがあるのではないか）。

○監事監査については、会計士等の外部監査の小項目を入れるのであれば、中項目の表現を監事監査に限定しないほうが良いのではないか

○満たしている、満たしていない、の2択の判断は分かりやすいと思うが財務関係は影響が大きいと思われるため評価表現は検討を要する。

○予算制度、監事監査制度、情報公開制度は自己評価の記載者が制度の趣旨や法令を理解できていないと、十分な記載や資料提出がなされないため、啓発活動が必要かと思う。

○提出された計算書類が学校法人会計基準に準拠して作成されたものでないと、分析が不十分であるため、その点は明示する必要がある。

○監事の監査報告書は追加してはどうか。

⇒評価項目・基準等については、特に財務基盤等の評価について意見が寄せられた。今後の対応は以下の方向で検討する。

・財務基盤の評価について、財務比率の評価と、財務運営の計画性の評価、学校部門、法人全体など異なった観点での評価が必要であり、基準等のあり方について検討する。

・外部監査の取扱いについては、多くの専門学校は義務付けられていないため、積極的な取組みとして評価している。

・財務の評価表現については、公表した場合影響が大きいことから、現状の機構の第三者評価においても慎重に検討している。

・財務の項目の自己評価報告書の記載、参照資料については十分内容を理解するよう、法人の担当者も含めて第三者評価の受審説明会に出席を求め、周知徹底する。

・評価方法

◎書面調査

○学校から提出される自己評価報告書における資料の標記の統一が必要

○4校の書面調査は、時間が不足し、十分に内容を吟味できなかった。
評価シートの記入は初めてのため、要領を得なかった。評価シートを3人で
記入するより、担当を決めてそれを協議した方が、各人の負担が軽減するの
では？

○書面調査の意見、回答を明確にする。

○資料の量が膨大で非常に戸惑った。自分で付箋を貼るなど分かりやすくしたが、それでも目的の資料を探すのに時間がかかってしまった。
⇒評価者が求めている資料と提出された資料との相違があった。提出する
資料など具体例は記載されているが、評価される側の慣れも必要かと思う。

◎訪問調査

○何をヒアリングするかを事前に明確にして取り組んではどうか。

○その場で提出された資料を評価者全員で確認する作業に少し時間がかかり
すぎたように感じた。

○訪問・ヒアリング調査時には、ヒアリングの実施と資料の閲覧を行うが、
時間が不十分
一方、2日間にわたり実施をする場合、日程調整が大変になる、経費増、学
校の事務負担増にもなり、これもまた難しいことと思うが、学生インタビュ
ーも併せて考えると、2日間にわたっての訪問調査も必要ではないか。

○書面調査のイメージが、訪問等を行い、学校の実体が明確になった。

○学生等のインタビューは必要性及び学生が答えた内容が正確か否かについ
て確認する機会がない。
評価のどこに反映させるのか、時間の問題など多くの課題があり実施方法 も
含めて検討する必要がある。

○学生の目的意識、学校の教授体制、学生生活等から、学生の視点から見た
学校の実情がよく分かった。

○学生インタビューと一緒に行ったが、卒業生は一人で学校の良さを肯定的に述べていた。できれば複数の卒業生の意見を聴きたかった。時間的余裕が欲しい。

○参加した学生は率直に貴重な意見を述べてくれたと思うので、必要な調査であると感じた。

○卒業生には、在学中の話し、卒業後の話し、在学中の学びが今の仕事に結びついているかなど、学生インタビューと同様にもっと話しを聞きたかった。

◎評価の時期

○時期を変更する方がいい（6月～12月頃が適当：諸々事情があるかと思いますが、少しでも早い時期から始めたい）

○スケジュールの見直し、書面調査を十分行ったうえで、実地調査を行う

⇒評価方法の書面調査等に関する意見は、ほとんどがスケジュール管理と関連する内容である。

・原案作成の審議方法など

○事務局の方で集約していただき原案を作成していただいたので統一感もあり、非常にわかりやすかった。評価は全体的に優しい印象を受けた。

○事務局としては大変だとは思いますが、現行方式でよいと思う。

○それぞれの学校により、評価報告書の内容、分量に差があると感じた。

⇒評価原案は、たたき台を事務局で作成し、審議した。業務量があるので評価機関における事務局機能の組織的課題として今後検討が必要になる。

専攻分野別評価及び組織構築・評価組織の全国展開に向けた課題の整理

1 専攻分野別第三者評価の基準、組織の構築への課題

(1) 学校協会、職能団体等との連携・協力関係の構築

- ・分野特性に的確に対応した評価項目・基準の設定
分野の異なる複数学科の評価への対応
- ・専門学校、大学等学校種を超えた職業教育評価のための連携

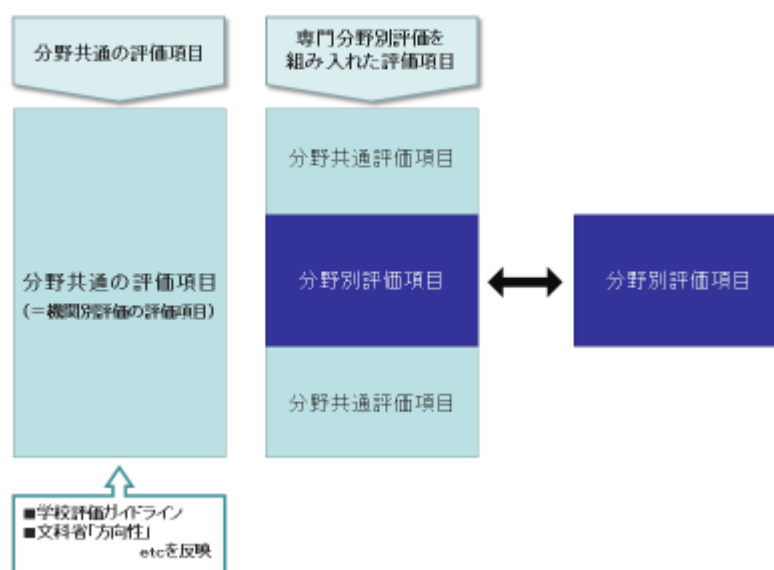
⇒分野別評価の開発にあたっては、当該分野の学校団体、業界団体、学会など関係団体からの支援・協力のもと協同して取り組むことが必要であるが、こうした体制を構築するのが当面困難な分野も数多く存在する。

⇒前述のように専門分野に特化した評価項目を開発することが当面困難な分野も多く存在することから、こうした分野の学校・学科も第三者評価が受審できるようにするために評価項目体系が必要となる。

⇒昨年示した分野横断的な第三者評価基準モデルは、特に専門分野ごとの特質が異なっていると思われるのは、教育関連の評価項目である。それらは敢えて分野共通の一般的な項目表現として示されている

⇒各学校・学科は、業界が求めるコンピテンシーの把握、学修成果及び成果の評価方法、学内外の実習のあり方、教員の要件と専門性、教育の方法などについて、分野に特化した事柄を一般的な項目表現と照らし合わせて、自己点検・評価し、その上で第三者評価を受けることになる。

2つの評価項目モデル



(2) 評価組織の運営に関する具体的な検討

- ・評価組織の組織規模・運営経費
- ・評価実施体制・評価委員の確保及び育成
- ・受審校が負担する経費・公的助成

⇒ (1) 分野別評価機関が、当該分野の専門学校を対象に機関別評価項目を含めて第三者評価を行う

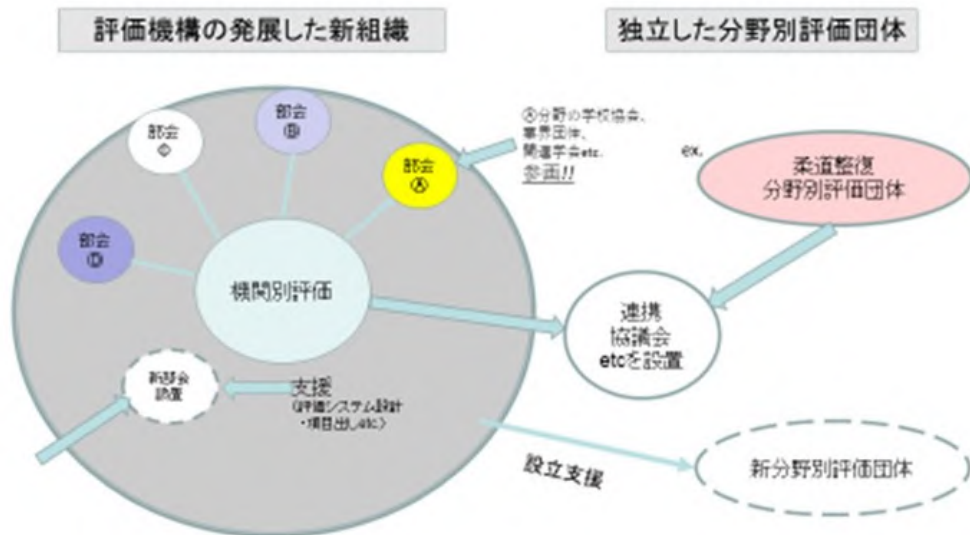
(2) 分野別評価機関が、当該分野の専門学校を対象に分野別評価を、また機関別評価機関と連携して機関別評価を同時に行う（下記図参照）

(3) 機関別評価を行う評価機関が、分野別評価の開発と実施を依頼してきた当該分野団体と連携し、機関別評価機関内部に当該分野の分野別評価主体となる部会を設けて、当該分野の分野別評価を機関別評価と同時に行う（下記図参照）

→分野別評価の部会が実績を重ね、その後分野別評価機関として独立することが想定されている

*分野別評価団体を構成するメンバーとしては、

①当該分野の学校団体②同業界団体③同学会④国家資格系では、国試に関係する団体等が想定される



2 評価組織の全国展開への課題

- (1) 都道府県専修学校関係団体との連携による評価検討組織のあり方
 - ・事業単位、エリアの規模のあり方
 - ・支援組織の可能性の検討
- (2) 評価組織相互の連携のあり方
- (3) 職業実践専門課程の認定要件の質保証向上への積極的な取り組み

3 共通課題

- (1) 評価費用の負担及び評価組織の運営経費及び公的助成のあり方
- (2) 専攻分野別評価と機関別評価の関わり
 - ・機関別評価、分野別評価の両者の機能と役割、連携の可能性

4 分野別評価組織確立のための課題解決に向けて

- (1) 職業教育における専門分野分類の確立に向けた取組スタート
⇒「東京都専修学校各種学校協会振興対策部」の調査研究
- (2) NQF (National Qualifications Framework) の確立
⇒国際通用性の確立に向け国家レベルにおける始動が必要条件
- (3) 分野別評価の実用化に向けた基準策定への研究助成及び
評価組織体制整備・運用への財政的補助制度
⇒専門職大学院、専門職大学等、職業実践専門課程を対象とした分野別認証評価団体への補助の可能性

【資料 2：モデル評価組織による第三者評価事業関係資料】

- 1 第三者評価報告書【呉竹医療専門学校】・・・・・・・・・・ 63
- 2 第三者評価報告書【四国医療専門学校】・・・・・・・・・・ 87
- 3 平成 29 年度第三者評価モデル事業・評価対象校・・・・・・・・ 105
- 4 平成 29 年度第三者評価事業・第三者評価委員会
 ・評価部会委員等名簿・・・・・・・・・・ 106
- 5 平成 29 年度モデル第三者評価事業・評価担当部会審査経過・・・・・・・・ 107

平成 29 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程・鍼灸師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【呉竹医療専門学校】

平成 30 年 1 月 16 日



特定非営利活動法人

私立専門学校等評価研究機構

目 次

I	評価結果	1
II	総 評	1
III	中項目の評価結果	
	区分 1 教育活動と成果に関する評価項目	
基準 1	教育目標	3
基準 2	教育活動	4
基準 3	学修成果	9
	区分 2 教育環境等に関する評価項目	
基準 4	教育環境	12
基準 5	学生支援	14
	区分 3 内部質保証に関する評価項目	
基準 6	内部質保証	16
	区分 4 学校運営に関する評価項目	
基準 7	学校運営・財務	18
	区分 5 任意の評価項目	
基準 8	地域貢献・社会貢献	20

I 評価結果

呉竹医療専門学校（以下「当該専門学校」という。）から提出された自己評価報告書、参照資料による書面調査及び訪問調査により行った評価の結果、当該専門学校は平成 29 年度文部科学省受託事業における職業実践専門課程・分野横断的な第三者評価モデル事業において設定したすべての評価基準を「満たしている」ことを確認した。

II 総 評

区分 1 教育活動と成果に関する評価項目

呉竹医療専門学校（以下「当該専門学校」という。）の設置法人である学校法人呉竹学園（以下「設置法人」という。）は大正 15（1926）年開設の東京温灸医学院を起源とする我国でも歴史のある東洋医学教育を行う養成機関の一つである。

「医の東西を問わず豊かな知識と技術を備え、全人的医療を施すことのできる医療人を育成すること」を教育理念とし、教育目的、教育目標、教育方針を明確に示すとともに、育成人材像を卒業アウトカムとして具体的に明文化している。

また、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（以下「認定規則」という。）に基づき教育課程の編成を行い、職業実践専門課程の認定要件にある企業等と連携した実習・演習等と教員の研修も計画的に行っている。

成績評価は、各年次の定期試験と進級試験、卒業試験と国家試験を指標に判定しており、はり師及びきゅう師の国家試験は全国平均を 10 ポイント以上上回る高水準の合格率を維持するとともに、関係先への意見聴取から卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性と効果、学会の研究発表から卒業生の活動等を確認している。

区分 2 教育環境等に関する評価項目

施設・設備、機器類等は専修学校設置基準及び埼玉県はり師及びきゅう師養成施設指導要領（以下「指導要領」という。）に定められた基準に適合している。

防災・安全面では学校安全計画を適切に運用しており、消防計画により昼間部と夜間部それぞれで消防・避難訓練を実施している。大規模災害時の対策として食料等の備蓄を進めるとともに地域等との連携を課題としている。健康管理面では、学校保健計画により、附設のクリニックと協同して学生の健康管理に取り組んでいる。

学生の経済的支援では、成績優秀者や経済的理由による学納金の減免、分割納付制度等を設けている。また、専任教員による学生相談を行っている他、専任カウンセラーの配置を検討している。保護者会を通じて学校の教育活動に関する情報を提供している。

卒業生との連携では、学校が事務局を担い同窓会の活動を支援し、臨床課題を中心とした情報発信も行っている。

区分 3 内部質保証に関する評価項目

毎年度、自己評価及び学校関係者評価を行っており、結果は報告書にまとめ内部公表するとともに、ホームページにも掲載した上で、改善活動は、毎月開催する自己評価委員会を中心に取組んでいる。教育情報を公開では、文部科学省がガイドラインに示しているすべての情報と職業実

実践専門課程の別紙様式 4 をホームページに掲載し公表している。

一方、専修学校設置基準及び指導要領に基づいて必要な規則・規定等を整備して学校運営を適正に行っている。セクシャルハラスメントは禁止条項を明記して教職員に周知しているが、他のハラスメントも同様の扱いが望まれる。設置法人が弁護士・監査法人と顧問契約を締結し、相談体制を整備しコンプライアンスの維持に努め、個人情報保護方針に基づき個人情報保護規程を整備している。

区分 4 学校運営に関する評価項目

事業計画は、教育理念を達成するための運営方針と当該年度の重点課題と達成に向けた具体的事項も掲載し、理事会において審議、決定し、教職員に周知・徹底している。理事会、評議員会は、寄附行為に基づき開催し、議事録は法人事務局で保管している。

組織運営、意思決定に必要な規定は、設置法人の規程として定め、適正に運用している。平成 28 年度より新たな規程の整備により業務の見直し、検討を進めている。

財務関係比率は良好であり、財務基盤は安定している。予算は経理規程に基づき編成し、理事会の審議を経て決定している。事業計画等と予算の整合性を図るために、平成 29 年度より事業計画書の充実と予算明細書の作成に取り組んでいる。

予算執行は毎月執行状況を確認して管理している。予算超過が見込まれる場合は、年度内に補正措置を適切に行う必要がある。

設置法人の業務及び財産状況を監事が監査し監査報告を作成し、理事会・評議員会に報告している。外部監査は実施していないが、平成 27 年度より監査法人により財務諸表の確認を受け、計算書類等調査報告書の提出を受けている。財務情報は、利害関係者への閲覧に加え、平成 24 年度からホームページでも公開している。

区分 5 任意の評価項目（地域貢献・社会貢献）

学校の教育資源は、広く社会及び地域に貢献する方針で、関係する企業、業界団体、学会、学校協会等の活動を中心に行っている。

また、卒業生には施設の利用の他、学校附属施術所と附設のクリニックにおいて卒後研修を行っている。

医療人材の養成組織として、ボランティアをはじめとした社会活動への参加は、特に災害時を中心に社会的な要請が高まる中、教職員による災害ボランティアは関係者から評価を得ている。

Ⅲ 中項目の評価結果

区分 1 教科活動と成果に関する評価項目

基準 1 教育目標

1-1 教育理念、目的
○小項目 1-1-1. 教育理念・目的を定め、広く周知を図っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育理念は事業計画書、教育目的は学則に明記している。 ・教育理念・教育目的に沿って、鍼灸科（Ⅰ部・Ⅱ部）をはじめ、鍼灸マッサージ科（Ⅰ部）と柔道整復科（Ⅰ部・Ⅱ部）を設置している。 ・教育目標は、事業計画書に運営方針、教育方針と共に具体的に示している。 ・教育理念はホームページ及び学校案内、学生ハンドブックに掲載し周知している。 ・認定規則の改正に伴う学則改定を契機に教育理念等を再確認している。またこの機会を通して教職員への周知、浸透の確認を積極的に行っている。
○更なる向上を期待する点： ・平成 28 年度より開催している非常勤講師連絡会開催において、教育理念、教育目標、育成人材像、運営方針、教育方針を伝達、確認するとともに、主な事業計画も示して協力を求めている。こうした機会を有効に活用した、協力体制の充実が求められる。 ・在校生、卒業生及び関連業界等に教育理念等の浸透度を確認するため、平成 30 年度の適切なタイミングにアンケート調査の実施を検討するとしている。これにより一層の周知、浸透が図られることに期待したい。

1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ
○小項目 1-2-1. 育成人材像が明確であり、関連業界の人材ニーズに適合しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・知識・技術、技能、態度等の人材要件は、関連業界等の要望をもとに育成人材像及び教育方針等により明確にしている。これらは事業計画書、学生ハンドブックに掲載するとともに、ホームページ、学校案内等を通じて周知している。 ・認定規則改正による平成 30 年度新カリキュラムの検討過程において、教育課程編成委員会の審議を経て、課程（学科）の学修成果を「卒業アウトカム」として具体的に示している。
○更なる向上を期待する点： ・以下の「卒業アウトカム」は、平成 30 年度入学生から適用となるが、事業計画書、学生ハンドブックで周知するとともに、修得に向けた具体的なプロセスと要件を明確にした活動に期待したい。 ①疾患の適切な鑑別（＝適応・不適応の鑑別）ができる。 ②衛生的かつ安全な施術ができる。 ③患者の愁訴に対して的確にアプローチできる。

④多職種との連携、チーム医療を行うことができる。
1-3 入学者の受入れ方針
○小項目 1-3-1. 求める学生像、入学者の受け入れ方針を明確に定め、公表、周知しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・求める学生像をアドミッションポリシーとして明確に定め、募集要項及びホームページに掲載するとともに、人材の育成方針も明記して入学希望者・保護者、関連業界等に公表、周知している。 ○特長として評価する点： ・社会人を対象とした夜間等のミニ説明会を週1回、その他随時希望者の個別見学会を開催し、来校者の疑問や質問に的確に答えている。 ○更なる向上を期待する点： ・保護者や関連業界等に向けての学校案内、学生募集要項の必要性を検討課題としており、平成30年度にはホームページに専用サイトを設けるように検討を進めるとしている。保護者や関連業界等に向けた情報提供方法の充実に期待したい。

基準2 教育活動

2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針
○小項目 2-1-1. 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針を定めているか 2-1-2. 企業等の人材ニーズに対応した目標設定を行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育課程の編成方針、実施方針は、事業計画書に明文化し、ホームページにも掲載して公開している。 ・企業等の人材ニーズは、インターンシップ（当該専門学校における事業所の見学と運營業務補助実習の呼称）受入先からのフィードバック情報も参考に、教育課程編成委員会において確認している。 ・各学年で履修する科目・単元の一般目標・個別目標はシラバスに掲載している。シラバスは教員間で共有するとともに、学生ハンドブックに掲載し、教員と学生の認識が一致するようにしている。 ・実技科目においては業界の人材ニーズに対応した専門技術の達成目標を設定している。医療機関勤務、治療院勤務、開業及びトレーナー活動における技術向上等を目指した選択授業や特別講座のシラバス、またインターンシップの説明文書にも目標を示している。 ・医療人としての意識向上に努め、進級に伴い専門的な知識を高めていけるように科目を配置している。 ○特長として評価する点： ・国家試験合格のみを目標とすることなく、卒業後の臨床現場において必要となる知識、技術等を修得するための選択科目の設置、企業等や患者のニーズや社会情勢に対応した講座を開設し、学生により多くの学習機会を提供している。

2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成
○小項目 2-2-1. 教育課程編成委員会及び企業等との連携体制を確保して教育課程を編成しているか 2-2-2. 実践的な職業教育を行う視点で企業等との連携体制を確保し、教育内容・教育方法・教材等を工夫しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育課程は、関係法令等及び呉竹学園教育課程編成規則に基づき、教育課程編成委員会を年 2 回開催し、委員会の意見を受けながら教育課程を編成している。教育課程の編成過程は、学科内における教育課程編成会議及び教育課程編成委員会の議事録により明確にしている。 ・提携先の治療院から経験豊富な非常勤講師を起用するとともに、治療院の経営者を専任教員として採用している。 ・講義形式の授業では、プロジェクターを用いて図や臨床現場の映像を示すなど、より具体性のある提示方法により学生の理解が深まるよう努めている。 ○特長として評価する点： ・教育方針に「卒業後すぐに活躍できる医療人を養成するため、必要な知識、技能、態度を身に付けさせる。」を掲げ、臨床実習において臨床力確実に修得できるように実技実習や臨床実習のシラバスを作成するとともに、グループワークやロールプレイングなどをとり入れた能動的かつ実践的な授業を展開している。 ・呉竹学園の鍼灸科は国内有数の伝統校として、多くの卒業生を輩出しており、姉妹校の東京医療専門学校で教員養成科の講師や卒業生のネットワークによる企業等との連携を確保している。また、当該専門学校の地元にある公益社団法人埼玉県鍼灸師会や公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会との協力関係を良好に保持して地元での連携先を確保している。 ○更なる向上を期待する点： ・平成 30 年度からの新カリキュラム導入による授業科目の変更にあわせて、設置法人共通のシラバスフォーマットによるシラバス作成を進めている。コマシラバスについても可能な限り検討を進め、その実現に期待したい。

2-3 専攻分野における実践的な職業教育の実施
○小項目 2-3-1. 企業等と連携して実習、実技、実験又は演習等を行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・企業等から派遣された経験豊富な非常勤講師が実践的な実習・演習の授業を行っている。 ・附属施術所における一般患者に対する臨床実習準備とフィードバックの授業は、経営者・関連団体の役員でもある専任教員が担当し、より臨床現場に近い内容を教授できるようにしている。 ○特長として評価する点： ・学業並びに国家資格取得へのモチベーション向上とともに、医療と鍼灸の連携を踏まえた臨床家を育てる目的で、附設のクリニックにおいて鍼灸臨床で多く遭遇する運動器系疾患を扱う整形外科とリハビリテーション科で見学実習を行っている。

○更なる向上を期待する点：

- ・新カリキュラムにおいては、附設のクリニックにおける見学実習を 3 年次から 1 年次に実施時期を早め、医療と鍼灸の連携を踏まえ医療機関の業務の実際を早期に把握させるとしており、その効果的に期待したい。

2-4 専攻分野における実習施設、インターンシップの場等

○小項目

2-4-1. 企業等と連携して、実習施設・インターンシップの場等の教育体制を整備しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・事業所の見学と運營業務補助を経験するため、インターンシップを実施している。成績評価などインターンシップの実施に必要な事項は、呉竹医療専門学校インターンシップ規程及び呉竹医療専門学校インターンシップ実施要項に規定している。
- ・インターンシップ受入先とは協定書の締結時及び成績評価時に意見交換を行い、受入先からの意見を聞きながら評価基準などの改善を図っている。
- ・インターンシップ修了時に学生全員が参加する体験報告会を開催して、教育効果の把握に努めている。

○特長として評価する点：

- ・インターンシップの受入先は、公益社団法人埼玉県鍼灸師会、公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会及び公益社団法人埼玉県柔道整復師会の協力を得ながら確保しており、これらの実績をもとに、今後の学外実習先の確保を順調に進めている。

○更なる向上を期待する点：

- ・インターンシップ受入先の指導者との連絡・協議の機会是一部の事業所に留まっていることから、学生指導の充実・向上に向け、定期的な指導者との連絡・協議会の開催に向けた準備を進めており、こうした機会が有意義な意見交換の場となることを期待する。

2-5 授業評価

○小項目

2-5-1. 授業評価の実施体制を整備し、実施しているか

2-5-2. 評価結果を各教員にフィードバックし、授業改善等に活用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・平成 21 年度より学生アンケートによる授業評価を実施している。平成 27 年度からはベテラン教員（校長・副校長・科長・科長補佐）による授業参観も加えて実施している。
 - ・学生アンケートの結果は、グラフ化し自由記述のコメントも添えて科目担当教員に返却している。
- 集計結果は校長に報告している。授業参観の結果は個別面談により結果を科目担当教員にフィードバックして、授業改善に役立てている。

○更なる向上を期待する点：

- ・学生アンケートの結果は科目担当教員にフィードバックしているが、各教員がどのような授業改善に活用しているかの追加調査などを行っていないことから、ベテラン教職員による授業参観に加え、平成 29 年度からは全教員が教員間で授業参観を行うこととしている。よりよ

い授業に向けた改善活動に期待したい。

2-6 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準

○小項目

2-6-1. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準を明確に定め、適正に運用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は、学則及び教務規定に規定している。また、成績会議を開催し、確認することにより客観性・統一性の確保に取り組んでいる。成績評価等の基準は学生ハンドブックに掲載して学生に明示している。
- ・入学前の履修等認定は学則に規定し、基礎分野の科目について審査のうえ認定している。志願者にはホームページ、学校案内及び募集要項に記載して周知するとともに、入学予定者にも案内している。

○特長として評価する点：

- ・定期試験の他、学年末に実施する進級・卒業試験により修得状況を確認しながら、当該学年の到達レベルに達していることを的確に把握している。進級・卒業の判定は定期試験の他、設置法人各校の鍼灸科教員が協同で作成した問題による進級・卒業試験を実施して、鍼灸師として必要な知識を偏りなく修得していることを確認している。

○更なる向上を期待する点：

- ・成績評価方法の運用や追試等に向けた補習等の取扱について学内において、校長の関与や統一した取扱いがなされるよう内規等の整備を検討している。規定の整備と適正な運用に期待する。

2-7 教員の組織体制

○小項目

2-7-1. 専攻分野における資格・要件を備えた教員を確保しているか

2-7-2. 教員の資質向上への取組を行っているか

2-7-3. 必要な教員の組織体制を整備しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・教員の採用は、法人事務局において計画的に行っている。採用に当たっては法令に定める資格要件を満たしていることを確認するとともに、採用面接により教員としての資質を確認している。
- ・設置法人が設置する東京医療専門学校教員養成科の卒業見込者や独立開業している卒業生などを中心に採用が可能な環境となっている。
- ・専任教員と非常勤講師の業務内容は、教員一人当たりの授業時数等も含めて適切に把握しており、その一部情報は、教員紹介として当該専門学校ホームページに公開している。
- ・教員の教授力は、学生アンケートや授業参観により把握・評価している。専任教員の資質向上のため、研修の年間計画を作成して公益社団法人東洋療法学校協会の教員研修会や公益社団法人全日本鍼灸学会学術大会に参加させるとともに、設置法人の呉竹学園教育センターの研修を受講させている。
- ・専任教員の組織体制は、呉竹医療専門学校教育職員組織及び職制並びに業務分掌規則に定め、

科長 1 名、科長補佐 3 名（うち 1 名は附属施術所所長を兼務）により教科教育、成績管理及び行事運営等を行っている。学科内の業務分担や責任体制は、科長が決定している。 ・実技科目は専任教員と非常勤講師が担当し、実技連絡協議会により実技の到達目標や実施上の注意点等の確認と調整を行っている。講義科目は主に専任教員が担当し、非常勤講師とシラバスによる進捗の確認を行うなどして連携・協力している。 ○特長として評価する点： ・教員の資質向上に向け、呉竹学園教育センターのFD委員会が中心となり、教員研修会を開催するなど、質の高い授業に向けたFD活動を推進している。 ○更なる向上を期待する点： ・当該専門学校では、呉竹医療専門学校教育職員組織及び職制並びに業務分掌規則の運用を徹底し、規定に基づいた業務分掌の現状の適合性や実態との乖離等を整理しながら組織運営の改善を図ることを課題としており、今後の取組に期待したい。
--

2-8 実務に関する企業等と連携した教員研修
○小項目
2-8-1. 教員の専攻分野における実務に関する研修等を企業等と連携して組織的に行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由：
・教員の専攻分野における知識・技術、技能に関する研修は、研修の年間計画により公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸学会をはじめ、関連する企業等との連携により行っている。 ・教員の授業及び指導力等に関する研修は、研修の年間計画に基づいて公益社団法人東洋療法学校協会や関連する企業等との連携により行っている。
○特長として評価する点：
・当該専門学校では、業界団体等の役員等として活動している教員が多く在籍していることから、学生に対し、業界の最新情報、医学的最新知見、卒後の自己研鑽の重要性など積極的かつ迅速に伝えている。 ・鍼灸科の教員及び施術所職員は、附設するクリニックの医師及びメディカルスタッフと紹介患者の症例検討による合同勉強会により治療や施術の効果を高める努力を行っており、その成果を授業におけるスタッフ間のコミュニケーションの増進や担当する授業に役立てている。

2-9 学生募集、入学選考
○小項目
2-9-1. 入学者の募集活動を適正かつ効果的に行っているか
2-9-2. 入学選考基準を明確に定め、適正に運用しているか
2-9-3. 入学手続きは適正に行われているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由：
・願書の受付及び入試の実施時期は、一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会の通知に基づいて行っている。入試はAO入試、社会人入試、推薦入試及び一般入試を行っている。 ・学校案内において、教育活動は教育方針、魅力、学びのサポート及び国家試験対策サポート、

学修成果は国家試験合格実績及び就職実績を紹介している。ホームページにブログを開設して新着報告を随時掲載している。

- ・入学選考基準は、呉竹学園入試委員会規程に規定し、入学選考は学則及び入試委員会規程に基づいて行っている。

合格者に対する入学手続は、学則及び募集要項に基づいて適正に実施している。入学辞退者に対する授業料の返還の取扱は募集要項に明示して適正に取り扱っている。

○更なる向上を期待する点：

- ・当該専門学校では、平成 30 年度に入試委員会規程の見直しを予定しており、必要な実施要領の制定等を行うことを自己評価報告書に明記している。入学選考は公正、公明であることが求められるものであり、現在の入試制度を反映した適切な規程となるよう今後の規程整備に期待したい。

基準 3 学修成果

3-1 専攻分野の教育活動における取組の成果

○小項目

3-1-1. 学生が身に着ける知識・技術、技能、態度等は、養成しようとする人材像等の目標に対して、取組みの成果を上げているか

3-1-2. 取組みの成果をもとに教育活動等の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・各年次における習熟度を評価する定期試験（中間試験・期末試験）、各年次の進級試験、卒業試験と国家試験の結果を人材要件の目標達成の指標としており、概ね達成している。
 - ・教育課程編成委員会を通じて業界の人材ニーズ等の意見を受けている。さらに、業界団体の役員である教員がその活動を通じて業界の人材要件を聴取している。
- また、就職相談会等で来校した企業等とのコミュニケーションの中で業界に必要な人材要件を聴取している。

○更なる向上を期待する点：

- ・実技を担当する専任教員と非常勤講師が実技教育の共通認識を図る目的で年度末に開いている実技部会において、学生の資質や思考などの申し送りや指導方法の改良などを行っている。実技部会の内容は、今までは各教員から口頭で学生に伝えていたが、平成 30 年度からは資料配布による開示を進めるとしている。学生と教員の相互理解による効果的な実技指導に期待したい。

3-2 専攻分野における就職率の向上と取組みの成果

○小項目

3-2-1. 就職率は目標とする水準にある

3-2-2. 就職率の向上に向けた取組みはあるか

3-2-3. 就職率についての結果を分析し、就職指導・支援の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・希望者の全員就職を目標として、3 年次の学生の内定状況を 10 月から 2 ヶ月おきに専門分野と関連する業界等への就職状況を把握しているが、新卒の 4 月時点で目標は達成していな

い。

- ・就職等の支援のため、事務局に担当者2名を配置して学生の就職活動の状況を把握している。調査等の結果は教員と共有している。
- ・平成28年度は埼玉県内の業界団体会員に参加を呼びかけた就職説明会を12月に開催している。情報収集、自己分析、履歴書の書き方、面接の受け方などのセミナー・講座は6月と12月（2回）の計3回実施している。
- ・就職に関する個別の相談は、学生の窓口業務の一環として事務職員が常時対応し、求人内容や関連資料の開示や就職活動に関するアドバイスをを行っている。
- ・専門分野と関連する業界等への求職、求人、就職状況はデータ化して把握し、データと就職状況調査をもとに学生のニーズを把握した上で、就職説明会を実施している。

○特長として評価する点：

- ・呉竹学園求人検索システムによりタイムリーな就職情報の提供と手続きが行われている。学生はネット上に公開された求人票をもとに、求人の登録、申込みはホームページから行い、就職活動を進めている。

○更なる向上を期待する点：

- ・早期の動機付けはキャリア意識の醸成と円滑な就職活動に繋がることから、入学時から就職を意識した学生生活を送れるように、平成30年度の学生ハンドブックからキャリアサポートに関する事項を掲載するとしている。その内容の充実に期待したい。
- ・就職率を上昇させるために就職支援の組織体制を見直し、学生の就職活動の状況把握と改善を図っているが、学生のキャリア支援に関する環境の変化に迅速かつ効果的に対応する意味からも、就職活動を支援する専門部署の設置などの検討が望まれる。

3-3 専攻分野における資格取得率の向上と取組みの成果

○小項目

- 3-3-1. 資格取得率は目標とする水準にあるか
- 3-3-2. 資格取得率の向上に向けた取組みはあるか
- 3-3-3. 資格取得率についての結果を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・国家試験の合格実績は平成28年度はり師95.2%（全国83.5%）きゅう師95.2%（全国83.5%）であり、目標をほぼ達成する高水準を維持している。
- ・公益社団法人東洋療法学校協会のはりきゅう実技評価試験を受験し、全国統一課題に対して鍼実技、灸実技共に100%合格の評価を受けている。
- ・学生ハンドブックに資格・免許の内容、取得の意義を明確にして、年間学習内容を周知している。各科目のシラバスには講義の目的、評価方法、履修の条件・注意、教科書・参考書、担当者からのアドバイスなどを明示している。
- ・3年次後期には総合講座を設けて資格・免許取得へ向けた内容の授業を展開している。また、実技認定試験に向けて鍼灸実習Ⅳおよび鍼灸臨床実習において臨床的実技指導を展開している。さらに、公益社団法人東洋療法学校協会主催の全国統一模擬試験を受験して全国水準との比較を行っている。
- ・鍼灸科Ⅰ部では1年次に手話、大師流小児はり、メディカル・ハーブ、社会人のための日本語トレーニング、サービス介助、2年次に中医学、現代鍼灸、経絡治療、病態生理Ⅰ（内科診

断学)、病態生理Ⅱ(整形外科学)、スタビライゼーション・ドラウタビリティ、スポーツトレーナー講座、3年次に美容鍼灸、スポーツアロママッサージなどの特別講座を設けている。また、東京医科大学医学部人体構造学分野において解剖見学実習を行っている。さらに、kuretake 塾の問題演習を行い基礎力充実に努めている。 ・国家試験の不合格者には聴講生制度を設けており、実技を除く座学科目を無料で聴講することができる。また、国家試験対策予備校 Kuretake 塾を有料で開校している。 ・設置法人3校の国家試験自己採点データと合格率データを呉竹学園教育センターで集約し、結果分析と問題点、今後の課題を抽出している。データを各教員が共有して個々の学生指導に役立てている。また、「国家試験の臨床系総合問題への対策と授業への応用の検討」を事業計画の重点課題としている。 ○特長として評価する点： ・国家試験合格率は全国水準と比較しても高い水準を維持している。また、公益社団法人東洋療法学校協会のはき実技評価委員会より、はりきゅう実技評価試験を受験し全国統一課題に対して全国水準と比較しても高い水準を維持している。 ○更なる向上を期待する点： ・聴講生制度は、手続きはしっかりと行われているが、根拠となる規定とともに現状の手続きを明文化することが望まれる。

3-4 退学率の低減と取組みの成 ○小項目 3-4-1. 退学率は目標とする水準にあるか 3-4-2. 退学率の低減に向けた取組みはあるか 3-4-3. 退学率及び退学要因を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか ○評価結果：基準を満たしている。 ○評価の理由： ・退学率については、数値目標等ではなく減少させることを目標としている。添付された3ヵ年(26年度～28年度)の退学率は増加傾向にある。 ・退学率の推移、要因及び各学年における退学者数などの傾向をまとめ、平成29年度の退学率の低減に向けた取組に反映させている。 ○更なる向上を期待する点： ・当該専門学校では、学業不振への早期対策として学習意欲を高め、資格取得の動機付けを図ることを目的として入学前授業の充実に取組んでいる。退学率低減には全学的な取組みが不可欠であり、数値目標を具体的に事業計画に掲げるなど、今後の取組に期待したい。
3-5 卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果 ○小項目 3-5-1. 卒業生や就職先等の関係者に、卒業時の知識・技能の卒業後のキャリア形成への適応性、効果などについての意見聴取を行っているか 3-5-2. 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果を教育活動の改善に活用しているか ○評価結果：基準を満たしている。 ○評価の理由： ・卒業生の主な就職先でもあるインターンシップ受入先へ直接訪問し、社会の求める鍼灸師のスキルについて口頭で意見聴取を行っている。

○更なる向上を期待する点：

- ・ インターンシップ受入先からの聴取内容は、記録し、関係者において情報共有するなど組織的な取組みが望まれる。また、当該専門学校では、インターンシップ受入先の訪問件数を増やすことに合わせ、学生の卒業時の知識・技能と卒業後の初期キャリアに関する意見聴取を平成 29 年度の課題としており、今後の更なる取組みに期待したい。
- ・ 平成 30 年度に卒業生のキャリア形成への適応性、効果について、臨床実習受入先と同窓会を通して卒業生にアンケートを行うとしている。これらの調査結果を教育活動の改善に効果的に結びつけられるよう着実な実施が望まれる。

3-6 卒業生の専攻分野における社会的評価

○小項目

- 3-6-1. 就職先等の関係者から、卒業生の活動実績などの状況把握を行っているか
- 3-6-2. 卒業生の活動実績を踏まえ、教育活動等の改善に取り組んでいるか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ インターンシップ受入先への訪問時に、卒業生全体数からみれば聴取数は少ないものの卒業生の活動状況を聴取し、状況を直接把握している。
- ・ 設置法人主催の呉竹医学会における卒業生の研究発表・症例報告は、抄録で確認している。また、全日本鍼灸学会等の学術大会で卒業生の発表については、各団体の機関紙で確認している。
- ・ 学校案内、ホームページ、当該専門学校が運営する SNS、同窓会報「くれたけ」において、卒業生のインタビューを実施して活動状況を紹介している。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 卒業生の活動実績を踏まえた教育活動等の改善は、学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会における卒業生の意見によるものに留まっていることから、今後は意見を求める卒業生の範囲を広げるなどの取組が望ましい。

区分 2 教育環境等に関する評価項目

基準 4 教育環境

4-1 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備

○小項目

- 4-1-1. 施設・設備は教育上の必要性に対応できるよう整備しているか
- 4-1-2. 専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を図書室に配架し、学生に必要な応じ閲覧できるような環境を提供しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ 施設・設備、機器類等は専修学校設置基準及び指導要領に定められた基準に適合している。
 - ・ 学生の学習支援施設として、図書室及び PC を設置した自習室などを配置している。図書室内に図書の閲覧スペース及び自習室を設けている。図書は法定 1,000 冊に対し、専門書 4,773 冊を蔵書している。
- また、学生の休憩・食事スペースとして 4 階と 7 階に学生ホールを設けるなど学生のための厚

生施設を充実させている。 ・施設内はバリアフリーに配慮した設計となっており、1 階ロビーには視覚障害者向けの点字ブロックを設置し、エレベーターには階層を示す点字表示を行っている。ユニバーサル仕様のトイレを地下 1 階、1 階、4 階に設置している。 ・実技実習室、教員室、食事のスペースとなっている学生ホールには手洗い設備を設けている。各階には男女各トイレを設置し、日常清掃を行って衛生管理を徹底している。 ・附属施術所の脇に臨床医学実習室を設置して臨床実習に関する講義やミーティングなどを行えるようにしている。附設のクリニックは、学生の臨床実習の一環として見学や陪席ができるようにしている。 ・施設・設備等は日常点検、隔月の巡回点検及び法定点検を行うとともに、補修等が必要な事案は、外部委託業者と業務契約を締結して補修等を行っている。 ○特長として評価する点： ・5 階の柔道場兼多目的ホールは 300 人を収容でき、授業で使用する他、講演会や卒業式などの学校行事に使用している。4 階の学生ホールはオープンテラスを附設し、屋外の開放感を工夫している。 ・臨床実習を充実させるために臨床医学実習室を設置する他、クリニックを附設している。 ・専門図書の蔵書数をはじめ視聴覚資料も充実している。 ○更なる向上を期待する点： ・当該専門学校では良好な教育環境を維持するための施設・設備等の改修計画の策定を課題としており、建物診断などで施設、設備の現状を十分把握の上、長期建物修繕計画を策定することが望まれる。
--

4-2 学校における安全対策
○小項目 4-2-1.学校における安全管理体制を整備し、適切に運営しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・学校安全計画を定め、適切に運用している。学校のリスクを分類し、授業中を含む対応マニュアルを危機管理マニュアルとしてまとめ、教職員の行動基準としている。外部警備保障会社と契約して、校内への侵入者に対する自動通報システムや重要施設設備の異常通報システムを稼働させている。
○更なる向上を期待する点： ・防犯体制の課題として内規の制定を目指しており、また、危機管理マニュアルの見直しとともに安全管理における担当教員の割当てを明確にするとしている。安全管理体制の問題解消に向けたさらなる取組に期待する。

4-3 防災に対する組織
○小項目 4-3-1. 防災に関する組織体制を整備し、適切に運営しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・消防計画は平成 28 年度に見直しを行い所轄の消防署に届出している。消防・避難訓練は年 2

回実施し、実施要項及び参加者数の記録を保存している。実施後に教職員にアンケートを実施して次の計画に活用している。

- ・ 消防施設等の整備及び保守点検は外部業者と委託契約を締結し、適切に実施している。改善が必要な事項についてはリスト化して対応している。
- ・ 大規模災害時における地域等との連携体制は、消防・避難訓練時にさいたま市の公園管理局の許可を得て、実際に一時避難所となる鐘塚公園に避難している。東日本大震災の経験に基づいて食料や飲料水の備蓄を進めているが、地域等との連携が課題である。
- ・ 教職員及び非常勤講師には危機管理マニュアルを配布し、周知している他、消防避難訓練の際に防災マップの確認、通報訓練及び消防・避難誘導訓練を行っている。学生には、各教室内に消火器及び消火栓の配置図及び初期消火の手順を掲示し、訓練時に再確認をしている。

○特長として評価する点：

- ・ 消防・避難誘導訓練を昼間部の時間帯と夜間部の時間帯に分けてそれぞれ実施している。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 非常用の食料や飲料水の備蓄に関しては、学校が必要と定めたものを備蓄し、必要に応じ適宜更新することが望まれる。
- ・ 大規模災害時における地域等との連携については、一時待機場所として市民に校舎を開放するなどについて、さいたま市に相談しながら今後の対応を検討するとしている。社会的な役割を担う学校として今後の地域連携の推進に期待したい。

基準 5 学生支援

5-1 学生の健康管理

○小項目

5-1-1. 学生の健康管理を行う組織体制を整備し、適切に運営しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ 学校保健計画を定め、附設のクリニックの副院長（内科医）を学校医として選任し、保健室を整備し教員による初期対応を行い、利用者の状態を報告書に記載している。
定期健康診断を毎年 4 月に実施している。所見のある学生には学校医より検査が必要となる旨を個別に書面により通知している。また、健康に関する啓発及び教育は 1 年次の「保健と医療Ⅱ」において健康に関する教科教育により行っている。
- ・ 心身の健康相談は教員が取り扱える範囲で対応している。心理的なサポートが必要となる領域については、一時的に附設のクリニックや近隣の心療内科の受診を勧めている。
- ・ 近隣の医療機関との連携は、附設のクリニック及び状態に応じて適切な医療機関を受診させている。

○特長として評価する点：

- ・ クリニックを附設しているため、医師による指示を迅速に仰ぐことが可能な環境にある。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 当該専門学校では、学校保健計画を事業計画の中に位置づけ、今後、担当者を明記するなどして保健計画の内容を理解しながら進められるよう体制づくりを目指しており、学生の健康管理に必要な業務を計画に基づき的確に進めることに期待する。
- ・ 検討が進められている臨床心理士等の専任カウンセラーについては、教職員との連携や体制づ

くりを進め、できるだけ早く配置することが求められる。

5-2 学生生活の支援

○小項目

5-2-1. 学生の経済的側面に対する支援制度を整備し、適切に運用しているか

5-2-2. 課外活動に対する支援制度及び体制を整備し、適切に運用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・学費の減免については、呉竹学園学費等の減免及び徴収猶予取扱規程により学業優秀者への減免や経済的理由による減免をはじめ、学納金の徴収猶予や分割納付制度を設けている。
- ・志願者及び在校生に対する授業料分割納入制度を除く公的支援制度も含めた経済的支援制度は、募集要項やチラシに掲載して周知し、在学生が利用している全ての経済的支援制度の実績を把握している。
- ・呉竹学園同好会等登録規程により同好会の登録等を行い、顧問教員を配置して活動の指導、状況を把握している。平成 28 年度は 9 団体の同好会が活動している。
- ・同好会には同窓会より 1 団体に対して年間 2 万円の補助金が支給されている。

○特長として評価する点：

- ・奨学金とは位置づけていないものの、複数の学費減免制度を設けることによって実質的に学生の経済的負担を減らし、学業に専念しやすい環境づくりを行っている。

○更なる向上を期待する点：

- ・授業料分割納入制度は学費の一括納入が困難になった場合の支援措置であることから、他の制度とともに募集要項や学生ハンドブック等に掲載して、入学前に周知することが望まれる。

5-3 学生相談

○小項目

5-3-1. 学生相談に関する体制を整備し、適切に運営しているか

5-3-2. 留学生が在籍する場合、相談体制を整備し、適切に運営しているか

5-3-3. 保護者と適切に連携しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・平成 25 年度より 3 階教員室横に学生相談室を開設し、設置法人に所属する学校心理士に相談しながら専任教員が対応している。特にプライバシーの保護が必要な相談については、1 階の応接室を利用している。
- ・相談室の利用に関する案内はリーフレット及びホームページにより行っている。
- ・相談内容は記録し、適切に保存している。医療機関の受診が必要と判断した場合は附設のクリニックの受診を勧め、その上で必要な医療機関を紹介している。
- ・保護者との連携では、連絡体制を確保し、入学時と 1・3 年生の夏季休暇期間中に保護者会を開催して学校の教育活動に関する情報を提供している。平成 25 年度より夏季休暇期間中の保護者会から希望者への個別面談を実施している。その他、成績や出席状況等に応じ、保護者宛て文書にて適切に情報提供している。

○更なる向上を期待する点：

- ・主に学業や学校生活に関する相談は、クラス担任や科目担当者以外にも応じることができる体

制を敷いているが、更に体制を見直し、組織的な対応が求められる事例については必要に応じて会議等においても協議できるように改善を図ることを課題としており、今後の、相談体制の見直しによる相談機能の充実に期待したい。

- ・保護者との連携の重要性から、連絡体制の在り方やホームページに保護者向けのサイトの開設など、入学前の段階から連携について理解が得られるように検討を進めるとしている。積極的、効果的、また迅速なアプローチによる保護者との連携の強化に期待したい。
- ・メンタルに問題を抱えた学生支援には専門知識が必要であり、臨床心理士等専任カウンセラーの配置実現に向けた検討が求められる。

5-4 卒業生・社会人学生への支援

○小項目

5-4-1. 卒業生への支援体制を整備し、適切に運営しているか

5-4-2. 社会人学生への教育環境を整備し、適切に運営しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・平成 21 年度に同窓会規程を整備し、同窓会の庶務を学校事務局が担当して活動を支援、把握している。また、呉竹医学会は卒業生の研究発表の場として開放している。
- ・ホームページに求人情報を掲載する他、再就職の相談は随時行っている。生涯学習の一環として公開講座を開催し、臨床を中心に各方面に情報発信を行っている。
- ・社会人学生を対象とした鍼灸科Ⅱ部を設置している。当該学科は、厚生労働省の専門実践教育訓練給付金の支給対象講座に認定されている。
- ・大学・短大、医療系専門学校等の既卒者には、学則に基づいて基礎分野の科目の単位互換を行い、学業の負担軽減を図っている。長期休暇中も午後 7 時半まで図書室や自習室を開放している。就職に関する個別進路指導はⅠ部（昼間部）在校生と同様に行っている。

○特長として評価する点：

- ・附属施術所とクリニックを卒後臨床施設として登録して卒後研修生の受入を行なっている。

○更なる向上を期待する点：

- ・同窓会の活動を活性化して、学校と連携した卒業生の支援を課題とし、対応策として、卒業生向けの学校ホームページのブログやソーシャルネットワークによる情報発信を充実させて研修の場を広く提供することやなど検討している。これらは、就職活動中の卒業生への支援情報も発信するように改善するとしており、今後の積極的な支援活動の展開に期待したい。

区分 3 内部質保証に関する評価項目

基準 6 内部質保証

6-1 学校評価の実施と結果の公表

○小項目

6-1-1. 自己評価の実施体制を整備し、自己評価を実施し、結果を公表しているか

6-1-2. 学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・自己評価は、学則及び呉竹学園学校評価実施規則に規定し、自己評価委員会を設置して実施し

ている。自己評価委員会は毎年度 5 月に自己点検・評価を行い、取組み事項の進捗状況の確認を行っている。

- ・学校関係者評価は、呉竹学園学校評価実施規則に基づき、各選任区分から委員を選任し、学校関係者評価委員会を設置して実施している。学校関係者評価委員会は毎年度 2 回開催し、1 回目は自己点検・評価の結果に対する評価、2 回目は重点課題への取組みに対する中間報告を受けた助言についての審議を行っている。
- ・自己評価と学校関係者評価の結果は、それぞれ報告書にまとめ内部公表するとともに、概要をホームページで公表している。

6-2 学校評価に基づく改善の取組

○小項目

6-2-1. 学校評価の結果をフィードバックし、学校教育と学校運営の質の改善と向上のための取組を組織的かつ継続的に行っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・プラン（P）となる事業計画書や規則等に基づいて、学校運営と教育活動を行い（D）、実施した結果や効果について自己点検・評価と学校関係者評価を行い（C）、評価結果によって事業計画の策定や規則等の改定を行う（A）サイクルが機能するように、平成 29 年度からは自己評価委員会を毎月開催している。

○特長として評価する点：

- ・今回及び前回（平成 27 年度に柔道整復師養成分野）のモデル事業での経験を設置法人内の他校にも広め、情報を共有し、自校では気付かない課題の発見や解決の糸口を見つける努力を明記し、設置法人内の全校が同じ基準で学校評価を実施できるよう働きかけている。
- ・自己評価委員会では、次年度の自己評価に携わる教職員を増やし、業務の中で円滑に自己評価報告書を作成できる体制を整えることなどを毎月の委員会で審議している。また、自己評価実施体制において事業計画書に沿った事業報告書を作成することで、日常業務の遂行結果が即時に自己評価の検討資料となるよう工夫している。

6-3 教育情報の公開

○小項目

6-3-1. 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って、ガイドラインに規定するすべての情報をホームページに掲載して公開している。
- ・職業実践専門課程の認定要件に規定する、別紙様式 4 職業実践専門課程の基本情報をホームページに掲載して公開している。平成 29 年 10 月に改訂様式に更新している。

○特長として評価する点：

- ・情報公開はホームページにより行う他、ブログ、ツイッター、フェイスブック及びラインなどのソーシャルネットワークを積極的に活用している。

○更なる向上を期待する点：

- ・保護者、学校関係者等への情報発信を充実させるとしている。一層の情報公開に期待したい。

6-4 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営
○小項目 6-4-1. 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか 6-4-2. 個人情報の保護のための対策をとっているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・専修学校設置基準及び指導要領に基づいた学校運営を行い、必要な規則・規定等を整備し、適正に運用している。学則の変更をはじめ学校運営に必要な諸届は法令に基づいて適正に行っている。 ・ハラスメント等の防止では、就業規則にセクシャルハラスメント禁止条項を明記し、該当事例と被害を受けた場合の対応を記述して教職員に周知している。 ・コンプライアンスの維持に関しては設置法人が弁護士・監査法人と顧問契約を締結し、必要に応じて相談をしている。税務申告・労務関係については税理士法人・社会保険労務士法人の指導を受けている。 ・教職員には法令遵守する旨を就業規則に規定しているが、研修・教育は行っていない。学生には教育課程の「保健と医療Ⅰ」において、関連法令の遵守について教授している。 ・個人情報保護では、個人情報保護方針に基づき規程を整備している。また、ホームページ上に保護方針（プライバシーポリシー）を掲載している。個人情報管理に関する啓発及び教育は、情報セキュリティー対策の一環として教職員に対する教育を順次実施して、徐々に教職員のセキュリティーのレベルを上げる計画を立てている。
○更なる向上を期待する点： ・コンプライアンス維持のための相談窓口の設置では、学生に対し、平成 30 年度から、教職員に対しては、設置法人事務局において設置する方向で検討しており、着実な整備が望まれる。
○改善を求める点： ・ハラスメント等の防止は、セクシャルハラスメントだけでなく他のハラスメントについても規定し、学生、教職員に周知することが求められる。

区分 4 学校運営に関する評価項目

基準 7 学校運営・財務

7-1 運営方針・事業計画・予算
○小項目 7-1-1. 運営方針・事業計画・予算・重点目標を適正な手続きで決定しているか 7-1-2. 運営方針と事業計画・予算・重点目標を文書化し、教職員に周知・徹底しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・事業計画は理事会において審議、決定している。事業計画には教育理念を達成するための運営方針を掲載し、平成 29 年度からは重点課題ごとに目的・目標、対象者、実施内容、進捗管理方法、責任者・担当者等も掲載して教職員に周知・徹底している。 また、学校全体及び各科においても国家試験合格率及び認定実技試験合格率、学校説明会の受

入目標、就職内定率などを目標とした重点課題に関する計画を立て、自己評価委員会において、進捗管理を行っている。

○更なる向上を期待する点：

- ・学校の運営方針、事業計画、重点課題は事業計画書に掲載し教職員に周知しているが、設置法人の方針や重点目標は教職員にこれまで配付されていなかったことから、今後、設置法人の方針を教職員に資料配付することを進めるとしており、確実な周知が求められる。

7-2 学校運営組織の整備

○小項目

7-2-1. 学校運営組織を適正に運営しているか

7-2-2. 人事、給与に関する制度を整備し、適正に運用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・理事会、評議員会は、寄附行為に基づく開催の他、規則・規程の改正や不動産の購入・処分に関する重要な決定等、適切に開催している。
- ・理事会、評議員会の議事録はその都度作成し、議事録署名人（理事会については出席理事全員）の署名の上、法人事務局で保管している。寄附行為は理事会、評議員会の議を経て改正している。
- ・組織運営、意思決定に必要な規程は設置法人である呉竹学園の規程として定め、設置校に共通に適用し、適正に運用している。
- ・事務職員の資質向上に向けた取組として、主に会計処理に係る業務の内部統制の強化を図るため、監査法人の指導のもと改善を行いながら業務フローチャートを作成している。
- ・採用手続は就業規則に規定し、設置法人により行っている。人事考課は法人事務局による素案により平成 29 年度からの導入を目指して基準・規程等の整備を進めている。給与の支給等は給与規程により適正に運用している。

○更なる向上を期待する点：

- ・平成 28 年 4 月より組織に関する規程整備を行っており、現在、自己評価活動を通して、規程等の運用状況の確認を行うとともに、業務の見直しを含めた検討が進められている。規程等に基づく適正かつ円滑な学校運営に期待したい。
- ・事務員の業務の更なる質向上を目指して外部研修への参加を推進するとともに、業務マニュアルの作成を進めて業務の共有化を図ることを課題としており、今後の確実な実施に期待したい。

7-3 財務運営

○小項目

7-2-1. 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか

7-2-2. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

7-2-3. 監事による監査を適正に行っているか

7-2-4. 財務情報を適切に公開しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・財務関係比率の目標を定めていないが、財務比率は良好であり、繰越収支差額も十分にあるこ

とから、財務基盤は安定している。

- ・ 予算編成は、経理規程に基づき編成し、理事会の審議を経て決定している。事業計画等と予算の整合性を図るために、平成 29 年度から事業計画書の充実と予算明細書の作成を目標に掲げて取り組んでいる。予算執行は毎月執行状況を確認し管理している。
- ・ 監事が設置法人の業務及び財産状況を監査し、監査報告書を作成し、理事会・評議員会に報告している。外部監査は実施していないが、平成 27 年度より監査法人により財務諸表の確認を受け、計算書類等調査報告書の提出を受けている。
- ・ 平成 19 年度より情報公開規程を整備し、公表用の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び事業報告書を作成している。平成 24 年度より財務情報をホームページで公開している。

○特長として評価する点：

- ・ 外部からの借入はなく、繰越収支差額も十分にあることから、財務基盤は安定している。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 事業計画と予算の整合性を図ることが課題であり、事業計画と予算制度の連携の確立が求められる。また、予算に関する規定は経理規程に記載があるが、経理規程は学校法人会計基準改正に即した見直しが必要である。
- ・ 予算超過が見込まれる場合は、適切な補正措置が望まれる。
- ・ 予算の執行管理に関する自己評価報告書の記述は、学校部門としてだけでなく設置法人全体としての記述も望まれる。
- ・ 監査は監事監査の充実をはじめ、外部監査の導入を検討することが望まれる。

区分 5 任意の評価項目

基準 8 地域貢献・社会貢献

8-1 社会貢献・地域貢献

○小項目

8-1-1.学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ 学校が保有する教育資源を活用し、関係する企業、業界団体、学会、学校協会等の活動を通じて広く社会に貢献する姿勢で対応している。
- ・ 学校附属施術所において卒後研修を行っている。関係先では公益社団法人日本鍼灸師会及び全日本鍼灸マッサージ師会に施設を貸出している。また、学園祭には、公益社団法人埼玉県鍼灸師会と連携して教室内に一般参加者を対象とした鍼灸体験コーナーを設置した。
- ・ 高等学校のキャリア教育への協力は、専門業者または高等学校の進路指導主事を通じて依頼を受け、教職員を派遣している。学校見学についても積極的に受け入れ、体験授業を行っている。
- ・ 市民向けの公開講座はまだ実現していないが、桜木地区社会福祉協議会主催の「福祉講演会」に鍼灸科の教員を派遣している。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 今後、社会貢献・地域貢献への取組の姿勢を方針としてまとめ、事業計画に掲載して教職員へ周知を図ることを課題としている。成文化した方針に基づく社会貢献・地域貢献への努力に

期待したい。

8-2 ボランティア活動

○小項目

8-2-1.学生ボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援が行っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ボランティア活動は、外部からの依頼を事務局が受け、内容に応じて各科に担当者を設けて学生募集の受付を行っている。学校に依頼のあったボランティアは活動内容と学生、教職員の参加人数などの実績を把握している。教職員による災害ボランティアは関係者から評価を得ている。
- ・特待生制度の中でボランティア活動に参加した学生の評価を「学業以外での活動」の評価として取扱えるよう、選考基準の一部を見直すとして、学生のボランティア活動を学校が積極的に奨励、評価する姿勢を示している。

○更なる向上を期待する点：

- ・医療人材の養成組織として、ボランティアをはじめとした社会活動への参加は、特に災害時を中心に社会的な要請があることから、学校としての今後の更なる取組に期待したい。

平成 29 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程・鍼灸師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【四国医療専門学校】

平成 30 年 1 月 16 日



特定非営利活動法人

私立専門学校等評価研究機構

目 次

I	評価結果	1
II	総 評	1
III	中項目の評価結果	
	区分 1 教育活動と成果に関する評価項目	
基準 1	教育目標	3
基準 2	教育活動	4
基準 3	学修成果	7
	区分 2 教育環境等に関する評価項目	
基準 4	教育環境	10
基準 5	学生支援	11
	区分 3 内部質保証に関する評価項目	
基準 6	内部質保証	13
	区分 4 学校運営に関する評価項目	
基準 7	学校運営・財務	14
	区分 5 任意の評価項目	
基準 8	地域貢献・社会貢献	16

I 評価結果

四国医療専門学校（以下「当該専門学校」という。）から提出された自己評価報告書、参照資料による書面調査及び訪問調査により行った評価の結果、当該専門学校は平成 29 年度文部科学省受託事業における職業実践専門課程・分野横断的な第三者評価モデル事業において設定したすべての評価基準を「満たしている」ことを確認した。

II 総 評

区分 1 教育活動と成果に関する評価項目

当該専門学校の設置法人である学校法人大麻学園は、昭和 31（1956）年開設の香川県指圧学校を起源としている。この学校は、開設当時から今日に至るまで、中国・四国地方で唯一の晴眼者対象のあん摩マッサージ指圧師養成施設である。平成 12（2000）年に鍼灸学科と柔道整復学科を開設した際に、現在の四国医療専門学校と改称した。現在までに、理学療法学科、作業療法学科、看護学科、スポーツ医療学科を設置し、総合的な医療技術の教育機関となっている。

当該専門学校では、医療人としての「自律・信頼・貢献」を教育理念として掲げ、教育目的、教育目標、教育方針及び育成人材像を明確に示すとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（以下「認定規則」という。）及び職業実践専門課程の認定要件に基づいて教育課程を編成している。その授業計画（シラバス）では、毎回の学習方法や成績評価方法を明記し、学生に周知を図っている。また、関連業界と連携した実習にはきめ細かい指導体制をとり、客観的臨床能力評価（OSCE）も実施している。更に、授業評価による授業改善を進め、教員の資質向上に向けた研修や自己啓発の機会も設けている。

このような取組の成果として、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験は全国平均を大きく上回る合格実績をあげ、就職率も 100%を達成している。

※ 客観的臨床能力評価（OSCE）とは

OSCE（オスキー）とは、Objective Structured Clinical Examination の頭文字をとったもの。

判断力・技術・マナーといった基本的な臨床技術を客観的に評価するため、実際の現場で必要とされる臨床技術の習得を適正に評価する有効な方法とされている。

区分 2 教育環境等に関する評価項目

施設・設備・機器類等は、専修学校設置基準をはじめ関係法令等に定められた基準に適合している。特に施設・設備はゆとりを持って設けてあり、バリアフリー化や衛生設備の設置、学生用の休憩室を設けるなど、キャンパスとして良好な環境を整えている。

学校の安全管理や防災対策については、事故発生時の対応策や消防計画の策定、地元の町の行う防災訓練に教職員が参加、学生に AED 講習の実施などを行ってきているが、学校安全計画を策定するとともに、学生も参加する防災訓練を実施することが望まれる。

学生の健康管理については、学校保健計画が未だ定められていないが、定期健康診断や有所見者に対する対応は図られており、カウンセリングを担当する臨床心理士も嘱託している。

学生の経済的側面に対する支援としては、一定条件下での入学金や授業料の減免制度を設けているほか、授業料の分納制や延納制度を設けている。

学生相談は基本的には担任が当たるが、ケースによって外部の臨床心理士が対応する仕組みになっている。また、保証人とは成績通知等の連絡のほか、年 2 回、学科開放日として授業参観と

面談の機会を設け、連絡を密にとるようにしている。

同窓会組織は学科別に設けられており、定期勉強会、講演会等を開催しているほかに、職員室で、再就職やキャリアアップ相談などにも対応するようにしている。

区分3 内部質保証に関する評価項目

毎年度、自己評価と学校関係者評価を行っており、その結果は運営会議に報告し、学校ホームページにも掲載している。その中で、改善を求められた事案について対応が図られているが、PDCAサイクルによる組織的な取組を更に進めることが望ましい。

教育情報の公開については、文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿って教育情報を公開している。

学内のコンプライアンスに関する問題については、専修学校設置基準及び関連法令に基づき必要な規程等を整備し、監督官庁への申請・届け出についても速やかに行っている。

ハラスメント関連の取扱いについては就業規則で規定を設け、学生に対しては入学時のオリエンテーションで注意を喚起している。また、個人情報保護についても、運用管理に留意している。

区分4 学校運営に関する評価項目

学内各部署の事業計画案と予算案は、各学科・部署で立案され、管理者が取りまとめて、理事会及び評議員会で審議・決定している。

学内の意思決定については、事務及び教務組織に関する学園業務規程、教職員組織規程、稟議規程を制定し、主要な会議については会議等規程でその目的や構成員を規定している。

このように学校運営に関する諸規程は比較的良好に整備され、必要に応じ寄附行為や学則なども改正されている。

職員の資質向上を図るため、平成28年度から人事考課制度を導入し、組織力強化を図るよう努めているが、さらに機動性のある組織づくりを目指している。

法人の財務運営については、平成28年度の財務数値が良好であることから、財務基盤は安定しているとみられる。ただ、近年、収入が減少傾向にあることから、その原因分析と対策を図ることを検討することが望ましい。また、予算規程や経理規程の整備を進める必要がある。

区分5 任意の評価項目（地域貢献・社会貢献）

教育理念に基づき、これまで様々な社会貢献・地域貢献を行ってきた。

近年では、厚生労働省の教育訓練給付制度に基づく指定講座の開設、業界団体、同窓会の定期勉強会などで、施設開放を行っている。また、県内の公立高校の授業に教員を派遣している。ほかにも健康教室、認知症カフェ、看護学科公開講座などを開催している。

学生のボランティア活動として、ボランティアマッサージ、国体へのトレーナー派遣など行っている。学校の認めた活動参加者は公休扱いとしている。

Ⅲ 中項目の評価結果

区分Ⅰ 教育活動と成果に関する評価項目

基準 1 教育目標

1-1 教育理念、目的
○小項目 1-1-1. 教育理念・目的を定め、広く周知を図っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育理念は学生便覧、学校案内、学校ホームページに明記し、目的は学則第 1 条に定めている。 ・教育理念と目的に沿って、鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科(1 部・2 部)、柔道整復学科(1 部・2 部)、理学療法学科、作業療法学科、看護学科及びスポーツ医療学科を設置している。 ・各学科の教育目標は授業概要に具体的に年次ごとの目標等を明示し、学生に周知を図っている。 ・教育理念、目的は学校案内等の広報媒体に掲載するほか、オープンキャンパスや入学時のオリエンテーション等で説明し周知を図っている。 ・平成 22 年に教育理念の文言を見直し、より具体的でわかりやすい表現に変更している。また、変更の趣旨を全教職員に説明し、新教育理念が浸透するよう努めている。

1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ
○小項目 1-2-1. 育成人材像が明確であり、関連業界の人材ニーズに適合しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・公益社団法人日本鍼灸師会の倫理綱領をもとに、鍼灸師業界の求める知識・技術、医療技術者にふさわしい態度や倫理観を持つことなどの人材要件を設定している。 ・事業計画・行動計画において、関連業界の要請や変化に対応した具体的な取組を計画するよう努めている。 ○更なる向上を期待する点： ・関連業界の求める知識・技術、技能、態度等の具体的な人材要件については、状況の変化を的確に把握し学生に明確な認識を持たせるよう授業概要や学生便覧で説明することが望ましい。

1-3 入学者の受入れ方針
○小項目 1-3-1. 求める学生像、入学者の受け入れ方針を明確に定め、公表、周知しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・平成 21 年 3 月に入学者の受入方針をアドミッションポリシーとして定め、募集要項やホームページで明確に掲げて周知を図っている。 ・入試の面接や作文試験でアドミッションポリシーに関する受験者の認知状況を確認している。

基準 2 教育活動

2-1 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針
○小項目 2-1-1. 教育理念、目的に沿った教育課程の編成・実施方針を定めているか 2-1-2. 企業等の人材ニーズに対応した目標設定を行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育課程の編成に当たっては、教育課程編成委員会規程に定める教育課程編成のルールに基づき、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の3領域に分け、習得する内容、その目的、達成目標を定めている。 ・学生に配付する授業概要において、教育課程の編成・実施方針、履修規程を明示し、学年ごとの教育到達レベルの考え方を示し、段階的に目標を達成させるようにしている。 ○更なる向上を期待する点： ・平成30年の厚生労働省の認定規則及び指導要領の一部改正を踏まえ、教育目標を達成するという観点から各科目の意義や位置付けを授業計画等により明確に示されることが望ましい。 ・近年の傾向として、高齢者医療やスポーツ医療の分野で、あはき師の活躍の場が広がっていることから、教育課程の実施内容や目標設定のあり方を見直すことを課題としており、適切な対応を図ることを期待したい。

※ 「あはき師」とは

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を総称して、「あはき師」といっている。

2-2 専攻分野における企業等との連携体制を確保した教育課程の編成
○小項目 2-2-1. 教育課程編成委員会及び企業等との連携体制を確保して教育課程を編成しているか 2-2-2. 実践的な職業教育を行う視点で企業等との連携体制を確保し、教育内容・教育方法・教材等を工夫しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育課程編成委員会の委員に地元の鍼灸マッサージ師会や鍼灸師会の役員、企業経営者等を参加させ、職業実践的な教育課程を編成するための体制を整え、年2回教育課程編成委員会を開催し、定期的な教育課程の編成と見直しの参考にしている。 ・教育課程の編成にあたっては、専任教員からの意見を聴取し、教育課程編成委員会、非常勤講師会議の助言も踏まえて、学科案の取りまとめを行い、学園理事会の承認を受けて監督官庁に申請している。 ・授業計画については、毎回の学習方法、評価方法を掲載し、毎年度初めに学生に配布している。 ・実技実習室は厚生労働省の認定規則及び指導要領に定められた基準・教材を設置し、衛生的で効果的な環境とするよう整備している。 ・入学者の多くが将来独立し開業することを目指していることから、開業あはき師として実績のある講師を招聘して授業科目を設定するように努めている。

2-3 専攻分野における実践的な職業教育の実施
○小項目 2-3-1. 企業等と連携して実習、実技、実験又は演習等を行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・平成 28 年度は 5 つの施術所から講師を招聘して実習・実技を実施している。 ・厚生労働省の認定規則及び指導要領の改訂に対応し、平成 30 年度からの学外での臨床実習を実施するため 3 年間の実習計画を策定し、実習予定施設の交渉や指導者資格講習の調整を行うなど、具体的に準備を進めている。

2-4 専攻分野における実習施設、インターンシップの場等
○小項目 2-4-1. 企業等と連携して、実習施設・インターンシップの場等の教育体制を整備しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・実習については、臨床実習実施要綱で教育目標や行動目標のなかに意義や位置づけを説き、成績評価の方法についても具体的に示している。 ・臨床実習ノートを整備し、実施要綱、実習予定表、注意事項、実習記録の記述法などを詳細に説明し、学生に配布している。 ・毎年 9 月に非常勤講師会議を開催し、実習内容と指導体制などの教育改善を協議する場を設けている。 ○特長として評価する点： ・はりきゅう臨床実習では、原則学生 1 名に対し 1 名の指導者を配置し、きめ細かい指導体制をとるようにしている。 ・10 年以上前から、2 年次の学年末に客観的臨床能力評価（OSCE）を実施している。

2-5 授業評価
○小項目 2-5-1. 授業評価の実施体制を整備し、実施しているか 2-5-2. 評価結果を各教員にフィードバックし、授業改善等に活用しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・10 年以上前から、毎年 1 回、後期最終授業日に、全学科一斉にアンケート形式で授業評価を実施している。 ・平成 29 年度前期から、学生の携帯電話端末を利用した Web 入力での授業評価を実施し、結果は学科長より専任教員に開示している。 ・非常勤講師についても授業評価を実施し、結果は学科長が個別に面談して説明している。 ○特長として評価する点： ・授業評価の結果を示された専任教員は、授業改善シートを提出し、次期の授業の改善を図っている。

2-6 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準
○小項目 2-6-1. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準を明確に定め、適正に運用しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・成績評価・単位認定・進級・卒業判定の基準は、学則及び履修規程に定め、学生便覧と授業概要に明記し学生に周知を図っている。 ・入学前の他の学校、養成施設等において履修した科目の当校における履修認定については、学則に規定し、入学時のオリエンテーションで学生に説明することなどで対応している。 ・各授業科目の成績評価方法は授業計画中に示し、初回授業時に学生に説明している。 ・進級・卒業判定にあたっては、学科会議においてその要件を点検・確認し、教員会議の議を経て校長が判定することにより、客観性・統一性の確保に努めている。

2-7 教員の組織体制
○小項目 2-7-1. 専攻分野における資格・要件を備えた教員を確保しているか 2-7-2. 教員の資質向上への取組を行っているか 2-7-3. 必要な教員の組織体制を整備しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・学校ホームページに教員募集要項を掲載し、求める教員の資格や条件を明示している。 ・授業科目を担当する教員の情報を WAMNET に毎年度登録しており、四国厚生支局による指導調査でも必要な資格を有する教員が授業を行っていることが確認されている。 ・教員の採用に当たっては、開業歴のあるベテランあはき師、地元大学医学部の教員や医師などを採用している。また、地元の鍼灸師会の役職者を課外授業講師として招くなど、関連業界の協力も受けながら、教育の質の向上に努めている。 ・教員の1週間当たりの授業時数は約15時間で、認定規則、指導要領を遵守している。 ・教員の資質向上に向けた取組として、平成28年度から人事考課制度を導入している。また、教員研修規程を定め、外部の研修会受講や研究会に参加し自己啓発を促すようにしている。 ・教員の組織体制については、教職員組織規程、学園業務規程、稟議規程等を整備し、業務分担と責任体制を明確にするように努めている。 ・すべての学科において、週1回、学科会議を開催し、必要に応じて授業科目の連携を確認している。また、年1回、非常勤講師会議を開催し、科目担当教員間の連絡調整を行っている。

※「WAMNET」とは

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保険・医療に関する総合情報サイト

2-8 実務に関する企業等と連携した教員研修
○小項目 2-8-1. 教員の専攻分野における実務に関する研修等を企業等と連携して組織的に行っているか
○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・職員研修規程を定め、専攻分野における実務の研修を受けさせるように努めている。
- ・研修は事業計画にも組み込まれており、東洋療法学校協会が毎年度主催する教員研修会に参加し指導力の向上等に努めている。
- ・業界団体等が主催する勉強会等に教員を参加させ、自己啓発や能力開発を促している。

2-9 学生募集、入学選考

○小項目

- 2-9-1. 入学者の募集活動を適正かつ効果的に行っているか
- 2-9-2. 入学選考基準を明確に定め、適正に運用しているか
- 2-9-3. 入学手続きは適正に行われているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・学校案内、募集要項に願書受付の開始時期を明示している。
- ・学校案内において、各年次で履修する主要科目の説明、学生へのサポート体制、教員紹介、学修成果としての資格取得や就職の状況などをわかりやすく紹介している。
- ・選考方法はＡＯ入試、推薦入試、大学・社会人入試、一般入試、編入試験制度を設けている。
- ・可否の決定は、学則に基づき学科会議と教員会議の議を経て学校長が決定している。
- ・入学手続きは学則に基づき適切に行っている。
- ・授業料の納付は入学後となっており、その旨募集要項にも明示されている。

基準３ 学修成果

3-1 専攻分野の教育活動における取組の成果

○小項目

- 3-1-1. 学生が身に着ける知識・技術、技能、態度等は、養成しようとする人材像等の目標に対して、取組みの成果を上げているか
- 3-1-2. 取組みの成果をもとに教育活動等の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・授業概要において、人材要件と教育目標を定め、各授業科目に一般目標と行動目標を明示している。また、医療人としての基本的な態度・習慣を身につけるため、臨床実習ノートにおいて一般患者に対する実習にあたっての心構えを明記している。
- ・現代医学及び東洋医学の基礎知識については、東洋療法学校協会が実施する統一模擬試験において全国平均を上回る実績を上げている。また、学校で行っている３年次の学力審査で一部不合格者があったが、再評価では全員が合格している。
- ・臨床で必要な技術・技能・態度については、東洋療法学校協会が実施するはりきゅう実技試験で、１名不合格となったが、再評価で合格し、３年生全員が一定の技能・態度を身につけていることを確認している。また、学内におけるあんまマッサージ指圧、はり、きゅう実技総合審査では、一部不合格者が出たが、再評価で全員が合格している。
- ・平成３０年度からの制度改正に対応し、臨床実習の時間数・単位数を大幅に増やし、一般協力患者に対するあはき施術の機会を増やすこととしている。

○特長として評価する点：

- ・東洋療法学校協会のはりきゅう実技試験に加えて、学内においても、はりきゅう実技総合審査を実施し、学生の実技能力の検証を十分に行っている。

3-2 専攻分野における就職率の向上と取組みの成果

○小項目

- 3-2-1. 就職率は目標とする水準にあるか
- 3-2-2. 就職率の向上に向けた取組みはあるか
- 3-2-3. 就職率についての結果を分析し、就職指導・支援の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・毎年度の事業計画において、就職希望者の就職率 100%を目標設定し、過去 3 年間、達成している。
- ・高い就職率を保持するための取組として、情報共有システム、グループウェアを使い就職支援部門と 3 年生担任教員が学生の進路決定状況をリアルタイムで把握できるようにしている。
- ・年 2 回以上、40 社以上の企業等から採用担当者を招き職場説明会を開催し、情報交換を行うなど企業との連携体制をとれるようにしている。

3-3 専攻分野における資格取得率の向上と取組みの成果

○小項目

- 3-3-1. 資格取得率は目標とする水準にあるか
- 3-3-2. 資格取得率の向上に向けた取組みはあるか
- 3-3-3. 資格取得率についての結果を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験は、いずれも合格率 100%と目標設定している。平成 29 年 2 月実施の国家試験では全国平均を大きく上回る実績を上げている。
- ・国家資格の内容や意義については、入学前教育として治療体験を課すなど職業理解をあらかじめ深めさせるようにし、入学後の宿泊研修で資格取得の意欲醸成を図っている。
- ・3 年次の初めに模擬試験の年間計画を示し、学生が計画的に受験対策に取り組めるようにしている。また、模擬試験の結果は速やかに成績表を配布し、科目別得点や苦手な単元などを担任教員がフィードバックし問題解決を図っている。
- ・成績不振者を対象に放課後補習、レポート提出などを行わせ、苦手分野の成績改善を図り、学力に応じた個別指導も行っている。
- ・不合格の卒業者等に対しては、再受験者リストを整備し、無料の希望科目聴講、模擬試験参加など、在校生と同等の指導が受けられるようになっている。また、遠隔地の卒業生に対しては模擬試験を郵送でサポートしている。

3-4 退学率の低減と取組みの成果
○小項目 3-4-1. 退学率は目標とする水準にあるか 3-4-2. 退学率の低減に向けた取組みはあるか 3-4-3. 退学率及び退学要因を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・全学科平均の退学率 4%を目標として設定している。鍼灸マッサージ学科は目標を達成しているが、その他の学科は達成できていない。 ・退学理由を把握し、学科会議で報告し情報の共有化を図るとともに、退学に至る経緯と教員の対応について資料を保存している。 ・欠席や遅刻の多い学生について出席管理教員から担任の教員に連絡体制、成績不振の学生に対する指導、囑託の臨床心理士によるカウンセリングの実施などの取組を行っている。
○更なる向上を期待する点： ・鍼灸学科は目標を達成しているが、他の学科においても退学率の目標達成が図れるよう更なる取組が求められる。

3-5 卒業後の専攻分野におけるキャリア形成への適応性、効果
○小項目 3-5-1. 卒業生や就職先等の関係者に、卒業時の知識・技能の卒業後のキャリア形成への適応性、効果などについての意見聴取を行っているか 3-5-2. 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果を教育活動の改善に活用しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・東洋療法学校協会が5年ごとに実施する「あはき師免許取得者の進路状況アンケート調査」に協力し、鍼灸学科を含む360名の卒業生を対象に郵送によるアンケート調査を行った。 ・上記調査の結果をみて、新教育課程の臨床実習に医療機関、スポーツ施設、介護施設における見学実習を組み込み、職域の拡大や高齢者対応などを意識した実習の準備を行った。

3-6 卒業生の専攻分野における社会的評価
○小項目 3-6-1. 就職先等の関係者から、卒業生の活動実績などの状況把握を行っているか 3-6-2. 卒業生の活動実績を踏まえ、教育活動等の改善に取り組んでいるか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・同窓会ホームページで卒業生の開業情報を発信している。 ・学校ホームページで、卒業生の活躍を紹介している。 ・海外で活躍する卒業生、プロスポーツ選手の専属トレーナー経験者、業界の要職に就いている卒業生を講師として招き、記念講演や課外授業を行っている。

区分2 教育環境等に関する評価項目

基準4 教育環境

4-1 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備
○小項目 4-1-1.施設・設備は教育上の必要性に対応できるよう整備しているか 4-1-2.専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を図書室に配架し、学生に必要なに応じ閲覧できるような環境を提供しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・施設・設備・機器類は、専修学校設置基準をはじめ関係法令等に定める基準に適合している。 ・図書室・実習室等の設備は、関係法令に基づき整備している。 ・各校舎に学生のための休憩室を設け、厚生施設としての学生ホールを備えている。 ・各校舎にエレベータを設置し教室・廊下に段差をなくするとともに、手洗い設備等の衛生設備などを設置している。 ・施設の法定点検については、事務局職員と外部委託業者が連携して実施している。 ・校舎については空調などの設備を順次更改し、建物の長寿化計画を策定する予定である。 ・図書室は蔵書スペース、閲覧、自習用のスペースがゆったりと配置されている。また、関係法令に従い専攻分野の教育に必要な図書を保有している。 ○特長として評価する点： ・全般的に見て施設・設備はゆとりを持って設けてあり、キャンパスとして良好な環境を整えている。

4-2 学校における安全対策
○小項目 4-2-1.学校における安全管理体制を整備し、適切に運営しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・事案発生時にはグループウェア、eメールで情報共有を図る体制をとっている。 ・本館と学生寮に防犯カメラを設置し安全管理に努めている。 ・鍼灸マッサージ学科の使用済みはりなどの医療廃棄物は、認可業者に依頼し適切に処分している。 ・学科ごとに実習指導教員と担当者が安全管理に対応し、学校附属鍼灸治療院と接骨院での実習では教員間で情報共有を図り安全管理対策をとっている。 ○改善を求める点： ・学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、危機管理のための対策を検討する必要がある。

4-3 防災に対する組織
○小項目 4-3-1. 防災に関する組織体制を整備し、適切に運営しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・各校舎及び学生寮において消防計画を策定し所轄消防署の承認を得ている。

- ・香川県シェイクアウト（別記注参照）に参加し、地元の町の防災訓練に教職員等が参加している。また、地元の町の危機管理課に依頼し、救急と防災講習を年1回実施している。
 - ・学生に対しては、すべての学科でAED講習を実施している。
- 更なる向上を期待する点：
- ・消防計画上の防災訓練等については、学生を積極的に参加させることが望ましい。

※「香川県シェイクアウト」とは

香川県危機管理総局が主催する防災訓練で、「県民いっせ地震防災行動訓練」ともいう。地震を想定して参加者が一斉に身を守る安全行動を行うという新しい形の訓練である。毎年11月5日に開催され、約1000団体、23万人が参加している。

基準5 学生支援

5-1 学生の健康管理

○小項目

5-1-1. 学生の健康管理を行う組織体制を整備し、適切に運営しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・学校健康管理規程を定め、これに基づき学生の健康管理を実施している。
- ・学校医を委嘱し、学生の健康診断や健康相談にあたらせている。
- ・隣接する看護学科校舎内に保健室を整備し、看護師資格を持つ専任教員が初期対応を行っている。
- ・定期健康診断を実施し、有所見者に対しては医療機関への受診や再検診を促している。また、その記録を保存している。
- ・医療従事者を養成する学校であるので、健康の維持増進や病気に関する知識を基礎医学や臨床医学の教育課程で教授している。
- ・学生のカウンセリングは、嘱託の臨床心理士が行っている。
- ・病人が出た場合は、最寄りの医療機関と連携し対応を図っている。

○改善を求める点：

- ・学校保健安全法に基づく学校保健計画の策定を行う必要がある。

5-2 学生生活の支援

○小項目

5-2-1. 学生の経済的側面に対する支援制度を整備し、適切に運用しているか

5-2-2. 課外活動に対する支援制度及び体制を整備し、適切に運用しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・学校独自の奨学金制度はないが、一定条件下で入学金減免制度や授業料減免制度を設けている。
- ・授業料は前・後期の分納制とし、学生の経済事情に応じる延納制度を設けている。
- ・公的支援制度は募集要項、オリエンテーション等で説明・紹介し、事務部職員が相談に応じる体制になっている。

- ・学校が窓口になっている日本学生支援機構奨学金等の経済的支援制度については利用実態を把握している。
- ・課外活動に対する支援として、柔道部と鍼灸の研究活動を行う学術研究班に対して活動費を補助し、その活動状況を学校案内で紹介している。また、柔道大会や学術大会等に参加するときには担当教員が引率し、参加費や旅費等の支援を行っている。

5-3 学生相談

○小項目

- 5-3-1. 学生相談に関する体制を整備し、適切に運営しているか
- 5-3-2. 留学生が在籍する場合、相談体制を整備し、適切に運営しているか
- 5-3-3. 保護者と適切に連携しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・学生からの相談には、基本的には担任教員が当たるが、ケースに応じて無料で相談できる外部の臨床心理士であるカウンセラーを紹介している。臨床心理士のオフィスは学校の近くにある。
- ・相談専用室はないが、会議室や応接室を利用し、プライバシーが保持できる環境で相談に応じている。
- ・相談記録は「学生カルテ」として記録を整備して指導に生かしている。
- ・留学生は過去5年以上在籍していない。
- ・保護者には、前後期2回、成績通知書を送付し、定期試験の成績、出欠状況、担任教員からのコメントを伝えている。必要に応じ、担任と電話相談、三者面談などを行っている。また、年2回、学科開放日として授業参観と担任との面談の機会を設けている。
- ・担任教員は、無断欠席、成績不振、問題行動等があれば、学生と面談し、必要に応じ保証人と連絡をとっている。緊急時の連絡体制もとれている。

○特長として評価する点：

- ・学科開放日の実施は、保護者に対する説明責任を果たしている取組として評価できる。

5-4 卒業生・社会人学生への支援

○小項目

- 5-4-1. 卒業生への支援体制を整備し、適切に運営しているか
- 5-4-2. 社会人学生への教育環境を整備し、適切に運営しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・各学科に同窓会組織があり、会則を定めて同窓会名簿を管理し、定期勉強会等のイベントを行っている。
- ・再就職・キャリアアップ等について、職員室内に求人票を設置し、卒業生が閲覧できるようにしている。転職の相談などは専任教員が対応している。
- ・同窓会主催の定期勉強会、講演会、講座等を実施している。
- ・鍼灸学科2部、柔道整復学科2部、スポーツ医療学科を夜間部として設置している。鍼灸マッサージ学科、鍼灸学科2部、柔道整復学科1部・2部については、教育訓練制度の指定講座となっている。

区分3 内部質保証に関する評価項目

基準6 内部質保証

6-1 学校評価の実施と結果の公表
○小項目 6-1-1. 自己評価の実施体制を整備し、自己評価を実施し、結果を公表しているか 6-1-2. 学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・自己評価について学則に規定があり、毎年度、運営会議で取扱事項を協議し決定している。 ・学校関係者評価は評価委員会規程を定め、評価委員として業界団体等の役職者、地域住民代表、高等学校関係者、保護者代表、卒業生代表などの参加を得て、毎年度実施している。 ・自己評価及び学校関係者評価の結果は、学校ホームページで公表している。
○更なる向上を期待する点： ・自己評価組織の運営については、一定のルールは出来ているが、実施時期等の取扱いを規定化することが望ましい。

6-2 学校評価に基づく改善の取組
○小項目 6-2-1. 学校評価の結果をフィードバックし、学校教育と学校運営の質の改善と向上のための取組を組織的かつ継続的に行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・毎年5月に開催される理事会・評議員会で前年度の事業計画・目標に対する実績、結果を報告し、その中で学校評価に基づく改善事例等を説明している。
○更なる向上を期待する点： ・PDCAサイクルを機能させた改善活動を行うにはさらに工夫が必要との認識を持っており、組織的な取組を進めるための検討を進めることが望ましい。

6-3 教育情報の公開
○小項目 6-3-1. 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・文部科学省の「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に沿った教育情報を公開している。 ・毎年度、職業実践専門課程の基本情報（様式4）を更新して公開している。また、学校ホームページにおける情報の所在確認も問題はない。

6-4 関係法令・専修学校設置基準等の遵守と適正な学校運営
○小項目 6-4-1. 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか 6-4-2. 個人情報の保護のための対策をとっているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・ 関係法令及び設置基準等に基づいて規程等を整備し、適正な学校運営を行うよう努めている。 ・ 監督官庁等への申請・届け出等については、速やかに手続きが取られている。 ・ ハラスメントの防止については、就業規則で禁止規定を設けている。 ・ コンプライアンスに関する相談窓口は設置していないが、教職員は所属部署の上司、学生は担任教員が窓口になって対応を図っている。また、学生に対しては入学時に学生便覧を配布し、オリエンテーションなどで説明を行っている。 ・ 個人情報保護に関する諸規程を整備するとともに、機密情報の処理、電子データに関するパスワードの設定等、運用にも留意しながら対応を図っている。 ・ ホームページの運用管理にあたって、SSL 暗号化通信によって個人情報の保護を図っている。 ・ 教職員・学生に対してシステム担当者から個人情報保護に関する注意喚起を行っている。

区分 4 学校運営に関する評価項目

基準 7 学校運営・財務

7-1 運営方針・事業計画・予算
○小項目 7-1-1. 運営方針・事業計画・予算・重点目標を適正な手続きで決定しているか 7-1-2. 運営方針と事業計画・予算・重点目標を文書化し、教職員に周知・徹底しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・ 各学科・部署の事業計画案・予算案に基づき学園管理者がヒアリングを行い、それを取りまとめて法人事業計画案として理事会と評議員会に諮り決定している。 ・ 法人及び各学科・部署の事業計画・予算は明確に定めている。 ・ 予算執行に当たっては、稟議書により当該執行の是非を精査したうえで執行している。 ・ 各学科・部署の事業計画には目標が設定され、法人の事業計画には学生募集や国家試験合格率などの数値目標を掲げている。 ・ 理事会決定事項は運営会議で報告され、教員には各学科会議、職員にはグループウェアで周知を図り、共有フォルダで保存するようにしている。

7-2 学校運営組織の整備
○小項目 7-2-1. 学校運営組織を適正に運営しているか 7-2-2. 人事、給与に関する制度を整備し、適正に運用しているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・ 理事会・評議員会は、寄附行為に基づき開催し、議事録を作成している。 ・ 学則に基づき事務及び教務組織を定め、学園業務規程、教職員組織規程、稟議規程を整備して

いる。学校の運営会議、教員会議等の主要な会議については会議等規程において目的や構成員を規定している。

- ・ 寄附行為は、平成 25 年に理事及び評議員の定数変更、27 年に収益事業の実施に関する改正を行うなど、適宜見直し改正を行っている。また、学則をはじめとする主要な規程についても、適切に見直し改正している。
- ・ 職員の資質向上策として、平成 28 年度から人事考課制度を導入し、組織力強化を図っている。
- ・ 職員の採用基準の定めはないが、採用審査時に複数の面接官が「面接評定表」を用いて総合的な観点から採否の判定を行うようにしている。
- ・ 給与の支給手続きについては、職員給与規程で定めを設け適切に運用している。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 学校運営に関する諸規程は比較的良好に整備されているが、機動性のある組織づくりを目指して更に見直しを行うこととしており、検討を速やかに進められるよう期待する。

7-3 財務運営

○小項目

7-3-1. 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか

7-3-2. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

7-3-3. 監事による監査を適正に行っているか

7-3-4. 財務情報を適切に公開しているか

○評価結果：基準を満たしている。

○評価の理由：

- ・ 財務関係比率の目標を定めていないが、平成 28 年度の財務数値は良好であり、財務基盤は安定している。
- ・ 事業計画と予算は、各学科・部署で立案され管理者が取りまとめて理事会及び評議員会において教育目的の観点から審議され、整合性が図られている。予算の補正は、予算未計上の追加事業を実施する場合に補正を行っている。予算執行に当たっては、稟議書で精査を行っている。
- ・ 監事による監査報告書は、理事会及び評議員会に報告されている。
- ・ 財務情報の公開については、財産目録等の閲覧に関する規則に基づき求めがあれば公開しており、学校ホームページで貸借対照表と事業活動収支計算書を掲載している。

○特長として評価する点：

- ・ 外部からの借入金がなく、繰越収支差額も十分にあることから、財務基盤は安定しているといえる。

○更なる向上を期待する点：

- ・ 近年、収入が減少傾向にあることを課題としているので、その原因の分析と対策を図ることを期待する。

- ・ 監事監査の充実や外部監査の導入を検討することが望まれる。

○改善を求める点：

- ・ 予算規程や経理規程の整備を進める必要がある。

区分5 任意の評価項目

基準8 地域貢献・社会貢献

8-1 社会貢献・地域貢献
○小項目 8-1-1.学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・教育理念に基づき様々な社会貢献・地域貢献を行ってきた実績がある。 ・厚生労働省の教育訓練給付制度に基づく指定講座を開設し、キャリア形成支援、雇用安定、再就職支援に貢献している。 ・業界団体、同窓会の定期勉強会など、校舎利用に関する規定に基づき施設開放を行っている。 ・香川県専修学校各種学校連合会主催のフェア、香川県内の公立高校からの派遣授業依頼に対し教員を派遣している。 ・健康教室、認知症カフェ、看護学科公開講座等の開催、周辺住民向けの「健康で長生きまつり」を開催している。

8-2 ボランティア活動
○小項目 8-2-1.学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援が行っているか
○評価結果：基準を満たしている。
○評価の理由： ・ボランティア推進については、活動内容等を精査し認めたものは公休扱いにしている。 ・献血、ボランティアマッサージ、国体へのトレーナー派遣などの実績がある。活動実績はホームページで紹介している。 ○更なる向上を期待する点： ・ボランティア活動を更に推進するため、窓口の設置などの整備を進めることを期待する。

平成29年度第三者評価モデル事業・評価対象校

学 校 名	分野区分・設置学科	校 長	設 置 者	所 在 地
呉竹医療専門学校	医療専門課程 (昼間3学科・夜間2学科)	細野 昇	学校法人呉竹学園 理事長 坂本 歩	〒330-0854 埼玉県さいたま市 大宮区桜木町 1-185-1 TEL：048-658-0001
	昼間：柔道整復科 鍼灸科 鍼灸マッサージ科 夜間：柔道整復科 鍼灸科			
四国医療専門学校	医療専門課程 (昼間6学科・夜間3学科)	大麻悦治	学校法人大麻学園 理事長 大麻 悦 治	〒769-0205 香川県宇多津町浜 5番丁62-1 0877-41-2323
	昼間：鍼灸マッサージ学科 鍼灸学科 柔道整復学科 理学療法学科 作業療法学科 看護学科 夜間：鍼灸学科2部 柔道整復学科2部 スポーツ医療学科			

平成29年度モデル第三者評価事業・第三者評価委員会・評価部会委員等名簿

(敬称略)

担当区分	氏 名	役 職 等
第三者評価委員会	後 藤 修 司	公益社団法人東洋療法学校協会 顧問 学校法人後藤学園理事長
	関 口 正 雄	公益社団法人東洋療法学校協会 理事 東京メディカル・スポーツ専門学校 校長
	福 島 統	日本医学教育評価機構企画・運営部会長 東京慈恵会医科大学 教育センター長・教授
教育活動等評価部会	今 井 賢 治	帝京平成大学 ヒューマンケア学部 鍼灸学科 教授
	朝日山 一男	神奈川衛生学園専門学校 講師
	南 治 茂	公益社団法人 日本鍼灸師会 副会長
	小 島 賢 久	森ノ宮医療大学 保健医療学部 鍼灸学科 教授
	稲 葉 崇	呉竹鍼灸柔整専門学校 鍼灸科、鍼灸マッサージ科 教員
	廣 野 敏 明	公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 副会長
財務運営評価部会	岡 部 雅 人	公認会計士(第三者評価の仕組み構築委員会・基準等策定部会委員)
	清 水 秀 樹	公認会計士(私立専門学校等評価研究機構第三者評価評価委員(財務分析))
学校運営等評価部会	弘 田 哲 雄	元東京都管理職(私学行政有識者)
	白 石 俊 廣	元東京都管理職(私学行政有識者)

平成29年度 モデル第三者評価事業・評価担当部会審査経過

※網掛け部分は公益財団法人柔道整復研修試験財団分担評価実施

部会 区分	学 校 名	担当評価委員 (敬称略)	書面審査			現地調査	評価報告書案検討	第三者評価委員会
教育活動等評価部会	呉竹医療専門学校	今井賢治 朝日山一男 南 治成	①11月13日(月) 10:00～13:00 全理連ビル4階会議室	②11月21日(火) 10:00～13:00 アルカディア市ヶ谷	③11月27日(木) 10:00～13:00 全理連ビル4階会議室	12月8日(金) 11:00～17:00 呉竹医療専門学校	④11月30日(木) 10:00～13:00 全理連ビル4階会議室	1月16日(火) 16:30～18:30 アルカディア市ヶ谷 対象校 呉竹医療専門学校 四国医療専門学校
			①11月9日(木) 13:00～16:00 全理連ビル4階会議室	②11月14日(火) 13:00～16:00 全理連ビル4階会議室	③11月17日(金) 13:00～16:00 全理連ビル4階会議室	12月7日(木) 10:30～17:00 四国医療専門学校	④12月1日(金) 10:00～13:00 全理連ビル4階会議室	
	四国医療専門学校	小島賢久 稲葉 崇 廣野敏明	①11月15日(水) 13:00～17:00 全理連ビル4階会議室				④11月29日(水) 13:00～16:30 アルカディア市ヶ谷 ⑤12月21日(木) 13:00～17:00 アルカディア市ヶ谷	
			①11月21日(火) 13:00～17:00 アルカディア市ヶ谷					
学校運営等評価部会	呉竹医療専門学校	弘田哲雄 白石俊廣	①11月21日(火) 13:00～17:00 アルカディア市ヶ谷					
	四国医療専門学校							
	明治東洋医学院専門学校							
	北信越柔整専門学校							
財務運営評価部会	呉竹医療専門学校	岡部雅人 清水秀樹	①11月28日(火) 13:00～17:00 アルカディア市ヶ谷					
	四国医療専門学校							
	明治東洋医学院専門学校							
	北信越柔整専門学校							

【資料3：研修会・フォーラム関係資料】

- 1 専門職大学等の認証評価制度・・・・・・・・・・・・・110
(文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 主任大学改革官 塩原誠志)
- 2 職業分野分類に関する調査研究について・・・・・・・・・・・・・132
(第三者評価の仕組み構築委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄)
- 3 医師養成教育における第三者評価のあり方について・・・・・・・・・・・・・154
(日本医学教育評価機構 企画運営部会長
東京慈恵会医科大学 教育センター長 教授 福島 統)
- 4 職業実践専門課程における分野別評価の可能性・・・・・・・・・・・・・172
(国際医療福祉大学 保健医療学部 准教授 陣内大輔)
- 6 職業実践専門課程における「分野横断的な第三者評価の仕組み」について
・・・・・・・・・・・・・183
(第三者評価の仕組み構築委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄)

【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、**大学等が社会的評価を受ける**
- ・評価結果を踏まえて**大学等が自ら改善を図る**

【種類】

- ① **大学の教育研究等の総合的な状況の評価**（いわゆる機関別認証評価）
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）
- ② **専門職大学院の評価**（いわゆる分野別認証評価）
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）
 - ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
 - ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠（※）が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

（※）文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. **大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること**
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

【評価の方法】

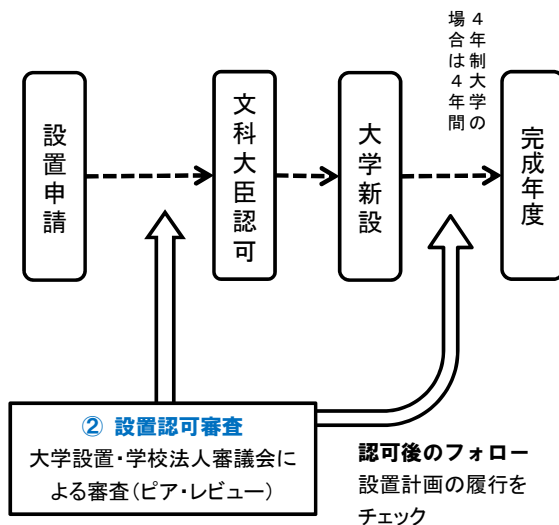
認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

【評価結果の公表等】

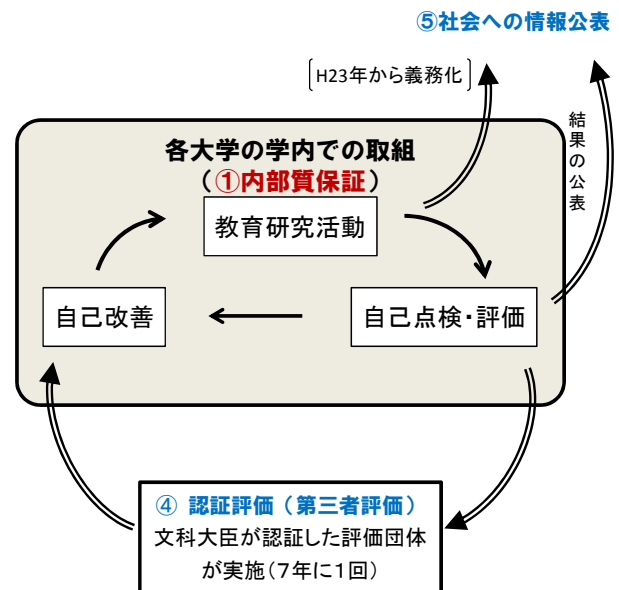
認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



③ 大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

**専門職大学等の制度化のための関係法令の整備
【認証評価等関係】**

学校教育法の一部を改正する法律について	1
専門職大学設置基準及び専門職大学設置基準(省令)の制定 について	4
学校教育法施行規則(省令)の一部改正について	6
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際 して必要な細目を定める省令の一部改正について	8

学校教育法の一部を改正する法律について

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化】

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な**実践力** 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材
+ 豊かな**創造力** 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

《例》【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [* 印]

1 目的等

①機関の目的

- ・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ * 実習等の強化(卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等)
* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

②学位の授与

- ・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ * 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

2 社会のニーズへの即応

①産業界等との連携

- ・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ * 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

②認証評価における分野別評価等

- ・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ * 産業界等と連携した認証評価の体制整備

3 社会人が学びやすい仕組み

①前期・後期の課程区分

- ・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

②修業年限の通算

- ・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

施行期日

平成31年4月1日

学校教育法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）【認証評価関係改正部分抜粋】

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。	第百九条 （同上） ② （同上）
③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。	③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。	④ （同上）

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

第百十条 (同上)

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④⑤⑥ (略)

【参考】学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（認証評価の期間）

第四十条 法第百九条第二項（法第百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

2. 教 員

(1) 専任教員数

- 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
 - ※ 専門職大学では、例えば経済学関係の学部の場合、収容定員「400人～800人」の場合に加え「200人～399人」の場合の基準を新設。
 - ※ 専門職短期大学では、入学定員が設置基準に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内で兼任の教員をもって代えることができるものとする。

(2) 実務家教員

- 必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。
- 必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。
 - ※ 大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。
- 必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。

3. 学 生

(1) 入学者選抜

- 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。

(2) 同時に授業を行う学生数

- 原則として40人以下とすることを規定。

4. 施設設備

(1) 校地面積

- 大学・短大設置基準の水準(学生1人当たり10㎡)を踏まえつつ、一定の要件の下で弾力的な取扱いを可能とする。
 - ※ その場所に立地することが特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の面積確保が困難と認められる場合に、教育研究上支障がない限度において、当該面積を減ずることができることとする。

(2) 運動場、体育館その他のスポーツ施設

- 原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けることを求める。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、大学外の運動施設の利用による代替措置を可能とする。

(3) 校舎面積

- 大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
 - ※ 専門職大学では、収容定員「200人まで」の場合に加え「100人まで」の場合の基準を新設。
 - ※ 専門職短期大学では、収容定員「100人まで」の場合に加え「50人まで」の場合の基準を新設。
- 臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。
 - ※ 企業等の事業者から継続的・安定的な施設の供用について文書による確約が得られており、全授業科目を実施する上で必要な施設設備が整っていることなど、必要な要件及び手続については、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(省令)等において規定。

専門職大学設置基準及び専門職短期大学設置基準（省令）の制定について

○ これまでの中央教育審議会等での審議及び国会での法案審議を踏まえ、次のような基本的な考え方の下に「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」（省令）を制定する。

《基本的な考え方》

- ・ 国際通用性を求められる「大学」の枠組みの中に位置付けられる機関として相応しい教育研究水準を担保するとともに、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育に重点を置く、社会人の受入れも主要な機能とする等の特性を踏まえた設置基準とすることが求められる。（国会での法案審議における松野文部科学大臣答弁）
- ・ 現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を採り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準の設定を図る。（平成28年5月中央教育審議会答申）

1. 教育課程等

（1）教育課程の編成方針

- ・ 産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。
- ・ 「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」を規定。

（2）教育課程連携協議会

- ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。

（3）開設授業科目

- ・ 開設すべき授業科目の種類として、次の①～④を規定。

①基礎科目	〔4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上〕
②職業専門科目	〔4年制で60単位以上／2年制で30単位、3年制で45単位以上〕
③展開科目	〔4年制で20単位以上／2年制で10単位、3年制で15単位以上〕
④総合科目	〔4年制で4単位以上／2年制・3年制で2単位以上〕

（注）卒業・修了に必要な単位は4年制で124単位以上／2年制で62単位以上、3年制で93単位以上

（4）実習等の重視

- ・ 実習等による授業科目について一定単位数の修得を卒業・修了要件として規定。
〔4年制で40単位以上／2年制で20単位以上、3年制で30単位以上〕
- ・ 上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。
〔4年制で20単位以上／2年制で10単位以上、3年制で15単位以上〕
※ やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。〔4年制で5単位まで／2年制で2単位、3年制で3単位まで〕

（5）入学前の既修得単位の認定

- ・ 入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを規定。
〔4年制で30単位まで／2年制で15単位、3年制で23単位まで〕

学校教育法施行規則（省令）の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職大学及び専門職短期大学に関し、実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算に係る要件及び通算できる期間の上限、認証評価機関が存在しない場合等における評価の代替措置、情報の公表等についての所要の規定の整備を行う。

2. 改正内容

一. 専門職大学及び専門職短期大学の設備、編制、学部及び学科（第142条関係）

1. 専門職大学の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項その他専門職大学の設置に関する事項は、専門職大学設置基準の定めるところによること。
2. 専門職短期大学の設備、編制、学科、教員の資格その他専門職短期大学の設置に関する事項は、専門職短期大学設置基準の定めるところによること。

二. 実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算（第146条の2関係）

1. 学校教育法第八十八条の二に規定する実務経験を通じて修得した実践的な能力を勘案した修業年限の通算は、専門職大学等（専門職大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）の定めるところにより、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学等で修得させることとしているものに限る。）の修得を授業科目の履修とみなして単位を与えられた者に対し、与えられた当該単位数、その修得に要した期間その他専門職大学等が必要と認める事項を勘案して行うものとする。
2. 専門職大学等が定める修業年限に通算することのできる期間は、当該専門職大学等の修業年限の四分の一を超えてはならないとする。

三. 学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置（第167条関係）

専門職大学等において、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下「教育課程等の状況」という。）について受けるものとされている認証評価について、認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合に係る文部科学大臣の定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とすること。

- (1) 専門職大学等が、外国に主たる事務所を有する法人等であって、当該専門職大学等の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、教育課程等の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること
- (2) 専門職大学等が、教育課程等の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者による検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

四. 教育研究活動等の状況についての情報の公表（第172条の2関係）

専門職大学等にあつては、大学及び短期大学に求められている情報の公表に加え、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等との協力の状況についての情報を公表するものとする。

五. その他

その他所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【認証評価関係改正部分抜粋】

改正後	改正前
第百六十七条 学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。 一 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。 二 専門職大学等が、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学等の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、当該専門職大学等の課程に係る分野に識見を有する者（当該専門職大学等の職員を除く。）による検証を定期的にを行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。 第百六十八条 [略] 2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うもの	第百六十七条 学校教育法第百九条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。 「号を加える。」 「号を加える。」 第百六十八条 [略] 2 学校教育法第百九条第三項の認証評価に係る同法第百十条第一項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の一部改正について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号。）の施行により制度化される専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に係る認証評価について、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の規定の整備を行うもの。

2. 改正内容

一. 認証評価機関の認証を行うに当たっての基準の適用に関する規定の整備

（第1条第1項関係）

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用について、専門職大学等に係る大学評価基準は、それぞれ専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準に適合していることが必要である旨を定めること。

二. 専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価の認証を行うに当たっての基準に関する規定の整備（第1条第3項関係）

（1）大学評価基準に定めるべき事項についての規定の充実

大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追記すること。

（2）評価における関係者の参画

評価方法について、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることを規定すること。

（3）大学評価基準の設定・変更に当たっての意見聴取

大学評価基準の設定又は変更に当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことを規定すること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。

○学校教育法第百十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）

改正後	改正前
（法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目） 第一条「略」 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。 二・三「略」 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 五「略」 2「略」 一〇三「略」 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 3 第一項に定めるもののほか、法第百九條第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。	（法第百十條第二項各号を適用するに際して必要な細目） 第一条「略」 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。 二・三「略」 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 五「略」 2「略」 一〇三「略」 「号を加える。」 3 第一項に定めるもののほか、法第百九條第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に關することを含む。）。

ハ（略）

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。
ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。
「号を削る。」

第二条〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 六〔略〕

第三条〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定す

定められているものとする。

一 教員組織に関すること。

二 教育課程に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条〔略〕

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 六〔略〕

第三条〔略〕

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定す

る細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学院（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学院設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ」とあるのは、「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

る細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）に」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

資料3
添付

* 細目省令：学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

	機関別認証評価	分野別認証評価
評価内容	《大学評価基準に定める事項》（細目省令第1条第2項） ①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針 ⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑧財務 ⑨その他教育研究活動等に関すること	《大学評価基準に定める事項》（細目省令第1条第3項） ①教員組織 ②教育課程（教育課程連携協議会に関するを含む） ③施設及び設備 ④学習の成果（進路に関するを含む） ④その他教育研究活動に関すること
評価方法等	《実地調査》（細目省令第1条第1項第4号） ○ 自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 《関係者からの意見聴取》（細目省令第1条第2項第4号） ○ 評価の実施に当たり高等学校、地方公共団体、<u>民間企業</u>その他の関係者からの意見聴取	《関係者からの意見聴取》（細目省令第1条第3項第2号） ○ 評価の実施に当たり、関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者の意見聴取 ○ 大学評価基準の制定・変更に当たり、関連職業団体関係者等の意見聴取 《評価後の対応》（細目省令第3条第2項） ○ 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努力
評価体制	《認証評価の業務に従事する者》（細目省令第2条第1項第1号） ○ 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものの認証評価の業務への従事	○ 当該専門職大学等の分野に関し実務の経験を有する者の認証評価の業務への従事

認証評価機関一覧（平成29年11月現在）

機関別認証評価機関		
認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構	大学	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成17年7月12日
一般財団法人 短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成17年1月14日 平成19年1月25日 平成21年9月4日
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年7月12日
分野別認証評価機関		
認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日
一般社団法人 ABEST21	経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	平成19年10月12日
公益財団法人 大学基準協会	経営（経営学、経営管理、国際経営、会計、ファイナンス、技術経営）	平成20年4月8日
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日
特定非営利活動法人 日本助産評価機構	助産	平成20年4月8日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年9月4日
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年3月31日
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年3月31日
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院、学校教育	平成22年3月31日
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報、創造技術、組込み技術、原子力	平成22年3月31日
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年7月4日
一般社団法人 ABEST21 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年3月29日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年7月31日
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年7月31日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年3月29日
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年2月2日
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ	平成29年8月24日

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」-抄-(平成28年5月30日中央教育審議会)

第一部 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について

第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

(2) 具体的設計

②産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進 (設置認可、評価など質保証における連携)

- 特に、各職業分野で必要とされる実践的な知識・技能等を養成する機関として、専門職業人材に対するニーズが早いサイクルで転換していくことも想定に置きつつ、産業界等と連携した的確な設置審査や、各業界・職能団体等と連携した分野別質保証、情報公表等への取組を進めていくことが重要であり、次のような仕組みを採り入れる必要がある。

- ・ 専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れた評価、情報公表等について、社会のニーズの変化への迅速な対応等も含め、効果的な導入を図る。

④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備

(質保証の仕組み)

- 我が国の高等教育については、平成10年代後半以降、「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、設置審査の準則化や設置認可における量的抑制の原則撤廃、設置認可手続の見直し(届出設置制度の導入)、認証評価制度の導入、法科大学院をはじめとした専門職大学院の創設などが進められ、大学の量的規模は拡大したが、その教育の水準と内容に関しては、大学等の内外から様々な指摘がなされている。
- 新たな高等教育機関は、国内的・国際的通用性の確保の観点からも、適切な質保証の仕組みを整えることが必要である。実践的な職業教育に最適化した大学教育を行う機関として、その学校設置認可は、新しい基準の下、適切な審査体制により実施されるものとすると同時に、大学体系に位置付くとともに、産業界と連携して教育を行う機関として、情報公表や評価についても、相当の水準を求める必要がある。これらを踏まえ、新たな機関に関する質保証の仕組みについては、次のようにすることが適当である。

- ・ 大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付ける。認証評価に関しては、分野別質保証の観点からの評価を採り入れること、新たな機関のみを設置する場合は機関別評価と分野別評価を一体的に行ったり、新たな機関を併設する場合は、機関別評価は大学全体として行い、新たな機関については分野別評価を中心に行ったりして効率化を図ること等を含め、効果的な評価の導入を図る。
- ・ 情報公表及び評価に当たっては、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し、各機関の教育の質や学生の学修成果を分かりやすく明示していくものとする。そのため、できる限り客観的な指標を採り入れた仕組みを導入する。

【専門職大学等の分野別認証評価関係答申等】

専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について-抄-
平成 28 年 8 月 10 日 中央教育審議会大学分科会大学院部会
専門職大学院ワーキンググループ

Ⅱ. 具体的改善方策

4. 認証評価

(1) 社会(「出口」)との連携による認証評価

- 認証評価機関は、修了生の就職先(民間企業等)、学生、その他の関係者から意見を聴き、認証評価に反映させることが必要であり、その際、特に、修了生が、各専門職大学院の人材養成上の目的に沿った活動を行っているかを確認することを検討すべきである。

(2) 国際的な同等性・通用性の確保

- 認証評価において、教育の質の国際的な同等性・通用性の確保が必要であり、認証評価機関における国際的な視点からの取組が期待される。

(3) 機関別評価と分野別評価の効率化

- 機関別評価と分野別評価の効率化が必要であり、機関別評価にあたって、分野別評価の結果の活用により効率的に評価することを検討すべきである。また、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化して受審することを可能とすることを検討すべきである。この場合、両評価の質を維持することが必要である。

(4) 国際的な評価機関の評価の在り方

- 国際的な評価機関の認証を得た場合、国内の認証評価との重複を避けるため、国内の認証評価基準との整合性を確保しつつ、国内の認証評価の受審に伴う負担の大幅な軽減を図る措置を検討すべきである。

【経緯等】

《背景・課題》

- 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。
 - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
 - ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
 - ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に 認証評価制度の改善に向け検討

《平成28年3月18日》中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**」をとりまとめ
 →審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を 平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

【省令改正内容】

○ 大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

- ① 三つの方針(※)に関すること。
 - ② 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関すること。
- ※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

1

認証評価制度の改善について②

○ 評価の質の向上

(1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

(3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(機関別評価)においても、上記省令改正内容について、準用する。

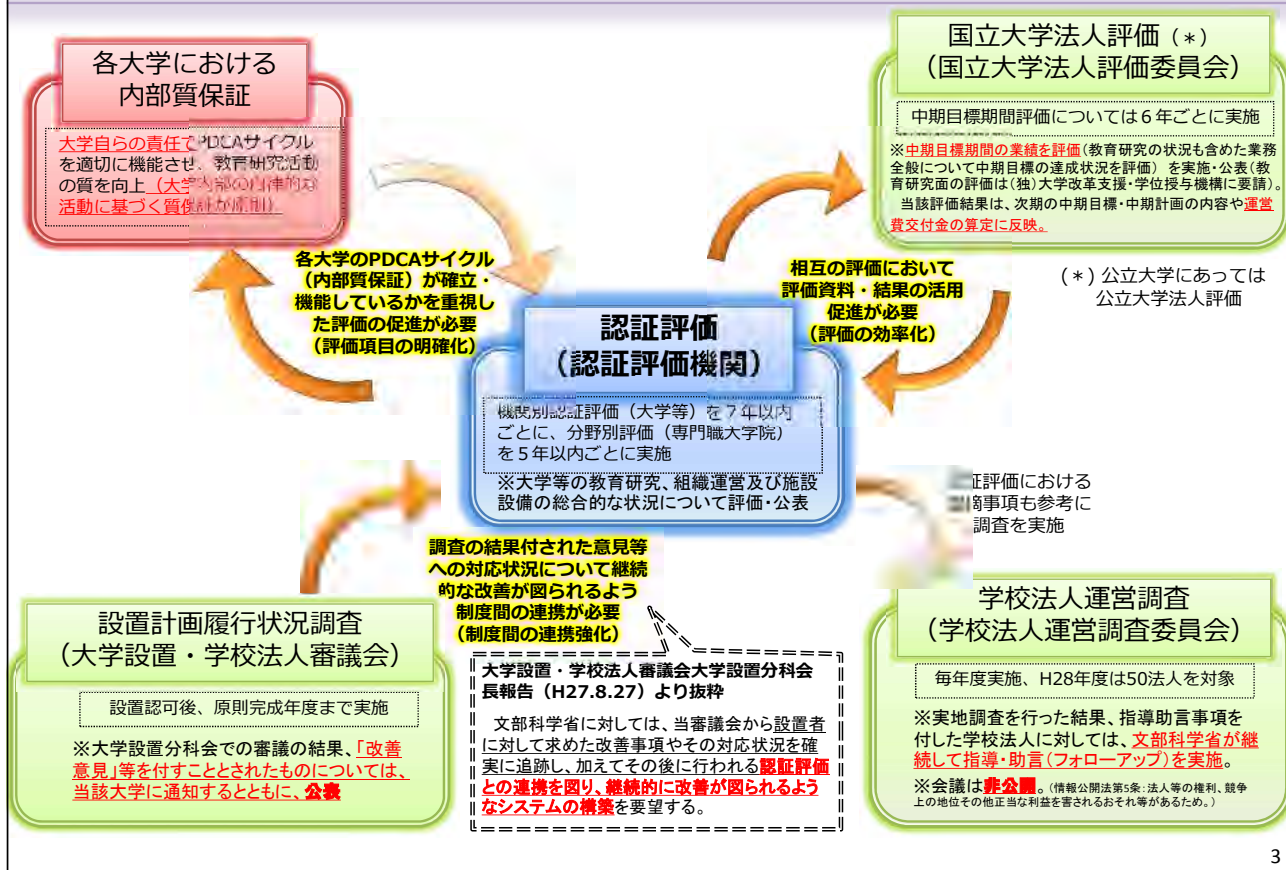
【中教審審議まとめを踏まえた取組】

○ 各大学等が、教育研究の質の確保に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取組。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など方法の簡略化を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標の積極的な活用、認証評価機関においても定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ・重点評価項目である内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

2

認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



3

評価制度の問題点等に関する指摘

経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」(2013年4月3日)より抜粋

1. 大学評価制度の現状と問題点

(2)ステークホルダーへの説明責任の不徹底

- 公的な第三者評価制度については、評価結果は公表されているものの、大学教育の成果を評価する機能が不十分なこともあり、学生・保護者・企業等のステークホルダーの多くには、認識も参照もされていない。また、情報公開に消極的な大学もあり、概して大学とステークホルダーとの情報の非対称性は依然大きく、大学が説明責任を十分に果たしているとはいえない。2011年に一部の情報については各大学のホームページ等において公開が義務付けられたが、教育の成果を示す情報の公開は、依然不十分な状況にある。

(中略)

- このように種々の評価制度は存在するが、いずれも、ステークホルダーが、教育の成果により大学を評価する判断材料として十分ではないために、入学偏差値と評判に頼らざるを得ないという事態が続いていることから、改善を強く求めたい。

4

認証評価制度の今後のあり方について

課 題

「認証評価制度の充実に向けて」(審議まとめ)(平成 28 年 3 月 18 日)をとりまとめる際に、以下のような問題意識が示されていた。

- 法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善を中心としたものとなっていない。
- 評価結果を教育研究活動の改善に生かす仕組みが十分ではない。
- 社会一般における認証評価制度の認知度は十分でない。
- 認証評価を含めた様々な評価・調査業務があり、評価に対する負担が大きい。

対応状況

審議まとめを踏まえ、省令改正により、認証評価機関は平成 30 年度から以下のような取り扱いをすることとなる。

○大学評価基準において定める評価事項関連

(1) 大学評価基準における共通項目の充実

大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、以下の点を追加するものとする。

- ①三つの方針に関すること。
- ②教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関すること。

(2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。

(3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は AC の結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

○評価の質の向上

（１）認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（２）認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

（３）評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

今後の検討事項

審議まとめにおいては、下記の事項について、各大学や認証評価機関による取組が期待される旨が記述されているが、今後、こうした観点等を踏まえて認証評価制度そのもののあり方を検討することが必要である。

〈審議まとめで示された事項〉

○内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図る。

今後の検討事項例

- ・評価項目等で省略できるものは何か。
- ・評価方法をどのように簡略化できるか。
- ・評価サイクルを長期化することについてどう考えるか。

〈審議まとめで示された事項〉

○認証評価機関において、大学や社会に対して情報をより分かりやすく発信していく観点から可能な範囲で定量的な評価に取り組む。

今後の検討事項例

- ・重要な評価項目について、評価対象となる大学全体の達成状況を集計し、経年変化を含め、毎年公表することについてどう考えるか。
- ・その際、複数の認証評価機関が共通の評価項目について集計し、発表することについてどう考えるか。

〈審議まとめで示された事項〉

- 内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。

今後の検討事項例

- ・段階的評価の結果、高い評価を得た大学には何らかのインセンティブを与えることについてどう考えるか。

〈審議まとめで示された事項〉

- 認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

今後の検討事項例

- ・評価項目等を工夫することにより、異なる評価の効率化を推進できないか。
(機関別評価と分野別評価、認証評価と国立大学法人評価、認証評価とAC)

〈その他〉

- 各評価の評価期間の在り方についてどう考えるか。
(機関別評価－7年、分野別評価－5年、国立大学法人評価－6年)
- 認証評価の結果、不適合とされた大学へのペナルティについてどう考えるか。

平成 29 年 11 月 24 日 於：アルカディア市ヶ谷

平成 29 年度文部科学省受託事業

「職業実践専門課程第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進」

研修会「分野別評価の可能性～実践的職業教育評価のありかた～」

職業教育分野分類に関する調査研究について（報告）

公益社団 法人東京都専修学校各種学校協会
常務理事 関口正雄

報告事項

1. 東京都専修学校各種学校協会振興対策部事業
「実践的な職業教育を行う専門学校における制度課題に関する調査」
(資料 1)
2. 専門学校教育の質保証と分野分類確立の必要性 (資料 2)
3. 分野分類事業の進捗状況と今後の課題 (資料 3)

以上

平成29年度 実践的な職業教育を行う専門学校における制度課題に関する調査研究概要

平成29年7月3日研究会資料
東京都専修学校各種学校協会

資料 1

事業の概要

- ①職業教育における専門分野に関する調査研究
専門学校及び専門職大学等に共通する課題である「職業教育に関する専門分野分類」について調査研究を行い、教育の水準設定、学修成果の基準設定、教育の質の保証等の基本的な枠組みとなる専門分野分類を策定する。
- ②高度専門士に関する実態調査の実施、制度の充実のための調査研究
職業教育の高度化に伴い平成17年度に制度化された「高度専門士」について、教育内容等の実態を把握するため、全国の実態調査を実施し、調査結果の分析、社会人の学び直し等に対応するため区分制の導入など、高度専門士制度の充実を図るための施策を研究する。
- ③研修会セミナーの開催
これら調査研究のプロセス、研究成果などについて、研修会、セミナー等を適宜開催し、専門学校及び関係者の共通認識の醸成と情報の共有化を図る。

事業の推進体制

・事業総括

東専各振興対策部

専門学校の振興にかかわる調査研究合同委員会

①職業分野分類検討部会

②高度専門士検討部会

・分野分類の実態調査
・既存の職業分類の課題整理
・分野に関する概念の共通化
・その他関連事項

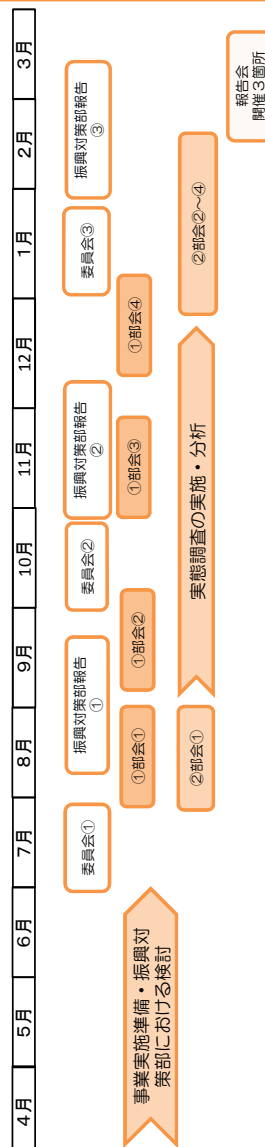
・認定課程の実態調査
・調査結果の分析
・区分制の導入など展開策研究
・その他関連事項

事業の成果目標

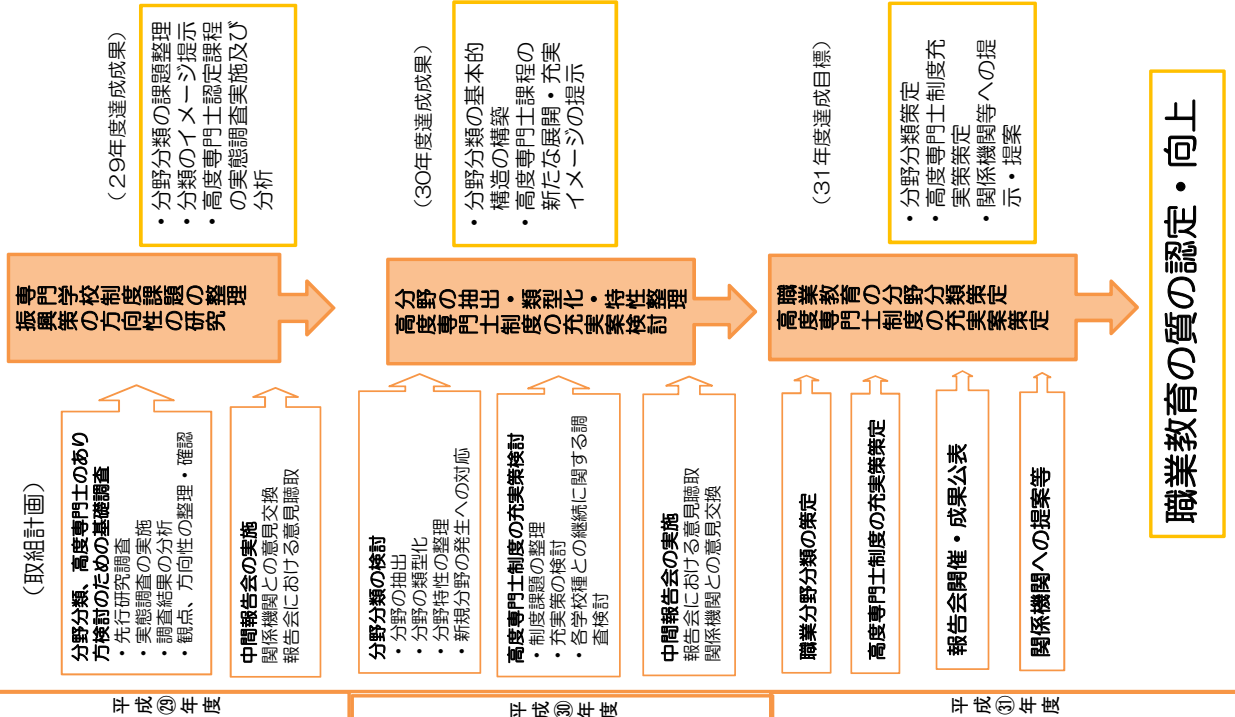
- ①先行研究等における論点・課題を整理し、以下の点に留意し、職業教育の基本的な枠組みとなる新たな専門分野分類を策定し関係機関等に提案する。
・専門学校教育における分野分類の実態と課題の整理
・学校基本調査等既存の職業分類の課題整理
・分野に関する概念の共通化と分野特性の明確化
・国際通用性、職業学位など
- ②高度専門士の課程を有する学校（平成27年度315校）に対し、学修成果目標、卒後の進路（大学院進学、就職）などの調査項目について実態調査を実施する。調査結果を踏まえ区分制の導入など新たな制度展開について研究し関係機関等に提案する。
- ③成果の取りまとめ
報告会の開催及び成果報告書の作成



平成29年度スケジュール



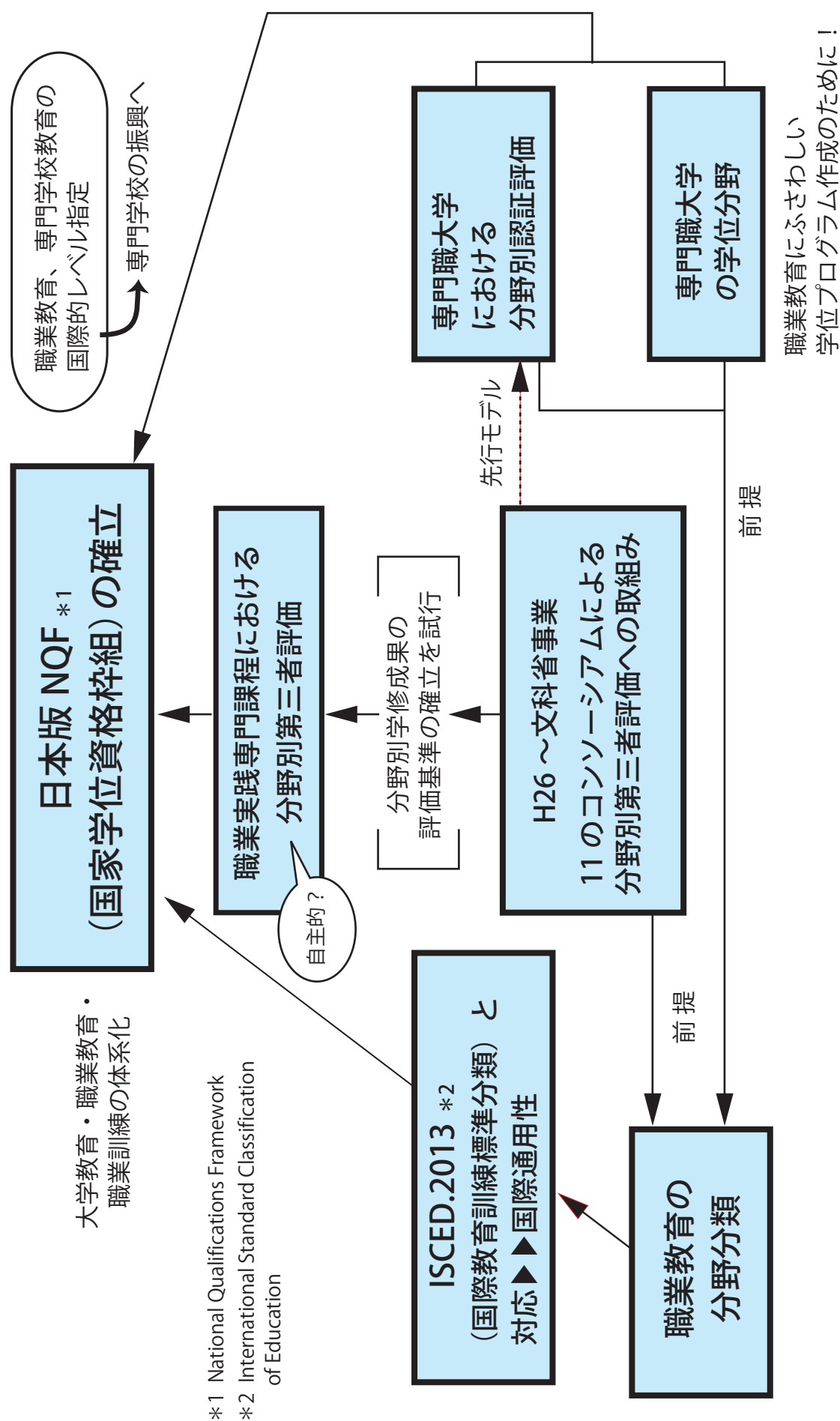
専門学校における制度課題に関する調査研究 取組と目標



職業教育の質の認定・向上

専門学校教育の質保証と分野分類確立の必要性

2017.11.24 by M.Sekiguchi



第1章 第三段階教育における職業教育をめぐる 専門分野分類と研究課題

吉 本 圭 一（九州大学）

第1節 第三段階教育の拡大・多様化と職業教育の定義

1. 拡大する第三段階教育と複線型体系の展開

先進諸国の第三段階教育は、それぞれにマス化、ユニバーサル化を経験しながら、量的な拡大を遂げ、またそのシステムの内部で質的な多様化が進んでいる。大学セクターの拡大に並行して、1960年代、70年代以後に各国でそれぞれ非大学型の第三段階教育セクターが登場する。わが国では短期大学、高等専門学校、専門学校などがそれであり、米国のコミュニティ・カレッジ、ドイツの専門大学（Fachhochschule）、英国のポリテクニクや継続教育カレッジ、フランスの工業短期大学部（IUT）やリセ専攻科上級技師コース（STS）、オランダのHBO、オーストラリアのTAFE、韓国の専門大学などが、いずれの国もこうした第三段階教育の発展は、機関・プログラムの多様化と並行して進展している。

第三段階教育における非大学型セクターは、それぞれの国で多様な志向性と教育プログラムを有する機関が登場している。また他方で、それらの間には、国境を超えてゆるやかな共通性もある。いくつかの共通性をあげれば、多くは大学よりは短期であり、また準専門職レベルの教育を多く担い、多くは非伝統的學生（年齢、学習歴、人種・階級等）を受入れ、そして、何よりも職業教育を重視する機関・プログラムである、などの共通性がみられる。

1990年代以後の第三段階教育の拡大をみると、サービス経済化、知識基盤社会、グローバル化などの影響を受けて、大学セクターにおいても、卒業生がより円滑に職業生活に移行するための教育プログラムへの改善の方向性が鮮明になってきており、非大学セクターに共通の特質である職業教育・職業志向プログラムへの接近傾向が見られる。しかし、それでは何が職業教育なのか、また大学型の担うものと非大学型で担うものとで同じなのか違うのか、回答は容易ではない。

わが国でも、第三段階教育における職業教育コンセプトについては、大学型や非大学型などのセクター特性と関連づけて議論されてきた。1971年中教審46答申における高等教育機関の種別化構想が出されて以降、第三段階における教育訓練セクターの機能的な分化はたびたび検討されてきた。中教審（2011）「キャリア教育・職業教育答申」では、高等教育段階においてどのような機関によって職業実践的な教育を担うのかが検討され、学術的な教育の系統とは区別される「職業実践的な教育に特化した枠組」に関する政策提言がなされている。新たな複線型教育制度の提言であった。

しかし、それぞれの学校種にかかるごく少数の、また教育プログラムのなかの断片的な側面の情報だけ（例えば教育課程における実験・実習時間など）で機能的分化のイメージが語られており、それぞれの専門分野を明確に設定しながら、それぞれの事例が実証的に把握され議論がなされることは必ずしも多くない。

そこで、本報告書では、以下、本研究組織において、多様な専門分野を設定・抽出し、それぞれの専門分野において、大学・短大・専門学校等の教育プログラムのケーススタディを行い、第三段階教育における職業教育の共通の特色と多様性を調査し分析を試みるものである。

2. 国際標準教育分類（ISCED）と第三段階教育

UNESCO（国際連合教育科学文化機関, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）では、各国の教育制度を比較研究していくために国際標準教育分類 ISCED（International Standard Classification of Education）を設定している。1997年版分類においては⁽¹⁾、「中等教育（第二段階教育）」以後の教育について、上述のような大学型と非大学型の教育機関セクターの拡大に伴って、「高等教育 higher education」とほぼ同義の概念として「第三段階教育 tertiary education」の用語を標準的に使用している。1997年版国際標準教育分類（ISCED）では、中等教育以後の体系的な教育プログラムとしての「第三段階教育」（ISCED5）を規定し、教育＝学習の方法論やその目標を中心に、参入条件や学習機関等も含めて、「実践的、職業的な教育を行う第三段階教育プログラム」として ISCED5B を、伝統的な大学モデルに対応する「理論的な、あるいは専門的職業への訓練としての第三段階教育プログラム」として ISCED5A と対比し分類している。

わが国では、この国際標準職業分類への適応について、「大学」の「学士プログラム」と「修士プログラム」を ISCED5A とし、「短期大学」「専門学校」「高等専門学校」については本科も専攻科も、すべての正規課程を ISCED5B に分類している。もちろん、この標準分類は、各国の教育制度・プログラムを標準的に定義・分類し比較検討するための手段であり、特定のセクターをあえてどちらかの分類にわけざるを得ない。つまりそうした分類を適用したとしても、わが国の大学が「実践的、職業的な教育」を行わないとしたものでもないし、非大学型セクターが「理論的な教育」を行わないと断定するものでもない。

なお補足ながら、「高校専攻科」については、「第三段階以外の中等教育後教育」ISCED4に分類されており、看護師養成課程は、高校看護科本科3年制と専攻科2年制の一体的な運用による実質的な5年一貫制のプログラムが展開されている。ただし、その場合には ISCED4 として位置づけられており、通算14年以上の教育年数にも関わらず、公式には大学等の高等教育機関への編入学などができない制度となっている。また、看護師養成は、上述の専攻科による ISCED4 のプログラムを含めて、専門学校における看護師養成課程が ISCED5B、大学における看護師養成課程が ISCED5A と、多段階で養成課程が展開しており、看護師という同一の専門的職業において、その必要とされ、また学修成果として到達目標となる知識・技能・コンピテンシー等のレベル、またそのために必要な教育訓練のボリュームが同等であるのかどうかに関して、曖昧さを残したままになっている。

3. 職業教育の機能的定義

本研究では、制度や学校種によって職業教育を定義するのではなく、それぞれの制度の中の教育プログラムに注目し、教育の目的 (goals)、教育の方法論 (methodology)、教育の統制 (control) という3つの次元で職業教育を定義し、個別的教育機関の職業教育プログラム、特に「教育の方法論」を調査することとした⁽²⁾。

中教審(2011)では「職業教育とは、一定のまたは特定の職業のための教育」という目的による定義を採用している。もちろん、職業教育が「職業のための教育」であることは職業教育たるべき必要条件である。しかしそれが十分条件かといえは議論は分かれる。「職業のための教育」を施しながらも、労働市場の現実的に、また現場の必要とする知識・技能・コンピテンシーの観点から、卒業生が目的とする職業に辿りつかない場合が容易に想定される。それでは目的と現実との乖離はどの程度まで許容されるのだろうか。教育は、一定(特定)のゴールに向けての養成課程という側面もあれば、本来修了者の幅広い可能性に向けての準備という側面ももっているからである。

特に、大学教育などでは、もともと広い範囲の産業や職業の領域への卒業生の活躍を想定しており、この点で職業教育としての目標範囲の限定をする専門分野は少ない。これに対して非大学型セクターの中でも、専門学校においては、第2章で検討するように、卒業後の進路の把握の際に「関連分野への就職」を調査しており、産業や職業的な観点での目標範囲の設定が重視されているといえよう。

そして、こうした目標設定の次には、教育プログラムにおいては、求められる知識・技能・コンピテンシーを学修成果として獲得させ、目標とする職業への就業を導くための方法論の選択がなされる。職業教育という場合には、単に目標範囲の選定をするだけでなく、それにふさわしい方法論が採られているはずである。多く、企業内での実習等の現場の知識・技能・コンピテンシーに触れることで、その修得を促すという方法論や、それを現場経験豊富な教員・指導者が指導を行うという特徴があると想定される。これが、職業教育の定義の第二の要素としての「職業を通じた教育」である。本報告書では、職業固有の知識体系や実習などの技能修得の機会や伝達方法、また企業現場などの実習等の場、それを教育・訓練する教育スタッフの観点で、「職業教育の方法」が明らかにできるのではないかとこの基本的な仮説のもとで、各分野の教育プログラムを調査・分析していく。

なお、第三には、これらの「目的論」と「方法論」をいかに現実の教育過程において展開していくのか、「教育の統制論」が重要である。統制の観点でいえば、教育プログラムの企画・運営・評価・改善のPDCAの過程が養成目的に関わる地域の産業・職業関係者の参画によって統制されているという点が、職業教育の質を保証する上で重要と考えられるのである。

第2節 職業教育比較考察のためのEQ教育訓練分野分類(EQ2011分類)の提起について

1. 参照規準としてのEUの国際的教育訓練分野分類

第三段階教育における職業教育を専門分野別に調査し、その分野ごとのアプローチとその共通性・固有性を明らかにすることが本研究の課題であるが、まず専門分野の分類を検討する必要がある。日本の学校基本調査などの専門分野分類は、学校種ごとに異なるため、それらを統合するための教育訓練分野分類を作成することとした。ここで参照規準としたのは社会制度・歴史において大きく異なる背景を持ちながら制度の調整と統合を進めている欧州連合EUの分類である。

UNESCOの国際教育標準分類(ISCED)では、それぞれの教育プログラムのレベルが前述のように分類されており、それは主に、教育の志向性と到達レベル、学習のボリュームによって分類されている。そして、同一レベル内でのプログラムの分類として、それぞれの専門分野における教育訓練のアプローチは多様であるため、ISCEDでは、垂直方向のレベルとともに、水平方向での専門分野の分類を用意している。EUでも、このUNECCOの教育プログラムの専門分野分類を踏襲しており、それは以下表1の最左欄に示すものである。

表1 欧州EUにおける教育訓練分野分類

Broad fields (10)	Fields of training (63)		
General Programmes	Basic programmes	Literacy and numeracy	Personal development
Education	Teaching and training	Education science	
Humanities and Arts	Fine arts	Music and performing arts	Audio-visual techniques and media production
	Design	Craft skills	Religion and theology
	Foreign languages and cultures	Mother tongue	History, philosophy and related subjects
Social sciences, Business and Law	Social and behavioural science	Journalism and reporting	Library, information, archive
	Wholesale and retail sales	Marketing and advertising	Finance, banking, insurance
	Accounting and taxation	Management and administration	Secretarial and office work
	Working life	Law	
Science	Life science	Physical science	Mathematics and statistics
	Computer science	Computer use	
Engineering, Manufacturing and Construction	Mechanics and metal work	Electricity and energy	Electronics and automation
	Chemical and process	Motor vehicles, ships and aircraft	Food processing
	Textiles, clothes, footwear, leather	Architecture and town planning	Building and civil engineering
	Materials (wood, paper, plastic, glass)	Mining and extraction	
Agriculture	Crop and livestock production	Horticulture	Forestry
	Fisheries	Veterinary	
Health and Welfare	Medicine	Medical services	Nursing
	Dental studies	Child care and youth services	Social work and counselling
Services	Hotel, restaurant and catering	Travel, tourism and leisure	Sports
	Domestic services	Hair and beauty services	Transport services
	Environmental protection	Protection of property and persons	Occupational health and safety
	Military		
Not known/unspecified	Not known or unspecified.		

注) CEDEFOP (1999) をもとに作表

ISCED の教育専門分野分類は、初等教育から第三段階教育まですべてを、「一般教育プログラム」、「教育」、「人文科学・芸術」、「社会科学・ビジネス・法律」、「科学」、「工学・製造・建設」、「農業」、「健康・福祉」、「サービス」の9の教育専門分野と、「未分化・他に分類されないもの」のカテゴリーを加えて10の分野・カテゴリーに分類している。なお、日本の学校基本調査の分類と大きく異なる点をひとつこの段階で指摘しておけば、「人文科学」と「芸術」が一つの分類に収められている点が注目される。

ともあれ、これらの教育に係る専門分野大分類の枠の中で、教育への取組は相当程度の多様性を有している。また ISCED5A と ISCED5B のように学術教育的なアプローチと職業教育訓練的なアプローチが併存している場合もあれば、分野によって一方のみが展開するものもありうる。そのため、教育に係る専門分野大分類の内部でどのような多様な教育プログラムが展開しているのか、また労働市場においてその成果をもとに労働市場における需給が行われているのか、現実的に有用性を持つ情報把握のためには、より詳細な分類が必要となる。

特に、欧州連合 EU においては、人・モノ・資金の既存国境を自由に超えた移動を保証するという統合理念をもち、そのために教育と訓練の分野の詳細を適切に把握することが重要な政策課題となる。各国における職業教育訓練政策を研究し、EU としての調整するための組織である欧州職業教育訓練開発センター（CEDEFOP）と、各国の教育訓練の制度を統計的に把握する EUROSTAT では、国際標準教育分類 ISCED に応じて、教育と訓練の分野を63に細分化して欧州内各国の制度に適用している（CEDEFOP 1999）。

2. 日本の学校基本調査における教育専門分野分類

今日、日本の教育プログラムについての専門分野の分類としては、学校設置審査に係る専門分野の分類、教育プログラムの特色に応じた分類、学生募集に係る分類など、それぞれの目的に応じて用いられている。本研究では、教育プログラムの特色の分類として、学校基本調査が用いている分類を、その比較可能性を考慮して再編成を行っていく。各分野で、異なる学校種が、学術的プロフィールと職業的プロフィールを組み合わせながら、近接する人材養成を行い、あるいは競合する分野への就業の準備を行っている。こうした学校種間での競合や代替の実態を比較分析するため、大学、短大、専門学校、高専の専門分野の共通分類に向けて、欧州の教育訓練分類を参考に分野分類に取り組んだ。

日本では、教育と訓練の分野分類について、まだ異なる学校種で専門分野を共通化しようという動きは見られない。実際に学校が設立され、新しい学科や教育プログラムが追加されると、それはまず既存の分類のどこかに追加されることを原則とし、また既存の分類への組み入れが困難であれば、「その他」の分類のなかに、いわば残余カテゴリーとして追加されていく。複数の学問分野を総合する、ないし越境する「学際」分野などが登場すると、その実態は既存の分類では把握できず、「その他」分野が拡大していくことになる。また、専門学校の専門分野分類では、「その他」分野がないため、新たな人材養成ニーズに対応する新規プログラムの位置づけ方において困難を有している。

表2から表5は、学校基本調査報告書2010年版の大学、短大、専門学校、高専それぞれの専門分野分類である。国際的な教育専門分野分類、教育訓練分野分類と比較して、日本の各学校種の分類の第2の特長は、「家政」という海外にはないカテゴリーが用いられていることである。この第三段階教育において「良妻賢母」のための教育の発達の結果である。

ともあれ、大学学科は11の大分類と76の中分類、短大学科では10大分類と39中分類、専門学校の課程では8大分類と62小分類となっている。なお高専の場合には、ほとんどの学科が工業系であるためか大分類は設定されておらず、工業系以外も含めて69の小分類が用意されている。どのように対比することができるのか、どこにも情報は無い。

表2 大学の学科分類―「学校基本調査」

大分類 (11)	中分類 (76)					
人文科学	文学	史学	哲学	その他		
社会科学	法学・政治学	商学・経済学	社会学	その他		
理学	数学	物理学	化学	生物学	地学	その他
工学	機械工学	電気通信工学	土木建築工学	応用化学	応用理学	原子力工学
	鉱山学	金属工学	繊維工学	船舶工学	航空工学	経営工学
	工芸学	その他				
農学	農学	農芸化学	農業工学	農業経済学	林学	林産学
	獣医学畜産学	水産学	その他			
保健	医学	歯学	薬学	看護学	その他	
商船	商船学					
家政	家政学	食物学	被服学	住居学	児童学	その他
教育	教育学	小学校課程	中学校課程	高等学校課程	特別教科課程	盲学校課程
	聾学校課程	中等教育学校課程	養護学校課程	幼稚園課程	体育学	障害児教育課程
	特別支援教育課程	その他				
芸術	美術	デザイン	音楽	その他		
その他	教養学	総合科学	教養課程(文科)	教養課程(理科)	教養課程(その他)	
	人文・社会科学	国際関係学(国際関係学部)		人間関係科学	その他	

注) 学校基本調査(2010)をもとに作表

表3 短大の専門分野分類―「学校基本調査」

大分類 (10)	中分類 (39)				
人文	文学	史学	哲学	その他	
社会	法学政治学	商学経済学	社会学	その他	
教養	教養				
工業	機械工学	電子通信工学	土木建築工学	応用化学	金属工学
	経営工学	工芸学	その他		
農業	農学	農芸化学	農業工学	農業経済学	獣医学畜産学
保健	看護学	その他			
家政	家政学	食物学	被服学	住居学	
教育	初等教育	幼稚園教育	体育	その他	
芸術	美術	デザイン	音楽	その他	
その他	理学	秘書	その他		

注) 学校基本調査(2010)をもとに作表

表4 専門学校の課程分類

大分類 (8)	小分類 (62)					
工業関係	測量	土木・建築	電気・電子	無線・通信	自動車整備	機械
	電子計算機	情報処理	その他			
農業関係	農業	園芸	その他			
医療関係	看護	准看護	歯科衛生	歯科技工	臨床検査	診療放射線
	はり・きゅう・あんま	柔道整復	理学・作業療法	その他		
衛生関係	栄養	調理	理容	美容	製菓・製パン	その他
教育・社会福祉関係	保育士養成	教員養成	介護福祉	社会福祉	その他	
商業実務関係	商業	経理・簿記	タイピスト	秘書	経営	旅行
	情報	ビジネス	その他			
服飾・家政関係	家政	家庭	和洋裁	料理	編物・手芸	ファッションビジネス
	その他					
文化・教養関係	音楽	美術	デザイン	茶華道	外国語	演劇・映画
	写真	通訳・ガイド	受験・補習	動物	法律行政	スポーツ
	その他					

注) 学校基本調査 (2010) をもとに作表

表5 高専の学科分類 (69)

経営情報学科	コミュニケーション情報学科	国際流通学科
国際ビジネス学科	機械工学科	機械システム工学科
機械電気工学科	電気工学科	電気電子工学科
電気・電子システム工学科	電子メディア工学科	電気電子システム工学科
電子工学科	電子機械工学科	電子制御工学科
制御情報工学科	電子情報工学科	情報電子工学科
情報工学科	流通情報工学科	情報通信工学科
情報通信システム工学科	メディア情報工学科	応用化学科
物質工学科	物質化学工学科	生物工学科
生物応用化学科	生物資源工学科	土木工学科
環境都市工学科	都市システム工学科	都市工学科
環境・建設工学科	土木建築工学科	建築学科
建設システム工学科	建設環境工学科	環境材料工学科
材料工学科	デザイン工学科	電気情報工学科
国際コミュニケーション情報工学科	総合工学システム学科	総合システム工学科
ものづくり工学科	機械電子工学科	知能機械工学科
環境都市デザイン工学科	デザイン学科	グローバル情報工学科
電気システム工学科	マテリアル環境工学科	建築デザイン学科
知能エレクトロニクス工学科	情報システム工学科	情報ネットワーク工学科
機械知能システム工学科	建築社会デザイン工学科	生物化学システム工学科
情報通信エレクトロニクス工学科	制御情報システム工学科	人間情報システム工学科
電気制御システム工学科	通信ネットワーク工学科	電子システム工学科
都市環境デザイン工学科	商船学科	情報デザイン学科

注) 学校基本調査 (2010) をもとに作表

大学と短大の保健大分類における小分類看護学と、専門学校医療関係大分類の看護は、一見して同じ分野のプログラムであるとわかる。業界からの人材養成ニーズが明確な場合には、こうした分野分類の違いを超えて、国家資格に係る指定養成施設、養成所にかかる各省の規則によってその標準化が進められている。こうした分野では、どの学校種のプログラムが人材養成ニーズに適切に対応しているのかどうか、学校種横断的な議論がなされている。

これに対して、他に用語の類似性と教育プログラムの共通性が対応しているのかどうか、必ずしも定かではない。教育プログラムが人材ニーズにどう対応しているのか、職業の目標が明確に定められた教育がなされている場合にも、そうした検討はほとんど不可能となっている。

3. EQ 研による国際的な比較可能性を持った教育訓練分野分類

九州大学「高等教育と学位・資格研究会」（以下 EQ 研と省略）では、こうした教育と訓練の分野の特長を、国際的に比較し、さらに国内学校種間でも適切に比較可能とするため、欧州 EU の教育訓練分類を基準とし、各学校種の分類を対応させた EQ 教育訓練分野分類（以下 EQ 分類と呼ぶ）を作成した。表 6 は、EQ 分類と欧州分類との大分類レベルでの対応表である。大分類の順序については、日本の学校基本調査の大学版の専門分野分類の順序に符合させながら並べ替えを行っている。EQ 分類では大分類名称も欧州版を参考にしながら、特徴的な小分類を組み込んでいるものは大分類でも名称上の工夫を行っている（例えば、欧州における工学・製造・建築の分野に相当する分野として、EQ 分類では工学・建築・環境としている）。また、日本版の「家政学・服飾」は、欧州版教育訓練分野分類では大分類上の対応はなく、サービスなどの複数の大分類に分かれて入っているものであるが、他の大分類に明確に位置づけにくい固有の分野を構成しているとみられるものをこの「家政学・服飾」の大分類に残している。

表 7 は、EQ 分類の小分類と、学校基本調査の分野分類を対応させたものである。ここでは、大分類までは確実に当該分類に位置しているが、複数の小分類にまたがっていたり、現状の学校基本調査の分類表からはそれ以上に細分された分野が判明しないプログラムのために、大分類名称

表 6 欧州の教育訓練分野分類と EQ 教育訓練分野分類 — 大分類の対応表 —

EQ 大分類	CEDEFOP (Broad fields)
0 普通・一般教育プログラム	0 General Programmes
1 人文学, 芸術, デザイン	2 Humanities and Arts
2 社会科学, ビジネス, 法律	3 Social sciences, Business and Law
3 教育・社会福祉	1 Education
4 生命科学, 理学, コンピュータ	4 Science
5 工学, 建築, 環境	5 Engineering, Manufacturing and Construction
6 農業, 農学, 食品化学, 食品製造, 獣医・畜産	6 Agriculture
7 医療・保健	7 Health and Welfare
8 家政学・服飾	—
9 サービス	8 Services
10 その他	9 Not known/unspecified

表7 EQ 教育訓練分野分類の小分類と学校基本調査各学校種の分野分類の対応表

EQ 大分類 (11)	EQ 小分類 (92)	大学学科	短大学科	高専学科	専門学校課程
0 普通・一般教育プログラム	000 普通・一般教育プログラム				
	010 初等・中等教育での普通教育プログラム				
	020 リメディアル・基礎教育 (リテラシー・数的能力)				
	030 キャリア・ビジネス基礎教育 (ビジネスマナー等)				
	040 教養	教養学 教養課程 (文科) 人文・社会科学 国際関係学 (国際関係学部) 人間関係科学	教養		茶華道
1 人文学, 芸術, デザイン	100 人文学, 芸術, デザイン	人文科学その他 芸術その他	人文科学その他 美術その他		
	111 日本語, 国語学				
	112 文学	文学	文学		
	113 語学 (日本語学を除く), 外国文化, 通訳				外国語
	122 歴史学, 哲学, 倫理学およびその他の人文学	史学 哲学	史学 哲学		
	151 美術	美術	美術		美術
	152 音楽, 舞台芸術	音楽	音楽		音楽
	153 AV 技術, メディア・プロダクション				演劇・映画 写真
	154 アニメ・マンガ, インスタレーションなどのデザイン	デザイン	デザイン		デザイン
	155 陶芸, 貴金属加工, などの工芸制作	工芸学	工芸学		
	156 家具製作, 紙工等の制作				
2 社会科学, ビジネス, 法律	200 社会科学, ビジネス, 法律	法学・政治学 商学・経済学 社会科学その他	法学政治学 商学経済学 社会その他		ビジネス 商業実務その他
	211 法学, 法律学				
	212 行政, 公務				法律行政
	221 政治学				
	223 社会学	社会学	社会学		
	224 行動科学				
	225 上記以外の社会科学				
	231 ジャーナリズム, 報道				
	232 図書館, 情報, その他アーカイブ				
	241 経営学, 組織論, 人事マネジメント	経営工学		経営情報学科 コミュニケーション情報学科 国際ビジネス学科 国際流通学科	商業 経理・簿記 経営
	242 会計, 監査, 簿記, 税理				
	243 財務, 金融, 保険				
	244 マーケティング, 広告, 広報				
	245 勤労生活 (労働組織と研修)				
	246 秘書, 事務		秘書		タイピスト 秘書
	247 医療秘書, 医療事務				
	248 卸売, 小売, 販売一般				
	300 教育・社会福祉	教育その他	教育その他		教育社会福祉その他
3 教育・社会福祉	311 教員養成 (初等中等教育)	小学校課程 中学校課程 高等学校課程 特別教科課程 盲学校課程 聾学校課程 中等教育学校課程 養護学校課程 障害児教育課程 特別支援教育課程	初等教育		教員養成

EQ 大分類 (11)	EQ 小分類 (92)	大学学科	短大学科	高専学科	専門学校課程
3 教育・社会福祉	312 教育学	教育学			
	321 スポーツ	体育学	体育		スポーツ
	331 保育（幼児教育を含む）、青少年向け社会サービス（除：スポーツ）	児童学 幼稚園課程	幼稚園教育		保育士養成
	332 社会福祉, カウンセリング				介護福祉 社会福祉
	333 労働安全, 労働衛生				
4 生命科学, 理学, コンピュータ	400 生命科学, 理学, コンピュータ	地学 理学その他	理学		
	410 数学, 統計学	数学			
	420 物理学, 化学, 天文学など自然科学	物理学 化学		応用化学科	
	430 生命科学（ライフサイエンス）	生物学		生物化学システム工学科	
	481 コンピュータ科学, 情報処理			情報電子工学科	電子計算機
				情報工学科	情報処理
				流通情報工学科	情報
				情報通信工学科	
				情報通信システム工学科	
				メディア情報工学科	
				国際コミュニケーション情報工学科	
				グローバル情報工学科	
				知能エレクトロニクス工学科	
				情報システム工学科	
				情報ネットワーク工学科	
				情報通信エレクトロニクス工学科	
				人間情報システム工学科	
				情報デザイン学科	
	482 コンピュータ利用・操作				
5 工学, 建築, 環境	500 工学, 建築, 環境	土木建築工学 工学その他	土木建築工学 工業その他 経営工学		土木・建築 電気・電子 工業その他
	511 応用物理学, 工学基礎	応用化学 応用理学 原子力工学			
	531 機械	機械工学	機械工学	機械工学科 機械システム工学科 機械電気工学科 機械電子工学科 知能機械工学科 機械知能システム工学科	機械
	532 金属加工	金属工学	金属工学		
	533 電気, エネルギー			電気工学科 電気電子工学科 電気・電子システム工学科 電気電子システム工学科 電気情報工学科 電気システム工学科	
	534 電子・通信・制御	電気通信工学	電子通信工学	電子メディア工学科 電子工学科 電子機械工学科 電子制御工学科 制御情報工学科 電子情報工学科 制御情報システム工学科 電気制御システム工学科 通信ネットワーク工学科 電子システム工学科	無線・通信
	535 化学・生化学製造プロセス		応用化学	物質工学科 物質化学工学科 生物工学科 生物応用化学科 生物資源工学科	
	536 自動車, 船舶, 航空	船舶工学 航空工学 商船学		商船学科	自動車整備

EQ 大分類 (11)	EQ 小分類 (92)	大学学科	短大学科	高専学科	専門学校課程
5 工学, 建築, 環境	551 紡績, 織物産業	繊維工学			
	552 木材加工 (家具製造), 製紙, プラスチック・セラミックス製造など, 材料工学			環境材料工学科	
				材料工学科	
				ものづくり工学科	
	553 鉱物, 鉱山学	鉱山学		マテリアル環境工学科	
	581 建築, 都市計画, 測量			都市システム工学科	測量
				都市工学科	
				建築学科	
				建設システム工学科	
				建設環境工学科	
				デザイン工学科	
				総合工学システム学科	
				総合システム工学科	
				環境都市デザイン工学科	
				デザイン学科	
	582 土木・土木工学			建築デザイン学科	
6 農業, 農学, 食品化学, 食品製造, 獣医・畜産	600 農業, 農学, 食品化学, 食品製造, 獣医・畜産	獣医学畜産学	獣医学畜産学	建築社会デザイン工学科	
		農学その他		都市環境デザイン工学科	
				土木工学科	
	621 農業, 農学, 農業工学	農学	農学	土木建築工学科	
		農芸化学	農芸化学	環境都市工学科	
		農業工学	農業工学	環境・建設工学科	
	622 園芸, 造園	農業経済学	農業経済学		
	623 林業, 林学				
	631 水産, 水産学	園芸			
	641 食品加工, 食品化学, 製菓・製パン	林学			
	651 獣医学	林産学			
	652 畜産学	水産学			
					製菓・製パン
7 医療・保健	700 医療・保健	保健その他	保健その他		動物
	711 医学	医学			
	721 歯学	歯学			
	722 歯科衛生, 歯科技工				
	731 看護, 看護学	看護学	看護学		
	741 薬学	薬学			
	742 臨床検査				
	743 理学療法, 作業療法				
	744 リハビリテーション・マッサージ				
	745 その他医療サービス				
	800 家政学・服飾	家政その他			
	811 家政学, 家庭	家政学	家政学		
8 家政学・服飾	821 和洋裁, 仕立て, はき物, 革製品, 織物制作, ファッション, 衣料品販売	住居学	住居学		
	822 服飾デザイン, ファッション	被服学	被服学		
	831 栄養	食物学	食物学		
	832 調理				
	841 インテリアデザイン, 産業デザイン				
	900 サービス				
9 サービス	912 旅行, 観光, レジャー				

EQ大分類 (11)	EQ小分類 (92)	大学学科	短大学科	高専学科	専門学校課程
9 サービス	913 理容, 美容サービス				理容
	921 運輸サービス (含: 商船, 運転・操作技術)				美容
	931 セキュリティサービス				
	932 軍事, 防衛, 軍事学				
10 その他	1000 その他	総合科学	その他		衛生その他
		教養課程 (理科)			文化教養その他
		教養課程 (その他)			
		その他			

と同じ小分類のカテゴリーを用意した。また、明確に、小分類として設定した分野に対応しないが、大分類の項目として位置づけにくいもの（実質的には新たな小分類を設定することが適切なもの）として、臨床検査技師プログラムを「その他医療」というバスケット項目の小分類に入れている。また、大分類「その他」もバスケット項目であるが、学校基本調査の各学校種における「その他」のなかでも、教養プログラムに相当するものは、「普通・一般教育プログラム」の大分類に「教養」の小分類を設置して固有の分類カテゴリーを用意した。

今回のEQ分類は、第三段階教育におけるISCED5AおよびISCED5Bのプログラムを念頭に分類の試行をおこなっている。なお、今回検討をしていないが、後期中等教育段階の専門分野についても、普通科以外の職業に関する専門学科の8分野については、今回のEQ分類の大分類名称を変えながら組み込むことが可能である。他方、「普通科」と「総合科」がいずれも同じ「普通・一般教育プログラム」に入るのかどうか疑問も生じる。

第3節 1990年から2010年にかけての教育訓練の専門分野の変遷とそれを担う学校種の変化

— EQ 教育訓練分野分類の試行的分析例として —

1. EQ 教育訓練分野分類別の第三段階教育在学者の変遷

本章では、各分野のケーススタディに先立ち、欧州の分類を参考に試行的に開発したEQ教育訓練分野分類をもとに、近年の大学、短大、高専、専門学校の教育訓練分野の盛衰の動向を明らかにするために、学校基本調査の1990年、2000年、2010年の在学者数を、EQ分類11分類で示したものが、表8である。学校基本調査の分野分類ではそれぞれの専門分野と就業年数のクロス集計が示されていないため、便宜的に大学在学者数を代表的な標準就業年数の4年で、短大・専門学校・高専の4年生と5年生については、代表的な標準就業年数の2年で除算して、1学年コーホートの専門分野の選択状況を示すこととした。

表8から1学年相当の在学者数の増減をみると、大学では1990年から2000年に12.1万人、2010年までにさらに2.2万人が増加している。これに対して短期大学在学者は、1990年から2000年にか

表8 1990年から2010年までの第三段階教育と教育訓練分野の推移

(単位：人)

EQ_code1 (大分類)	大学			短大			専門学校		
	1990年	2000年	2010年	1990年	2000年	2010年	1990年	2000年	2010年
0. 普通・一般教育プログラム	5,137	3,753	3,227	7,033	4,080	1,081	—	—	—
1. 人文学, 芸術, デザイン	88,789	121,301	118,535	71,920	39,618	11,888	31,517	32,322	25,490
2. 社会科学, ビジネス, 法律	203,645	255,084	229,424	33,107	23,607	9,673	61,382	33,831	27,136
3. 教育・社会福祉	36,989	35,974	42,932	39,311	30,114	22,738	12,270	30,432	22,911
4. 生命科学, 理学, コンピュータ	16,694	21,975	20,356	144	48	0	47,529	28,378	17,929
5. 工学, 建築, 環境	92,184	111,473	96,961	11,506	6,408	2,210	41,351	36,726	22,965
6. 農業, 農学, 食品化学・製造, 獣医	16,695	17,577	18,954	1,884	1,476	710	710	1,729	11,846
7. 医療・保健	29,101	35,909	63,296	13,376	14,855	6,231	59,959	87,957	97,220
8. 家政学・服飾	7,359	9,505	15,853	58,326	38,609	15,028	32,840	28,278	18,605
9. サービス	—	—	—	—	—	—	7,797	21,084	25,026
10. その他	550	5,388	30,260	0	317	5,260	10,410	17,918	13,194
合 計	497,143	617,939	639,798	236,607	159,129	74,817	305,765	318,654	282,320

けて7.6万人が減少し、2010年までにさらに8.4万人が減少しており、セクターの規模がこの間にほぼ4分の1に縮小している。これに対して、専門学校は前半の10年間に1.3万人の微増、後半の10年間は3.6万人の減少となっており、この20年間の規模に大きな変化はないものとみることができる。

第三段階教育全体でも、観察期間前半に5.6万人の増、後半に9.8万人の減となっている。すなわち、専門学校の学生数については、全体の第三段階就学者数の動向に比例した学生数の推移を辿っているのに対して、大学・短大はそうした全体動向とは異なり、大学は一貫した拡大、短大は一貫した現象を辿ったわけである。数字上だけから見ると、従来短大に進学していた層が大学に進学することで、いわば短大－大学間での学校種間の代替が生じたといえることができる。現実にも、短大保有の学校法人の多くが、短大教育の専門分野を一定範囲ベースとしながら4年制大学を新設し、短期大学はその付属の短期大学部となり、あるいは段階的に閉鎖するという学園の運営をしていったことが知られている。

教育訓練の専門分野別の在学者数の趨勢として、最も顕著な変化は、大学の医療・保健分野が、1990年の2.9万人から2010年の6.3万人まで倍以上の成長をし、またこの分野では実数では専門学校在学者は3.6万人と顕著な増加を見ている。他方、短大の人文・芸術・デザインの分野が、1990年にはEQ分類で7.2万人と最大の在学者数を誇る分野であったが、2010年には1.2万人まで減少しており、現在最大の分野である教育・社会福祉の2分の1の在学者数となっている。これらの専門分野ごとの盛衰についても、分野計での学校種の趨勢と同様に、当該分野全体の成長傾向によって各学校種のプログラムが拡大・縮小していくという側面と、ある学校種の当該分野減少を代替する形で別の学校種が成長するという側面と合わさっている。そこで、次に分野の成長による要因と機関の成長による要因に区分して在学者数の趨勢をみることにした。

2. EQ 教育訓練分野分類別の在学者数変化の要素分解

以下、分野別学校種別の在学者数変化について、分野の盛衰による要素と学校種の盛衰による要素とに分離して検討していく。表9は、分野別在学者数の推移を以下の要素分解の方法で表現したものである。

表9 成長分野別の各学校種別在学者数の推移の要素分解（1990-2000-2010年）

(単位：人)

EQ_code1 (大分類)	学校種	1990年	1990-2000年			2000年	2000-2010年			2010年
		在学者数	分野の成長	機関の成長	交互作用	在学者数	分野の成長	機関の成長	交互作用	在学者数
0. 普通・一般教育プログラム	大 学	5,137	-1,831	694	-247	3,753	-1,689	2,115	-952	3,227
	短 大	7,033	-2,506	-694	247	4,080	-1,836	-2,115	952	1,081
	専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12,170	-4,337	0	0	7,833	-3,525	0	0	4,308
1. 人文学、芸術、デザイン	大 学	88,789	455	31,894	163	121,301	-23,450	25,641	-4,957	118,535
	短 大	71,920	369	-32,505	-167	39,618	-7,659	-24,881	4,810	11,888
	専門学校	31,517	162	640	3	32,322	-6,248	-723	140	25,490
	計	192,226	985	29	0	193,241	-37,357	36	-7	155,913
2. 社会科学、ビジネス、法律	大 学	203,645	9,911	39,601	1,927	255,084	-37,764	14,208	-2,104	229,424
	短 大	33,107	1,611	-10,596	-516	23,607	-3,495	-12,253	1,814	9,673
	専門学校	61,382	2,987	-29,121	-1,417	33,831	-5,009	-1,979	293	27,136
	計	298,134	14,509	-116	-6	312,521	-46,268	-24	3	266,233
3. 教育・社会福祉	大 学	36,989	3,320	-3,978	-357	35,974	-2,959	10,806	-889	42,932
	短 大	39,311	3,528	-11,678	-1,048	30,114	-2,477	-5,338	439	22,738
	専門学校	12,270	1,101	15,656	1,405	30,432	-2,503	-5,468	450	22,911
	計	88,570	7,949	0	0	96,519	-7,939	0	0	88,580
4. 生命科学、理学、コンピュータ	大 学	16,694	-3,488	11,085	-2,316	21,975	-5,134	4,587	-1,072	20,356
	短 大	144	-30	-83	17	48	-11	-48	11	0
	専門学校	47,529	-9,930	-11,657	2,435	28,378	-6,630	-4,983	1,164	17,929
	計	64,367	-13,447	-655	137	50,401	-11,776	-444	104	38,285
5. 工学、建築、環境	大 学	92,184	5,678	12,821	790	111,473	-21,971	9,290	-1,831	96,961
	短 大	11,506	709	-5,470	-337	6,408	-1,263	-3,656	721	2,210
	専門学校	41,351	2,547	-6,756	-416	36,726	-7,238	-8,123	1,601	22,965
	計	145,041	8,934	595	37	154,607	-30,472	-2,489	491	122,136
6. 農業、農学、食品化学・製造、獣医	大 学	16,695	1,292	-380	-29	17,577	9,073	-5,076	-2,620	18,954
	短 大	1,884	146	-514	-40	1,476	762	-1,008	-520	710
	専門学校	710	55	895	69	1,729	893	6,084	3,140	11,846
	計	19,289	1,493	0	0	20,782	10,728	0	0	31,509
7. 医療・保健	大 学	29,101	10,308	-2,584	-915	35,909	7,255	16,748	3,384	63,296
	短 大	13,376	4,738	-2,407	-853	14,855	3,001	-9,671	-1,954	6,231
	専門学校	59,959	21,238	4,991	1,768	87,957	17,770	-7,077	-1,430	97,220
	計	102,436	36,284	0	0	138,720	28,026	0	0	166,746
8. 家政学・服飾	大 学	7,359	-1,653	4,900	-1,101	9,505	-3,348	14,968	-5,272	15,853
	短 大	58,326	-13,103	-8,531	1,916	38,609	-13,599	-15,410	5,428	15,028
	専門学校	32,840	-7,377	3,631	-816	28,278	-9,960	442	-156	18,605
	計	98,525	-22,133	0	0	76,392	-26,906	0	0	49,486
9. サービス	大 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短 大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専門学校	7,797	13,287	0	0	21,084	3,942	0	0	25,026
	計	7,797	13,287	0	0	21,084	3,942	0	0	25,026
10. その他	大 学	550	635	1,950	2,253	5,388	5,723	9,286	9,863	30,260
	短 大	0	0	147	170	317	336	2,234	2,373	5,260
	専門学校	10,410	12,027	-2,097	-2,422	17,918	19,031	-11,520	-12,236	13,194
	計	10,960	12,663	0	0	23,623	25,091	0	0	48,713

1) 「分野 A」における「学校種 B」の在学者数 = 「分野 A」全体の在学者数計 × 「学校種 B」の構成比

2) その変化 = (「分野 A」の在学者数変化 × 「学校種 B」当初の構成比)
 + (「分野 A」当初の在学者数 × 「学校種 B」の構成比変化)
 + (「分野 A」の在学者数変化 × 「学校種 B」の構成比変化)

表9の各列では、第2式の3つの要素を、それぞれ「分野の成長」「機関の成長」「交互作用」として表示している（あわせて図1から図6を参照）。

また、表10は、各分野、各学校種の当初の在学者数を100%としたときのそれぞれの要素分解した要因による成長率の表である。当然ながら分野の成長要因の成長率は学校種によらず共通である。

変化の要素として規模・比率として大きいものは、第一に、社会科学・ビジネス・法律の分野では前半1990年代には成長分野であったものが、後半2000年代に減少している。大学の場合には、後半期に短大減少分を代替する形で減少数を抑えることにつながっている（表9および図1、図2）。

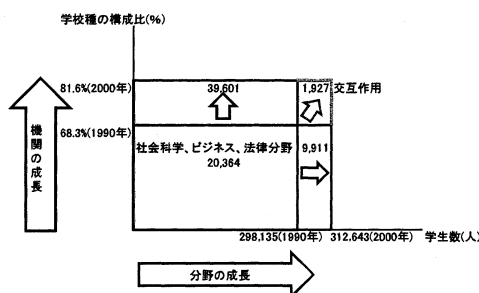


図1 社会科学・ビジネス・法律分野における大学の在 student 数変化 (1) 1990-2000年

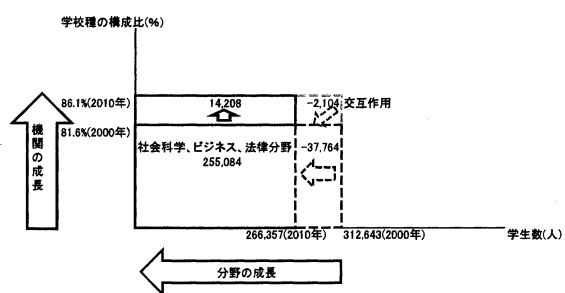


図2 社会科学・ビジネス・法律分野における大学の在 student 数変化 (2) 2000-2010年

第二に、人文学・芸術・デザインも前半期微増、後半期減少であるが、いずれも短大減少分を大学が代替してその規模を保っている。逆に、前述のとおり短大の大幅な減少（通算6.0万人の減）をもたらしている。

第三に、医療・保健分野は一貫した成長分野（通算24.1万人の増加）であり続けたが、分野全体の成長基調の要素に加えて、前半期には大学よりも専門学校が学校種シェア拡大によって成長（0.5万人）し、後半期には大学が学校種シェア拡大による成長（1.7万人）をし、短大・専門学校のシェア減少分を代替している（図3～図6）。

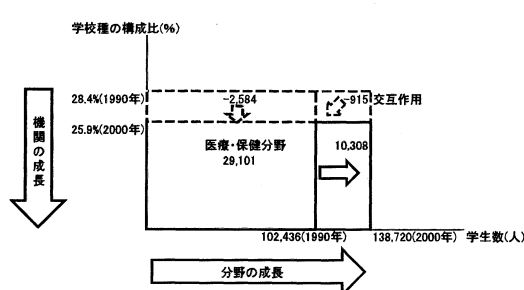


図3 医療・保健分野における大学の在 student 数変化 (1) 1990-2000年

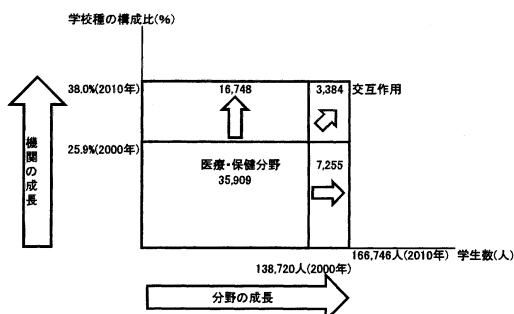


図4 医療・保健分野における大学の在 student 数変化 (2) 2000-2010年

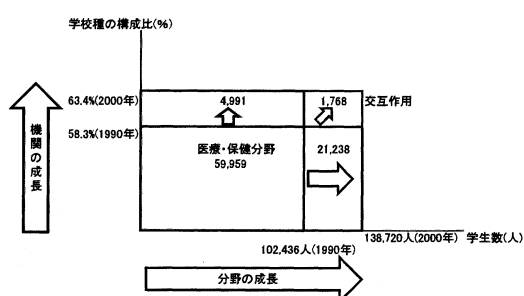


図5 医療・保健分野における専門学校の在 student 数変化 (1) 1990-2000年

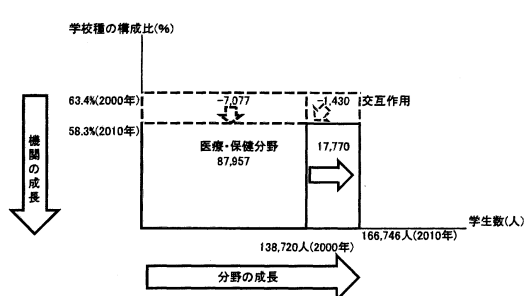


図6 医療・保健分野における専門学校の在 student 数変化 (2) 2000-2010年

第四に、工学・建築・環境については、前半成長、後半減少の分野特性の中で、4年制大学が一貫して学校種シェアを拡大し、短大・専門学校減少分を代替している。

第4節 教育・訓練分野の分類とその観点

九州大学「高等教育と学位・資格研究会」EQ研では、さまざまな調査研究プロジェクトを通して、第三段階教育における職業教育プログラムの特質解明を進めており、第2部ではそのケーススタディを報告している。ここでの提起した職業教育の特長「目的」・「方法」・「統制」を分野ごとに明らかにしようとしたものである。

その際の基本的な枠組みとして教育訓練の分野をどのように設定するのか、本章では欧州の教育訓練分野分類を参照しつつ、日本の第三段階教育に適應するためのEQ教育訓練分野分類を提起した。また、1990年から2010年までの在学者数動向の要素分解を事例として、この分野分類の適切性を検討した。その結果、要素分解による、教育訓練専門分野の盛衰や、学校種間の代替関

表10 各分野各学校種の在学生数成長要因の影響率（1990-2000-2010年）

（単位：％）

EQ_code1（大分類）	学 校 種	1990-2000年			2000-2010年		
		分野成長の比率	機関成長の比率	交互作用の比率	分野成長の比率	機関成長の比率	交互作用の比率
0. 普通・一般教育プログラム	大 学		13.5	-4.8		56.4	-25.4
	短 大	-35.6	-9.9	3.5	-45.0	-51.8	23.3
	専門学校		0.0	0.0		0.0	0.0
1. 人文学, 芸術, デザイン	大 学		35.9	0.2		21.1	-4.1
	短 大	0.5	-45.2	-0.2	-19.3	-62.8	12.1
	専門学校		2.0	0.0		-2.2	0.4
2. 社会科学, ビジネス, 法律	大 学		19.4	0.9		5.6	-0.8
	短 大	4.9	-32.0	-1.6	-14.8	-51.9	7.7
	専門学校		-47.4	-2.3		-5.9	0.9
3. 教育・社会福祉	大 学		-10.8	-1.0		30.0	-2.5
	短 大	9.0	-29.7	-2.7	-8.2	-17.7	1.5
	専門学校		127.6	11.5		-18.0	1.5
4. 生命科学, 理学, コンピュータ	大 学		66.4	-13.9		20.9	-4.9
	短 大	-20.9	-57.9	12.1	-23.4	-100.0	23.4
	専門学校		-24.5	5.1		-17.6	4.1
5. 工学, 建築, 環境	大 学		13.9	0.9		8.3	-1.6
	短 大	6.2	-47.5	-2.9	-19.7	-57.1	11.2
	専門学校		-16.3	-1.0		-22.1	4.4
6. 農業, 農学, 食品化学・製造, 獣医	大 学		-2.3	-0.2		-28.9	-14.9
	短 大	7.7	-27.3	-2.1	51.6	-68.3	-35.2
	専門学校		126.0	9.8		351.9	181.6
7. 医療・保健	大 学		-8.9	-3.1		46.6	9.4
	短 大	35.4	-18.0	-6.4	20.2	-65.1	-13.2
	専門学校		8.3	2.9		-8.0	-1.6
8. 家政学・服飾	大 学		66.6	-15.0		157.5	-55.5
	短 大	-22.5	-14.6	3.3	-35.2	-39.9	14.1
	専門学校		11.1	-2.5		1.6	-0.6
9. サービス	大 学		0.0	0.0		0.0	0.0
	短 大	170.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	専門学校		0.0	0.0		18.7	0.0
10. その他	大 学		354.5	409.6		172.3	183.1
	短 大	115.5	0.0	0.0	106.2	705.9	749.8
	専門学校		-20.1	-23.3		-64.3	-68.3

係を提示することができ、試行版のEQ分類の改訂、特に卒業後の進路となる分野との関連での適切性や改善などを検討する必要性が明らかになった。今回の分析では、利用可能な統計データの限界から、在学者数を学年コーホート・イメージに映し出すことを行ったが、進路統計などからの検討が必要なことが明らかになった。

なお、第2章では、引き続き教育訓練分野分類のモデル探究を進めるため、専門学校全国調査データをもとに、教育の「目的」に係る範囲設定の在り方と教育の「方法」的特性との対応可能性を検討し、これらの前提のもとで、第2部以下での分野別の職業教育の検討を行うものとする。

〈注〉

- (1) 2011年にUNESCOではISCED分類を改訂し、特に第三段階教育のレベルを段階的に表示する分類が採用されることになっている。本報告書の記述は、ISCED1997版にもとづくものである。
- (2) 吉本（2009）における専門学校における職業教育の定義3分類をもとに、本報告書は「職業による教育」、特にカリキュラムの実証的比較分析を行うものである。

〈参考文献〉

CEDEFOP（1999）“Field of Training -Manual- ”

文部科学省（2011）『学校基本調査・附属資料・学科系統分類表』2010年版

中央教育審議会（2011）『今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）』

吉本圭一（2009）「高等職業教育の体系化と専門学校」広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第40集，199-215頁

医師養成教育における第三者評価のあり方

東京慈恵会医科大学
教育センター
福島 統

2017年11月24日 第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進合同研修会

1

自己紹介

2

1981年 東京慈恵会医科大学卒業
1984年 同上大学院解剖学専攻博士課程修了、自治医科大学第1解剖学講座国内留学
1985年 同上第1解剖学講座講師(教育分野:肉眼解剖、
研究分野:破骨細胞性骨吸収、凍結超薄切片酵素組織化学)
1987年 ペンシルバニア州立大学分子細胞生物学講座留学
1995年 慈恵医大カリキュラム委員
1997年 Harvard-Macy Program: Physician Educators 修了
1999年 医学教育研究室助教授、
モデル・コア・カリキュラムWG委員、共用試験医学系委員
2000年 富士研ワークショップ修了
2001年 医学教育研究室教授
2002年 東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター客員教授(～2006年)
2003年 日本医学教育学会理事、全国医学部長病院長会議広報委員長
2005年 (社)医療系大学間共用試験実施評価機構理事(～2009年3月)、
慈恵医大教育センター副センター長、教育開発室室長
2006年 (財)柔道整復研修試験財団理事
2007年 慈恵医大教育センター長
2009年 日本医学教育学会副理事長・編集委員長、広報委員長(2010年～)
(財)日本医学教育振興財団運営委員・編集委員長
2010年 (公財)柔道整復研修試験財団代表理事
2013年 (公財)医学教育振興財団常務理事
2016年 東京都地域医療対策協議会委員

3

医学教育の分野別質保証

4

医学教育改善を目指した歴史

- 1984年： WHOとWFMEは、世界の医学部長に「医学教育改善」のアンケート調査を行った。
- 1988年： Edinburgh 宣言（12項目の「医学教育目標」を設定した）
- 1994年： 再度、Edinburgh でWorld Summit on Medical Education が開かれた。
- 1998年： WFMEのPosition Paper の発表
- 2005年： WHOの医学教育の「認証」方法の提案
- 2010年： ECFMG 宣言
- 2015年： FAIMERが世界の医学部リストを管理する。

5

ECFMGからの宣言（2010年9月）

- ECFMG は2023年から、世界医学教育連盟（WFME）または、アメリカ医科大学協会（AAMC）が決めた医学教育基準（グローバル・スタンダード）に沿った医学教育プログラムの認証が得られていない医学部の卒業生（もしくは自国の免許取得者も含め）にECFMG Certification を出さないと宣言した。
- 医学教育の質保証をされていない医学部の卒業生は、米国での医師資格試験が受験できず、卒後研修も受けられないために、医師資格は取得できない。

6

医学部新設ラッシュ(2002年から2010年まで)

- | | | | |
|---------|------|-----------|------|
| ■ マレーシア | 46%増 | ■ サウジアラビア | 47%増 |
| ■ パキスタン | 38%増 | ■ シリア | 33%増 |
| ■ インド | 31%増 | ■ ブラジル | 36%増 |
| ■ ネパール | 27%増 | ■ カリブ | 60%増 |

7

世界の医学部(医学部の急増)

- 2013年9月現在、世界には2597校の医学部があり、2012年の医学部卒業生は469,000人(ちなみに日本の全医師数は30万人)である。
- 医学部の規模はクラスサイズ8名から1102名までである。
- インド304校、ブラジル182校、USA173校(ただし、Osteopathicを含む)、中国147校、パキスタン87校が世界トップ5である(日本は第7位)。

8

- 医学部数とその国(地域)の人口比率でみると、世界全体では人口2,600,000人に1校、日本は1,600,000人に1校、韓国は1,200,000人に1校だが、カリブ諸国では560,000人に1校と飛びぬけている。
- 1998年には1400校であったことから考えると、この15年で世界の医学部はほぼ倍増したことになる(すべてが新設ではなく、その存在すら知られていなかった医学部もリストに載った可能性がある)。
- これらの医学部はちゃんとした医学教育をしているのかな？患者安全は守れるのかな？

(Duvivier R J, Boulet J B, Opalek A, Zanten M, Norcini J. Overview of the world's medical schools: an update. Med Edu 2014;48:860-869.)

9

医学教育での質保証の意味

- The General Medical Council (GMC) protects the public ensuring proper standards in the practice of medicine. We do this by setting and regulating professional standards not only for qualified doctors' practice, but also for both undergraduate and postgraduate education and training.

→ 国民に提供する医療の質を保証するために、医学部教育の質を担保しなければならない！

10

医師国家試験改善検討部会報告書

(平成27年3月30日)

- 「医師国家試験を受験する者には医師としての人間性・倫理性の評価が適切に行われることが前提であり、今回の見直しにあたり、各医学部においては6年間の卒前教育の中で医師としての人間性・倫理性を適切に評価するよう努め、医師として求められる基本的資質の向上が図られるよう、より一層の教育内容の充実を強く希望する。」

→ 医師国家試験では医師としての適格性は測れない。これを保証する責任は、医学部にある。

11

医学教育の質保証の目的は、「Patient safety」にある。

質保証には、①内部質保証と②外部質保証がある。

この2つの質保証をしたうえで、正式機関が「認定」を与えることになる。

12

医学教育分野で行われている分野別評価

13

文部科学省GPによるトライアル

2013年度

1. 新潟大学医学部
2. 東京医科歯科大学

2014年度

3. 東京慈恵会医科大学
4. 千葉大学医学部
5. 東京大学医学部

14

2015年度

6. 富山大学医学部
7. 筑波大学医学群
8. 京都府立医科大学
9. 岐阜大学医学部
10. 和歌山県立医科大学
11. 奈良県立医科大学

15

2016年度

12. 横浜市立大学医学部
13. 順天堂大学医学部
14. 岡山大学医学部
15. 日本医科大学
16. 藤田保健衛生大学医学部
17. 山形大学医学部

2016年度にJACMEが評価した医学部

18. 東京医科大学(18／80医学部＝22.5%)

2017年からはJACMEによる正式な認定が始まりました。

16

医学教育分野別評価基準の概要

1. その医学部の「使命」が明確で、その使命が学内外に周知されている。学修成果（アウトカム）が決められていて、学生、教職員そして学校関係者に周知されている。
2. カリキュラムが学修成果を習得できるように組まれている。学年間、学年を超えた科目同士の連携が取られており、医学部全体として学生が学修アウトカムを身に付けられるようになっている。また、教育改善が行える組織体制になっている。

17

3. 学生評価が学習理論を基盤に実施され、信頼性、妥当性が検証されている。学修成果を評価する評価方法を採用されている。
4. 学生選抜が適切に行われ、入学後の教育に円滑に進むことができるようになっている。学生が在学中に学習支援を受けられるようになっている。
5. カリキュラムを実施するために適切な教員を配置している。
6. 学修成果を獲得できるように教育環境が整備され、技術教育や臨床経験ができるようになっている。

18

7. カリキュラム全体を絶えずモニターし、学生の学修成果をデータとして集め、**教育の内部質保証の体制が整えられている。卒業生の調査**を行い、その結果をカリキュラム改訂に活かす。医学部が社会から求められていることを調査し、カリキュラムに反映させる。
8. 教職員が協働して**教育の管理運営を行う組織体制**となっている。
9. 継続的改良がおこなわれている。

19

グローバルスタンダードが求めていること(領域1)

- その医学部の社会的責任、すなわちSchool Mission を定義すること。
- そのSchool mission を、卒業時の学修成果として表現する。なぜなら、その医学部が育て上げた医師がどのような社会貢献を行うか、**その貢献を行うのに必要な能力を医学部は「ディプロマ・ポリシー」、すなわち学位授与の方針として掲げる。**

20

自己点検評価書の記載内容

基本的水準:

- A. 基本的水準に関する情報: 現状説明とそれを裏付ける根拠資料
- B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価: 根拠資料に基づいた水準に関する現状分析、現状での優れた点・特徴と改善すべき点
- C. 現状への対応: 優れた点・特徴を伸ばすための現在行われている活動、改善すべき点に対する現在行われている活動
- D. 改善に向けた計画: 優れた点・特徴、改善すべき点を踏まえた中長期の行動計画

21

外部評価者の読み方

- A: 根拠資料に基づいた現状説明: 評価基準に沿って、根拠の示された現状説明になっているか? 自己点検での文章の内容とその根拠となる資料(データ)が符合しているか?
- B: 現状分析と自己評価: Aで示された現状説明(根拠資料も含めた事実)をどのように「現状分析」しているのか。抽出された優れた点と、改善すべき点に妥当性があるか?

AとBは過去形の時制で書かれていなければならない。

22

C: 現状への対応: 根拠資料に基づいた「**現状説明**」、この説明に対する納得のいく「**現状分析**」により抽出された**改善課題**に対し、**現在**どのような活動をしているのか。**現在進行形の活動**として書かれているか?

D: 改善に向けた計画: Bで述べた優れた点、改善すべき点について、現在はまだ動き出していないが、具体的な**中長期的改善計画**が立てられていて、その計画(Action Plan)に**実現可能性**があるか?

Cは現在形、Dは未来形の時制で書かれていなければならない。

23

外部評価を受けるとは

- 外部評価者という「**Peer**」(学外者という異なった視点を持った人)から見た「良い点」と「改善すべき点」を知る。これを「知る」ために、**学内関係者と外部評価者とで「話し合い」を行う**。この「話し合い」を通じて自分たちの教育の「良い点」と「改善すべき点」を確認、納得する。
- 基本的水準:「特記すべき良い点(特色)」、「改善のための助言」
- 質的向上のための水準:「特記すべき良い点(特色)」、「改善のための示唆」

24

外部評価を受けるとは(続き)

- 自分たちの教育の「良い点」と「改善すべき点」を見つけたら、「良い点」を伸ばし、「改善すべき点」を改善する計画を立てて、実行する。だから、教育の質の向上が現実化する。
- 決して、「合格」、「不合格」ではない。自分の活動を振り返り、自分の中で問題点を見つけ、それを改善(学習)していくプロセスを作っていくことが外部評価の目的である。

25

外部評価を受けるとは(続き)

- くどいですが、「合格」、「不合格」の成績判定をするではありません！！
 - 受審校の教職員と外部評価者との「対話」による「振り返り」を行うことなのです。そして、納得のいく評価を受けることです。
 - 医学教育基準に、数値目標は書かれていません！！
- 受審校が自ら改善点に気づくための活動なのです。問題点がわからなければ、改善のしようはありませんから。

26

そして、

- 課題が見つかったのだから、それを解決しようと行動を起こす(問題解決型学習の実践)。
- 問題解決の過程を、医学部の社会的責任として公表する(改善報告書)。
- できるところから改善し続け、7年周期の「認定」を受けていく(継続的改善)。

27

医学生を受け入れる 医学部の責任とは

28

医学部とは

- 国民のための医師を養成するところである。
- Medical education should be citizen-centered.
- 国民が健康な生活をおくり(予防医学)、病気になった時にはケアを提供し(診断・治療)、慢性疾患や障害を持ち続けてもその人の人生がおくれるよう(生活支援)に、医学の知識と技をその人に応用する能力を教育するところ。

29

医学生とは

- 医学を学び、その知識を患者さん一人ひとりに応用することを学ぶ。
- 医学部で学ぶ知識と技は、人を殺せる知識と技でもある。
- だから、高い倫理性を身につけることのできる人でなければならない。

30

医学部が教えるべきことは、患者安全である。

1. 知識
2. 技能
3. Fitness to practise (医師としての適格性)
4. 人としての成長
5. 職業への誇り (職業を通じた社会貢献)

→ 医学部とは知識と技だけを教えるところではない！

31

機関認証と分野別質保証 - 第3期認証評価での動き -

32

工藤 潤. 大学基準協会による第3期 認証評価. IDE No.595. 2017年11月号. P10-15

- 第3期認証評価における大学の自己点検・評価は全学的観点から実施することを求めることとなった。
- こうした変更は、核学部・研究科における教育活動に対する自己点検・評価を執拗としないということではない。各学部・研究科が教育プログラムの自己点検・評価を行い、その結果について学外者からの検証を受けるなどして、部局単位のいわゆる「プログラム・レビュー」が前提となる。

33

- (中略)特に重要な点は、全学的に見て、各学部・研究科の教育活動は適切に行われているか、教育活動を展開する上で課題を抱えている学部・研究科はないか、課題があるとすれば当該学部・研究科は改善計画を策定しているか、そうした学部・研究科に対して大学としてどのような助言や支援を行うべきか(行っているか)を報告書に取りまとめる必要がある。
- 基準協会としては、大学執行部が学部・研究科の教育活動を評価し、必要に応じた対応(支援)策をとって大学全体の改善・向上につなげているかを評価すること、つまり全学的な内部質保証システムの営みを、大学執行部の自己点検・評価結果から確認することとなった。

34

学校法人の学校運営と学科での教育の学修成果

- 学校という「プラットフォーム」を管理運営するのが学校法人
- 職業教育を行うのが学科
- 「学科」は、「学校・学校法人」というプラットフォーム上で機能している。そして、そのプラットフォームに支えられ、支援されながら「学科」は職業教育を行っている。
- 「機関別評価」と「分野別評価」の連携を考えると
きにきている。

35

私の話を聞いてくださり、
ありがとうございました。

fukushima@jikei.ac.jp

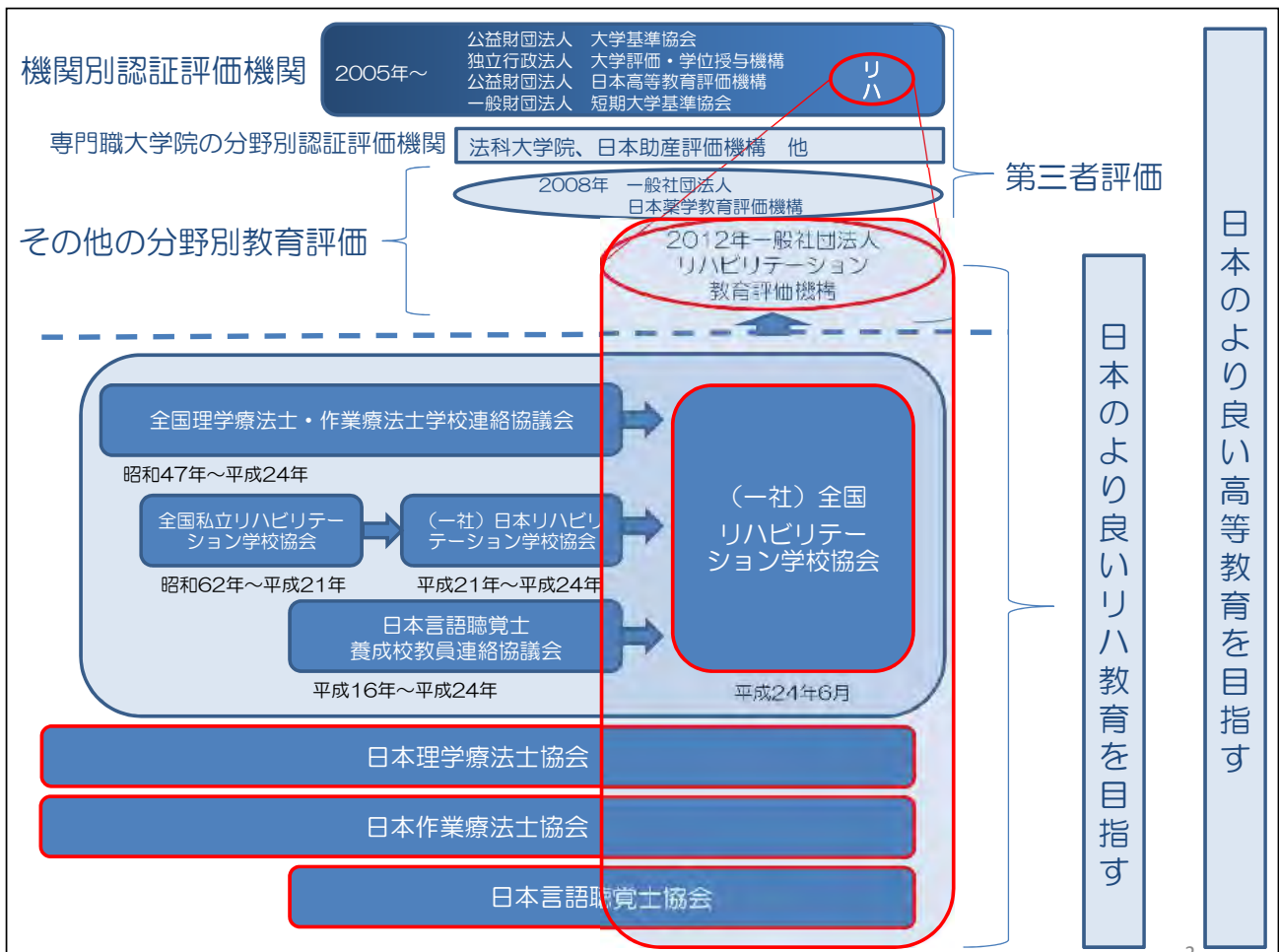
36

シンポジウム「職業実践専門課程」における分野別評価の可能性

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士養成課程を対象とした
一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
(Japan Council on Rehabilitation Education : JCORE) の活動紹介

(一社)リハビリテーション教育評価機構 理事
国際医療福祉大学 保健医療学部 准教授
陣内大輔

1



2

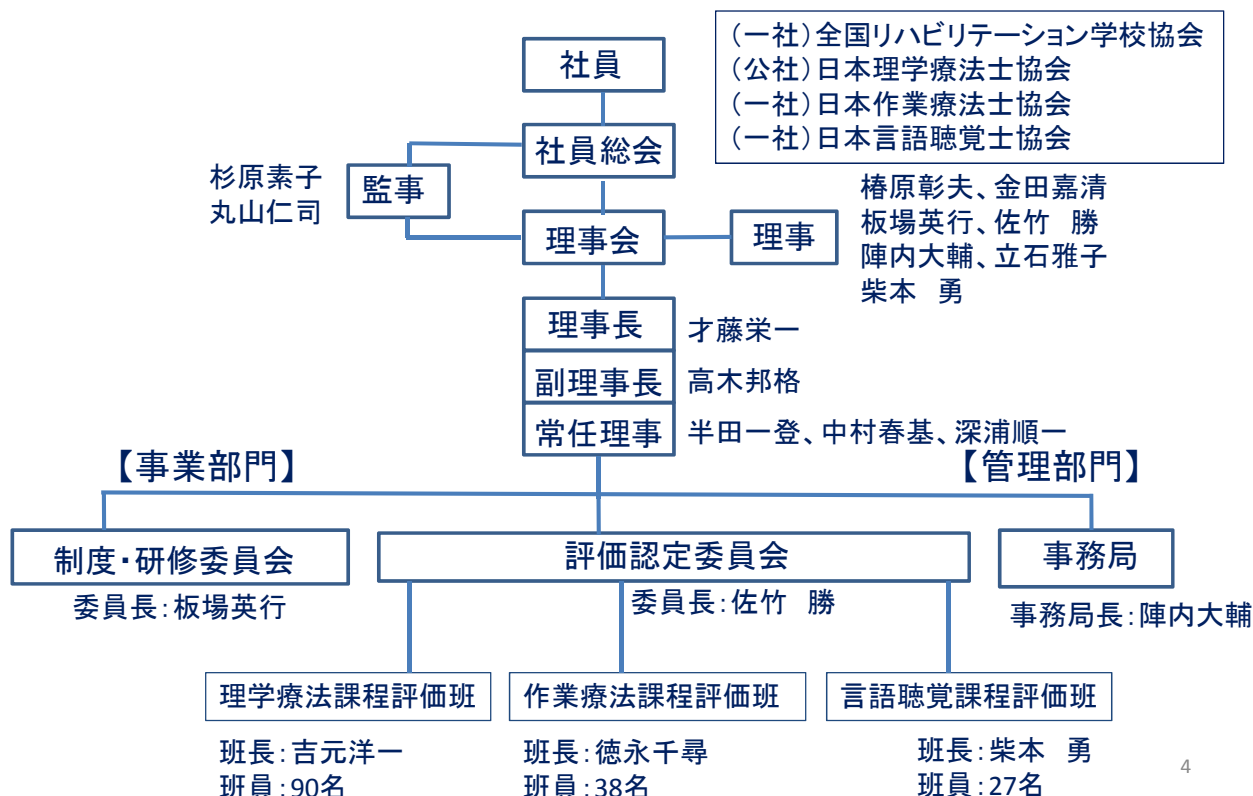
一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 法人事業(定款第4条)

当法人の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 学校等に係る評価システムの構築およびそのシステムに基づく評価の実施
- (2) 学校等に関する各種調査研究
- (3) 学校等の質的向上のための助言相談
- (4) 学校等における教育に関する普及啓発
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

3

組 織



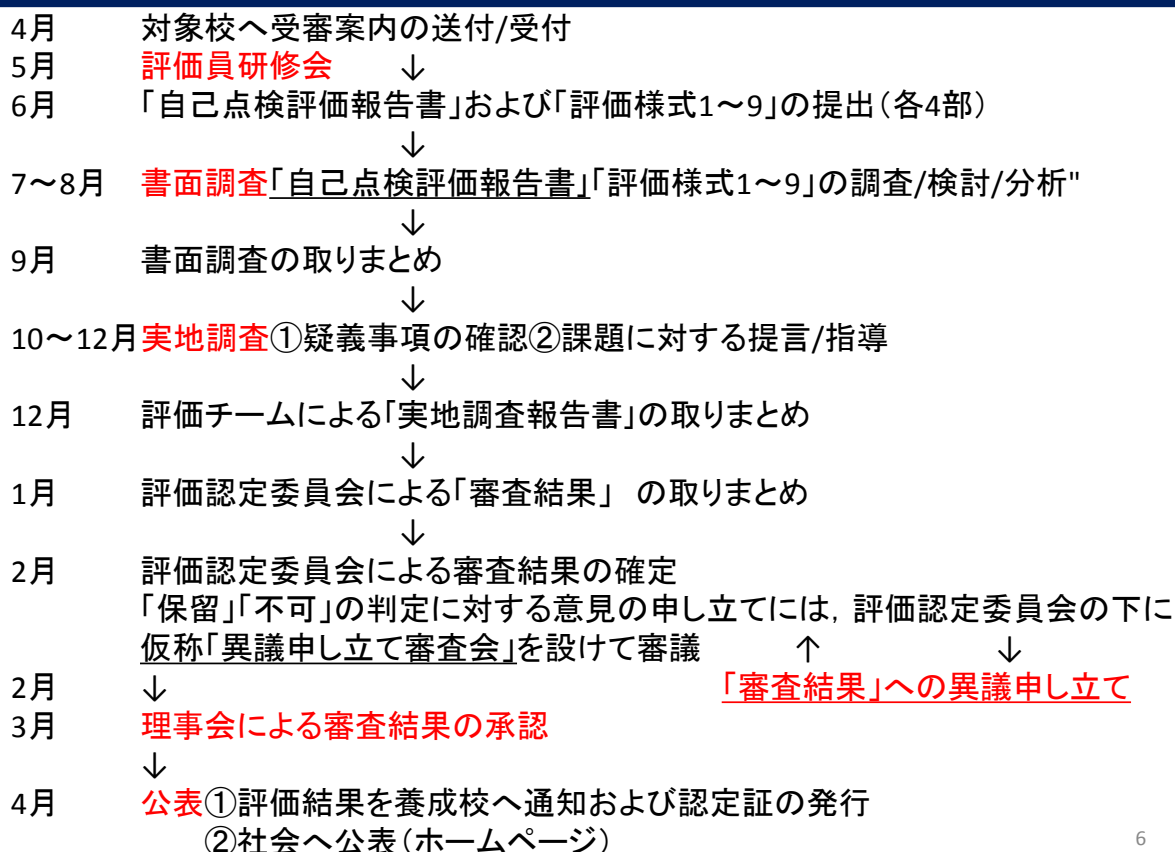
4

評価認定事業概略

- ・評価対象: 全国リハビリテーション学校協会の会員校(課程)
- ・評価内容: 教育研究活動の状況
(財務等については評価対象としない)
- ・評価基準:
 - I. 教育理念、教育目標
 - II. 教育環境
 - III. 教育内容
 - IV. 教育成果
 - V. 社会貢献
- ・評価方法: 書面調査(3名)、実地調査(2名)
- ・評価実施: 完成年度、および5年に1回実施
- ・評価結果: 対象校への結果通知、JCOREホームページでの公表
 適・判定保留(第1クール 2012年～2016年)
 適の水準(指定規則、指導ガイドライン:指導要領)
 4段階評価 適(3段階)・不可(第2クール 2017年～)
- ・評価費用: 無料(第1クール 2012年～2016年)

5

評価認定プロセス(2017年度～)



6

評価員

評価員

評価員は、次の各団体から推薦され、本機構の理事会において承認された者とする。

評価員研修会

評価員研修会は、毎年1回開催とする。但し、制度研修委員会、または理事会が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
(評価員研修規程第4条)

評価員の責務

評価員は、「評価員研修会」を受講しなければならない。
(評価員規定第4条)

理学療法士:87名(教育機関:50名 臨床施設:37名)

作業療法士:37名(教育機関:30名 臨床施設:7名)

言語聴覚士:27名(教育機関:25名 臨床施設:2名)

(平成29年5月現在)⁷

評価結果(2012年～2016年)

実施年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計
対象校(課程)	32(65)	59(113)	58(97)	53(92)	60(110)	(477)
理学/作業/言語	24 33 8	54 45 14	56 25 16	49 30 13	53 41 16	236 174 67
適	18 29 8	54 44 14	55 25 16	48 28 12	51 41 15	226 167 65
保 留	6 4 0	0 1 0	1 0 0	1 2 1	2 0 1	10 7 2
認定達成率 (全体課程数)	12.6% (517)	33.7% (523)	53.3% (508)	71.3% (508)	94.1% (507)	未受審 20校 (30課程)

評価認定基準及び評価方法 具体的な見直し点(2017年～)

1. 自己点検評価報告書の提出
 - ▶従来の申請様式(1-9) + **自己点検評価報告書(20頁)**
2. 段階的評価の導入(適・否・保留⇒**E,G,P,Fの4段階評価**)
3. 対象校(課程)による自己評価と調査結果の分析、及び改善指導(PDCAサイクルの推進)
 - ▶具体的な課題の認識と、質向上への主体的な改善が期待
4. 評価基準の公表
 - ▶審査の透明性のアピール
5. 評価結果に対する**異議申し立て手続きの追加**
 - ▶これまで無かった手続き、改定を機に追加した
6. 評価結果の対象校(課程)への通知とHPによる公表
 - ▶通知は**4段階評価**とコメントの付記
 - ▶公表は「**適**」のみ

9

評価基準及び評価項目

基準		項目
I	教育理念	①養成施設の教育理念・教育目標・教育方針
II	教育環境	②教員数の要件 ③教育設備・機器 ④教員のための設備 ⑤教育環境の整備 ⑥教員のための設備 ⑦教育のための予算 ⑧教員の質の向上
III	教育内容	⑨教育課程の内容 ⑩全体的配分 ⑪入学者選考基準 ⑫教育方法 ⑬学生の成績評価 ⑭臨床教育の内容 ⑮臨床実習の単位数、期間 ⑯臨床実習施設との連携 ⑰臨床実習施設の数と種別 ⑱臨床実習指導者
IV	教育成果	⑲学業達成率 ・国試合格率 ・就職率
V	社会貢献	⑳自治体事業への協力 ・地域住民への貢献 学生ボランティアへの支援

10

書面調査

審査対象校(課程)から提出された申請資料について、**3名**の評価員により、書面調査が実施される

評価員は、別に定める評価認定基準と判定方法にしたがい、評価を行い養成施設評価記録用紙に結果を記載する

○判定は以下の観点で**20の下位項目**ごと**5段階評価(点数化)**
基準Ⅰ～Ⅳ

- 1: ①を含め、いずれも全く満たしていない
- 2: ①を含め、いずれも十分満たしていない
- 3: ①を満たしている
- 4: ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 5: 全て満たしている

基準Ⅴ

- 1: ①に該当している
- 3: ②に該当している
- 5: ③に該当している

11

書面調査(申請書式)

1	様式 1	養成施設概要
2	様式 2-1	学科・課程教員表(専任)
3	様式 2-2	教員表(非常勤)
4	様式 3-1	基礎科目と担当教員
5	様式 3-2	基礎専門科目と担当教員
6	様式 3-3	専門科目と担当教員
7	様式 4	臨床実習教育一覧表
8	様式 5	臨床実習指導者表
9	様式 6	社会貢献(自治体、地域、学生ボランティア)
10	様式 7	定期的購入雑誌一覧表
	様式 8	自己点検評価報告書

12

自己点検評価報告書(申請書式)

基準Ⅰ-1 教育理念・目標・方針

◆判定基準

- ①教育理念が明文化され、公表されている
- ②教育目標が明文化され、公表されている
- ③学科・専攻ごとの教育方針が明文化され、公表されている

◆自己評価(該当数字を○で囲む)

- 1: 判定基準を満たしていない
- 2: 判定基準を概ね満たしている
- 3: 判定基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

◆自己点検評価結果における課題と対応

13

自己点検評価報告書(申請書式)

基準Ⅱ-1 教員の要件

◆判定基準

- ①指定規則に定める基準が遵守されている
- ②専任教員は全員が協会員(JPTS・JAOT・JAS)である
- ③専任教員は全員が必要な教育・研修修了者である

◆自己評価(該当数字を○で囲む)

- 1: 判定基準を満たしていない
- 2: 判定基準を概ね満たしている
- 3: 判定基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

◆自己点検評価結果における課題と対応

14

自己点検評価報告書(申請書式)

基準Ⅲ-1 教育課程の内容

◆判定基準

- ①指定規則・ガイドライン等で定める基準が遵守されている
- ②定期的にカリキュラムの検討・見直しが行われている
- ③特色ある教育プログラムを有している

◆自己評価(該当数字を○で囲む)

- 1: 判定基準を満たしていない
- 2: 判定基準を概ね満たしている
- 3: 判定基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

◆自己点検評価結果における課題と対応

15

自己点検評価報告書(申請書式)

基準Ⅳ-1 教育成果

◆判定基準

- ①教育成果向上のための取り組みがなされている
- ②学業達成率が80%以上である
- ③国試合格率が全国平均以上である(過去3年間の平均値)

◆自己評価(該当数字を○で囲む)

- 1: 判定基準を満たしていない
- 2: 判定基準を概ね満たしている
- 3: 判定基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

◆自己点検評価結果における課題と対応

16

自己点検評価報告書(申請書式)

基準V-1 社会貢献

◆判定基準

- a.自治体事業への協力
- b.地域住民への貢献
- c.学生ボランティアへの支援

◆自己評価(該当数字を○で囲む)

- 1:判定基準を満たしていない
- 2:判定基準を概ね満たしている
- 3:判定基準を全て満たしている

◆自己点検評価結果の理由

◆自己点検評価結果における課題と対応

17

実地調査

1. 調査の目的と方法

- 1)申請(様式1から7)に基づく教育内容と、「自己点検評価報告書」(様式8)における疑義、未確認事項の確認
- 2)教育機器、学習環境の視察
- 3)実地調査の日程、時間調整は事務局で行う
- 4)実地調査旅程は1日、調査時間は2時間程度
- 5)調査に先立ち、評価員相互で役割分担を決めて訪問(書面調査実施調査員1名を含む2名)

2. 実地調査報告書の作成

18

評価認定委員会による審査結果のとりまとめ

◆4段階評価

E評価 適:全ての項目に2以下がなく、合計が90～100点

G評価 適:全ての項目に2以下がなく、合計が75～89点

P評価 適:全ての項目に2以下がなく、合計が60～74点

F評価 不可:いずれかの項目で2以下がある

(具体的な改善項目を指摘し、次年度再審査)

結果の通知と公表

結果は、上記判定結果とコメントを付、各学校養成施設へ通知
機構のホームページにて「適」のみ公表

19

課 題

評価認定

- ・評価の客観性や信頼性の向上
⇒評価方法の精査と評価員研修会の質向上
- ・機構評価の成果評価実施と学修成果の発信につなげる

機構運営

- ・理学療法士作業療法士指定規則改定への対応
⇒評価基準、方法等再精査
- ・安定的・継続的な運営 運営予算の確保
⇒審査料等有償化の検討

20

トピック

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」 「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」 改定検討中

第三者による評価の義務化と結果の公表

第4回理学療法士作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会資料より

21

4. その他について

(1) 養成施設の質の確保を図るため、以下のとおり第三者による外部評価を義務付けてはどうか。

了承

【ガイドライン】

(改正イメージ)

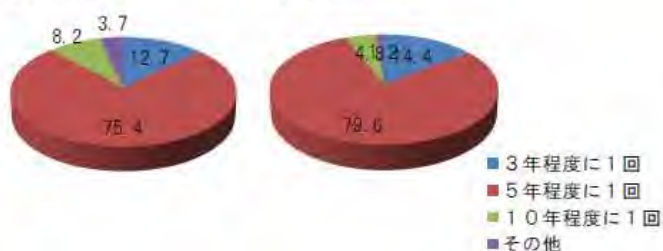
- 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。(追加)

(参 考) 学校、養成施設アンケート結果(抜粋) (第三者評価の評価頻度)

■ 評価頻度

《理学療法士》

《作業療法士》



(参 考) 学校教育法第109条に基づく認証評価機関による評価の期間

- ・大学 …… 7年以内
- ・専門職大学院を置く大学 …… 5年以内

第4回理学療法士作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会資料より

22

職業実践専門課程における 「分野横断的な第三者評価の仕組み」について

私立専門学校等評価研究機構
理事 関口 正雄

(目次)

1. 職業教育機関の認証評価・第三者評価
 2. 専門分野別評価について
 3. 本事業の分野別評価への取組み
 4. 分野共通の評価項目の必要性
 5. 分野共通評価項目における機関別項目
 6. 1分野共通評価項目における重点事項
 7. 職業実践専門課程の第三者評価組織の確立に向けて
- (1) 分野共通評価項目による評価の推進
 - (2) 専門分野別評価組織の確立に向けて

1. 職業教育機関の認証評価・第三者評価

- ① 専門職大学院では、機関別評価と専門分野別評価の両方が必要(義務化)
新たに設置された専門職大学等も同様
- ② 厚生労働省のリハビリテーション分野カリキュラム検討委員会において、同分野養成施設における第三者評価の義務化が決定。柔道整復、あはき(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)分野への導入も必至
- ③ 職業実践専門課程に対する都道府県の助成が進行中(現在10都府県)。助成に対応する要件として、第三者評価受審の可能性はあるか

2. 専門分野別評価について

- ①職業教育における専門分野の体系的分類が確立していない
- ②専門職大学院では、申請した領域ごとに継起的に分野が定められている
- ③専門職大学等では、専門分野ではなく学問分野分類の枠において、当面の申請が行われた
- ④総務省の日本産業分類、日本職業分類と職業教育分類との関連性について、議論は未着手
- ⑤職業教育における分野分類を含んだ国家学位資格枠組み(NQF)が存在しないため、職業教育の国際通用性への道筋が見えない
- ⑥職業教育機関と専門分野の企業等の団体が、専門分野の人材育成基準を開発・確立しようとする動きは、限定的

3. 本事業の分野別評価への取り組み

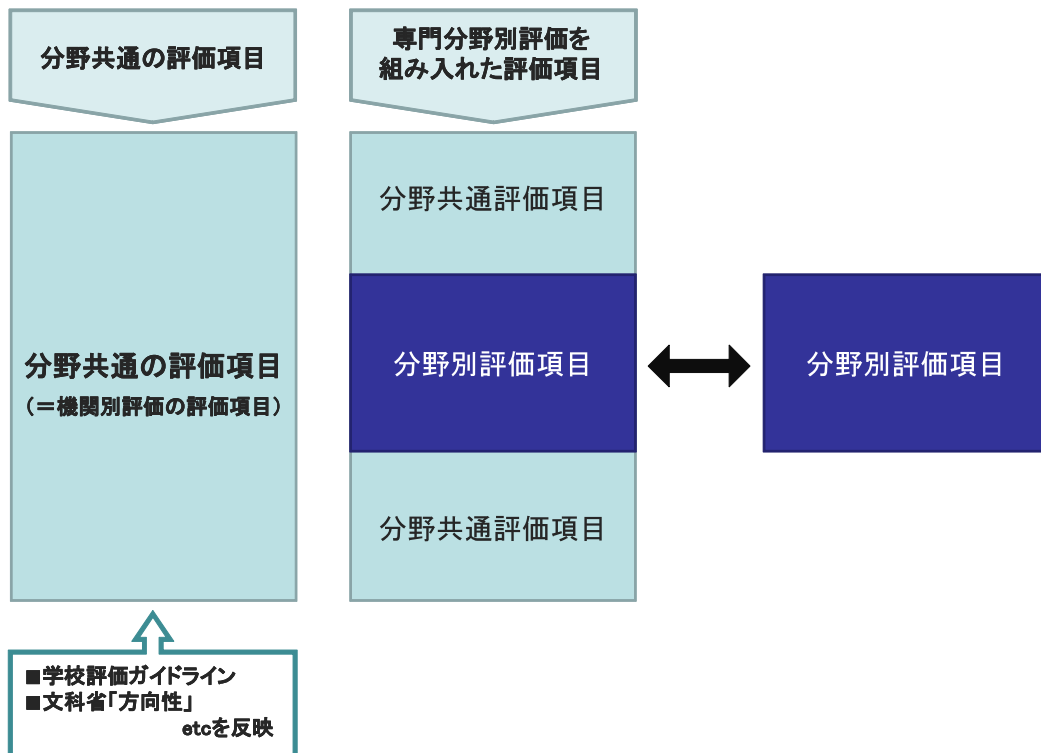
- ①平成26年度より、8から11の分野で、第三者評価の仕組みを開発、モデル事業を実施した。平成29年度は、あはき分野でのモデル事業も実施
- ②複数の分野では、教育関連評価項目において、分野に特化した評価項目の開発とそれに基づく評価モデル事業が実施されている
- ③医療分野では、国家資格の要件に定められた教育内容を超えて取り組むことが望ましい点の明示や、病院実習における高いレベルの取組要件等が開発されている
- ④情報・IT 分野では、経済産業省のIT スキルディクショナリーを事実上の有力な基準とみなし、教育関連評価項目への導入に挑戦している
- ⑤このように、本事業において半数以上の個別事業において、分野独自の評価項目、評価方法、評価者の選任基準等について開発が行われた

- ⑥第三者評価への取組の方向性を明確化できなかった分野が複数あった
- ⑦当初から分野に特化した評価には取り組まない分野も複数あった
- ⑧分野別評価の開発にあたっては、当該分野の学校協会、業界団体、学会などが協同する必要があるが、こうした体制を構築するのが当面困難な分野が数多く存在することを確認
- ⑨分野独自の評価諸課題を研究開発し、継続的に分野別評価を実施・運営する機関が必要となるが、財務基盤の問題からも実現には困難が予想される

4. 分野共通評価項目の必要性

- ①前述のように専門分野に特化した評価項目を開発することが当面困難な分野も多く存在すると思われる。こうした分野の学校・学科も第三者評価が受審できるようにするための評価項目体系が必要
- ②特に専門分野ごとの特質が異なっていると思われるのは、教育関連の評価項目である。それらは敢えて分野共通の一般的な項目表現として示されている
- ③各学校・学科は、業界のコンピテンシーの把握、学修成果、成果の評価方法、学内外の実習のあり方、教員の要件と専門性、教育の方法などについて、分野に特化した事柄を一般的な項目表現と照らし合わせて、自己点検・評価し、その上で第三者評価されることになる

2つの評価項目モデル



5. 分野共通評価項目における機関別項目

- ① 分野共通の評価項目には、学校運営や事業組織、財務に関することなど、機関別評価の項目が入っている
- ② 今後の大学評価では、こうした機関別評価項目を直接評価せず、内部質保証の中で見ていくことになっている
- ③ しかし、大学においても認証評価の第1期はいわゆる機関別評価項目から出発している。また内部質保証をみれば個別の機関別評価項目は直接第三者評価の対象としなくてもよい、という考え方が出てきた第2期においても、機関別評価項目が消えることはなかった
- ④ 大学と異なり「必ずしも十分な社会の信頼を十分に得ているとはいえない」(内閣府教育再生実行会議第五次提言より)とされる専門学校は、まずは財務や組織運営のコンプライアンスに係る項目をしっかりと自己評価し、第三者評価を受け、その公開をおこなう必要がある

6. 分野共通評価項目における重点事項

①学生募集・入学選考

AO入試制度の見直しなども踏まえ、一人一人の意欲を重視する選考など入学選考における専門学校の特徴を評価する視点が重要

②学修成果

医療系の病院・施術所等における実習については、企業側の実習指導者、学校側の調整・監督者、実習生の役割、達成目標、プログラム、指導方法、実習生の振り返りシートなど報告の諸様式、成績評価方法などが、詳細に定められている。

こうした職業統合的学習について、各分野の一層の開発と開示が求められる

③学修成果としての卒業生の初期キャリア

卒業生が在学中に修得した知識、技能、態度などが、就職後の初期段階で仕事に活かされているかは、職業教育にとって重要な学修成果判断材料。卒業生や就職先企業などへの調査を通じ、こうした成果の状況を把握し、教育改善に役立てる視点が重要

④成績評価・単位認定・進級・卒業判定の基準

高等教育の無償化と関連し、対象となる専門学校の成績評価等の実状調査が行われている。成績評価のしくみだけでなく、その厳格な運用のルール化のその文書化、成績評価関連の情報開示がより明確に問われている

⑤職業実践専門課程の認定要件

例えば教育課程編成委員会について、学内の教育課程編成および意志決定のプロセスを明示し、そのプロセスのどこにこの委員会が位置づけられているのか、を明示することなど、各認定要件の運用実態、成果の開示が期待される

⑥PDCAサイクル

改善目標は、単年度で達せられるものは少ないはず。中期と短期の目標と実行企画が示される必要がある

⑦財務

i) 高等教育の無償化要件に、財務・経営情報の開示が入っている

ii) 専門学校の運営は、全般に経常費の助成がない中で、経営に必要な剰余金の確保が必要。また経営の安定や新たな分野への開発投資などのため借入の必要性も生じる。財務については、こうした特性を踏まえ、中期の事業計画から単年度の財務状況を見ていく視点が必要

iii) また財務状況の評価の指標が存在しないもの(例えば人件費比率)もあるため、評価の視座の獲得により努める必要がある

7. 職業実践専門課程の 第三者評価組織の確立に向けて

(1) 分野共通評価項目による評価の推進

① 当面分野別評価基準づくりの目途が立たない分野の学校・学科が対象

② 私立専門学校等評価研究機構等、機関別評価を実施してきた評価機関が、上記分野共通基準を用いて実施

③ 職業実践専門課程に対する助成を行う都道府県への助成対象要件の可能性を検討→財務や組織運営など機関別評価項目が評価項目が入っている点が重要

(2) 専門分野別評価組織の確立に向けて

① 本事業の研修会「分野別評価の可能性」(H29.11.25)において示された 福島統委員の見解

「教育機関にとって、教育の質こそが最優位の価値とするなら、
専門分野別の評価こそがまずは問われるべき、そして、
教育を支え継続させるための組織・機関運営の質が次に評価される、
というのが事柄の本来の順序」

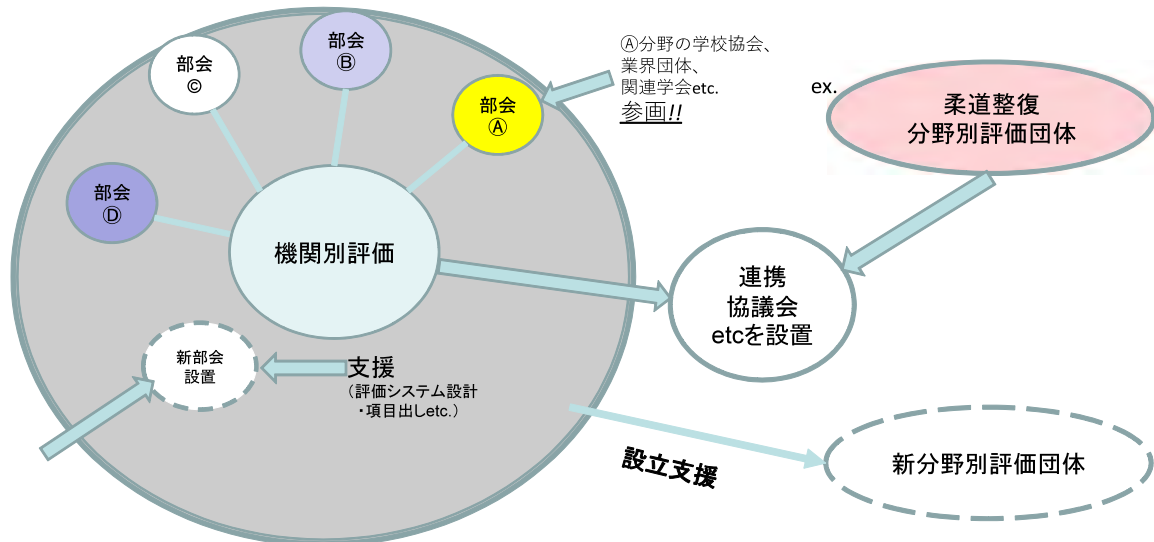
② 分野別評価組織の展望

- (1) 分野別評価機関が、当該分野の専門学校を対象に機関別評価項目を含めて第三者評価を行う
- (2) 分野別評価機関が、当該分野の専門学校を対象に分野別評価を、
また機関別評価機関と連携して機関別評価を同時に行う(次ページ図参照)
- (3) 機関別評価を行う評価機関が、分野別評価の開発と実施を依頼してきた当該分野団体*と連携し、機関別評価機関内部に当該分野の分野別評価主体となる部会を設けて、当該分野の分野別評価を機関別評価と同時に行う(次ページ図参照)
→分野別評価の部会が実績を重ね、その後分野別評価機関として独立することが想定されている

* 分野別評価団体を構成するメンバーとしては、①当該分野の学校協会②同
業界団体③同学会④国家資格系では、国試に関係する団体、等が想定さ
れる

評価機構の発展した新組織

独立した分野別評価団体



③分野別評価組織確立のための課題解決に向けて

i) 職業教育における専門分野分類の確立

→東京都専修学校各種学校振興対策部の取組

ii) NQF (National Qualifications Framework)への取組みの国家レベルにおける始動が必要条件

→国際通用性の確立へ

iii) 分野別評価基準確立への研究助成および評価組織開発と事業継続への財政的補助

→専門職大学院、専門職大学、職業実践専門課程を対象とした
分野別認証評価団体への補助の可能性

以上

平成 30 年 3 月発行（禁無断掲載）

文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価に関する
調査研究及び仕組みの詳細設計

事業成果報告書

発行 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625